

山口県環境影響評価技術指針解説書

平成31年3月（改訂）

山口県環境生活部環境政策課

目 次

I	技術指針の趣旨及び解説書の目的	1
1	技術指針の趣旨	1
2	解説書の目的	1
II	環境影響評価の実施手順	3
1	対象となる事業	3
2	実施手順	3
III	計画段階配慮に係る技術手法等	6
1	複数案の設定	6
1-1	計画段階配慮を実施する時期	6
1-2	複数案設定に当たっての留意点	6
(1)	複数案とは	7
(2)	位置・規模に関する複数案の設定が困難な場合	7
(3)	計画熟度が低い場合の複数案の設定方法	7
(4)	複数案の設定の考え方の明示	8
(5)	事業計画の熟度に応じた複数案の設定	8
(a)	位置・規模の複数案	8
(b)	配置・構造の複数案	9
(6)	複数案からの絞り込み	11
(7)	複数案の設定数	12
【参考】	複数案の設定事例	12
1-3	ゼロ・オプション（事業を実施しない案）の取扱い	13
(1)	ゼロ・オプションについて	13
(2)	現状把握やBAUと複数案の関係について	13
(3)	条例対象事業種以外の事業を複数案に含む場合について	13
【参考】	事業を実施しない場合の環境影響の比較の例	15
1-4	複数案を設定しない場合	16
1-5	複数段階で配慮書案を作成する場合の留意点	17
2	事業特性及び地域特性の把握	18
3	計画段階配慮事項の選定	19
(1)	重大な環境影響のおそれのある環境要素（計画段階配慮の対象となる環境要素）	20
(2)	影響要因の区分	24
【参考】	工事中において環境要素の設定を行った事例	25
(3)	計画段階配慮事項の選定	26
(4)	プラス面の環境影響について	28
(5)	EIA段階の環境保全措置で回避・低減可能と考えられる事項等について	28
(6)	専門家等の助言について	28

4	調査、予測、評価の手法	29
4-1	調査、予測及び評価の手法の選定	29
	(1) 調査、予測及び評価手法の選定の基本的な考え方	30
	(2) 専門家等の助言	30
	(3) 調査、予測及び評価の手法の選定理由について	31
4-2	調査の手法	31
	(1) 調査すべき情報	32
	(2) 調査の基本的手法	32
	(3) 調査地域	32
4-3	予測の手法	33
	(1) 予測の基本的手法	33
	(2) 予測地域	33
	(3) 定性的予測の取扱い	33
	(4) 予測の不確実性の取扱い	34
4-4	評価の手法	35
	(1) 環境要素ごとの重大な環境影響の比較整理	35
	(2) 複数案の環境影響に関する特徴の整理	36
	(3) 重大な環境影響の要素以外の要素の取扱い	36
	(4) 単一案の場合の評価方法	37
5	ティアリング	38
	(1) 事業計画の説明への活用	38
	(2) スコーピングへの活用	38
	(3) 調査結果（データ）の活用	38
	(4) 予測結果の活用	38
	(5) 環境影響の回避・低減の説明への活用	38
	【参考】ティアリングの実施事例	40
IV	環境影響評価項目に係る技術手法等	43
1	事業特性及び地域特性の把握	43
	(1) 特性の把握に当たっての基本的な考え方	44
	(2) 把握すべき事項	45
	(3) 留意事項	51
2	環境影響評価項目の選定	53
	(1) 項目選定に当たっての基本的な考え方	54
	(2) 環境要素の区分	55
	(3) 影響要因の区分	57
	(4) 環境影響評価項目の選定	59
	(5) 留意事項	60
3	調査、予測及び評価の手法	63
3-1	調査、予測及び評価の手法の選定	63
	(1) 選定項目の区分と留意事項	64

(2) 手法の選定	-----	66
(3) 手法選定及び見直しに関する留意事項	-----	66
(4) 手法選定理由の明確化	-----	68
3-2 調査の手法	-----	68
(1) 調査すべき情報	-----	69
(2) 調査の基本的手法	-----	69
(3) 調査地域	-----	71
(4) 調査の地点	-----	71
(5) 調査の期間及び時期	-----	71
3-3 予測の手法	-----	72
(1) 予測の方法	-----	73
(2) 予測地域	-----	74
(3) 予測の地点	-----	74
(4) 予測の対象となる時期	-----	74
3-4 評価の手法	-----	75
(1) 環境影響の回避・低減に係る評価	-----	75
(2) 国又は地方公共団体の環境保全施策との整合性に係る検討	-----	76
(3) 事業者以外の者による環境保全措置の取扱い	-----	76
V 環境保全のための措置	-----	77
1 環境保全措置の検討	-----	77
1-1 環境保全措置の検討に当たっての基本的な考え方	-----	77
1-2 検討結果の検証	-----	79
1-3 検討結果の整理	-----	80
1-4 留意事項	-----	81
2 事後調査	-----	82
2-1 事後調査についての基本的な考え方	-----	82
2-2 事後調査の項目及び手法の選定に当たっての留意事項	-----	82
2-3 事後調査の項目及び手法の選定に当たって明らかにすべき事項	-----	84
VI 配慮書、方法書、準備書、評価書及び措置状況報告書の作成	-----	86
1 配慮書の作成	-----	86
2 方法書の作成	-----	89
3 準備書の作成	-----	92
4 評価書の作成	-----	98
5 措置状況報告書の作成	-----	99
VII その他	-----	102
1 都市計画対象事業に係る技術指針の適用	-----	102
2 対象港湾計画に係る技術指針の適用	-----	103
3 法対象事業に係る技術指針の適用	-----	104
[技術指針の施行・改正経緯]	-----	105

参考資料

1	参考文献等	-----	106
	(1) 全般	-----	106
	(2) 対象事業別	-----	106
	(3) 環境要素別	-----	112
2	技術指針の読替対照表	-----	113
2-1	都市計画に定められる対象事業等に関する特例に係る技術指針読替対照表 (第16条関係)	-----	114
2-2	対象港湾計画に係る環境影響評価その他の手続の準用規定に係る技術指針読替対 照表(第17条第2項関係)	-----	139

I 技術指針の趣旨及び解説書の性格

1 技術指針の趣旨

(趣旨)

第1条 この指針は、山口県環境影響評価条例（平成10年山口県条例第37号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、同条第2項各号に掲げる事項について定めるものとする。

(条例第4条第1項) 知事は、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価が適切に行われるために必要な指針（以下「技術指針」という。）を策定しなければならない。

(条例第4条第2項) 技術指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 1又は2以上の第一種事業又は第二種事業（以下「第一種事業等」という。）の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する事項
- 二 環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定に関する事項
- 三 環境の保全のための措置に関する事項

【解説】

条例第2条第2項に定める「第一種事業」又は同条第3項に定める「第二種事業」を実施しようとする者は、この指針に基づき、事業の位置・規模や施設の配置・構造等の計画の立案段階において、事業による重大な環境影響について、調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）を行い、配慮書を作成することができる。また、条例第2条第4項に定める「対象事業」を実施しようとする者は、対象事業の実施が環境に及ぼす影響を明らかにするために必要な調査等を行い、環境影響評価準備書等を作成しなければならない。

なお、この技術指針は、各事業に共通するものとして定めるものであり、事業者がこの指針に基づき調査等を行うに当たっては、当該事業の種類及び規模、地域の環境の状況等を勘案して、必要な環境影響評価の項目及び調査等の技術的手法等を選定するとともに、必要に応じてこの技術指針に記載のない事項についても考慮するものとする。

おって、この技術指針は、今後の科学的知見の進展及び環境影響評価の実施例の積み重ねに応じて、適切な判断を加え、所要の改定を行うものである。

2 解説書の目的

本解説書は、山口県環境影響評価技術指針の内容について具体的な解説を行うものである。

○ 略語解説

この解説書の本文中において、関連する条例やガイドライン等について、次のとおり略語を使用する。

- ・「条例」：「山口県環境影響評価条例」（平成10年山口県条例第37号）
- ・「規則」：「山口県環境影響評価条例施行規則」（平成11年山口県規則第3号）

- ・「技術指針」：「山口県環境影響評価技術指針」（平成11年山口県告示第414号）
- ・「改正通知」：「山口県環境影響評価条例の一部を改正する条例等の施行について」（通知）
（平24環境政策第843号 山口県環境生活部長通知）
- ・「技術ガイド」：「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」
（平成25年3月 環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会）
- ・「港湾技術ガイド」：「港湾分野の環境影響評価に関する計画段階配慮書作成等ガイドライ

ン」

（平成25年4月 国土交通省 港湾局）

II 環境影響評価の実施手順

1 対象となる事業

環境影響評価の対象となる事業は、表Ⅱ－１に示すとおりであり、第一種事業と第二種事業に分けられる。

第一種事業は、環境影響評価その他の手続（以下「環境影響評価等」という。）を必ず行わなければならない事業であり、第二種事業は、事業の内容や地域の状況により環境影響評価が必要かどうかの判定が行われ、必要と判断されれば環境影響評価が義務付けられる事業である。

なお、環境影響評価法（以下「法」という。）の対象事業又は判定を受ける前の法第二種事業に該当するものは、法の規定に基づき環境影響評価等の手続が行われることとなり、条例の第一種事業及び第二種事業から除かれる。ただし、法第二種事業で法の手続は不要と判断された場合でも条例の対象となることもある。

2 実施手順

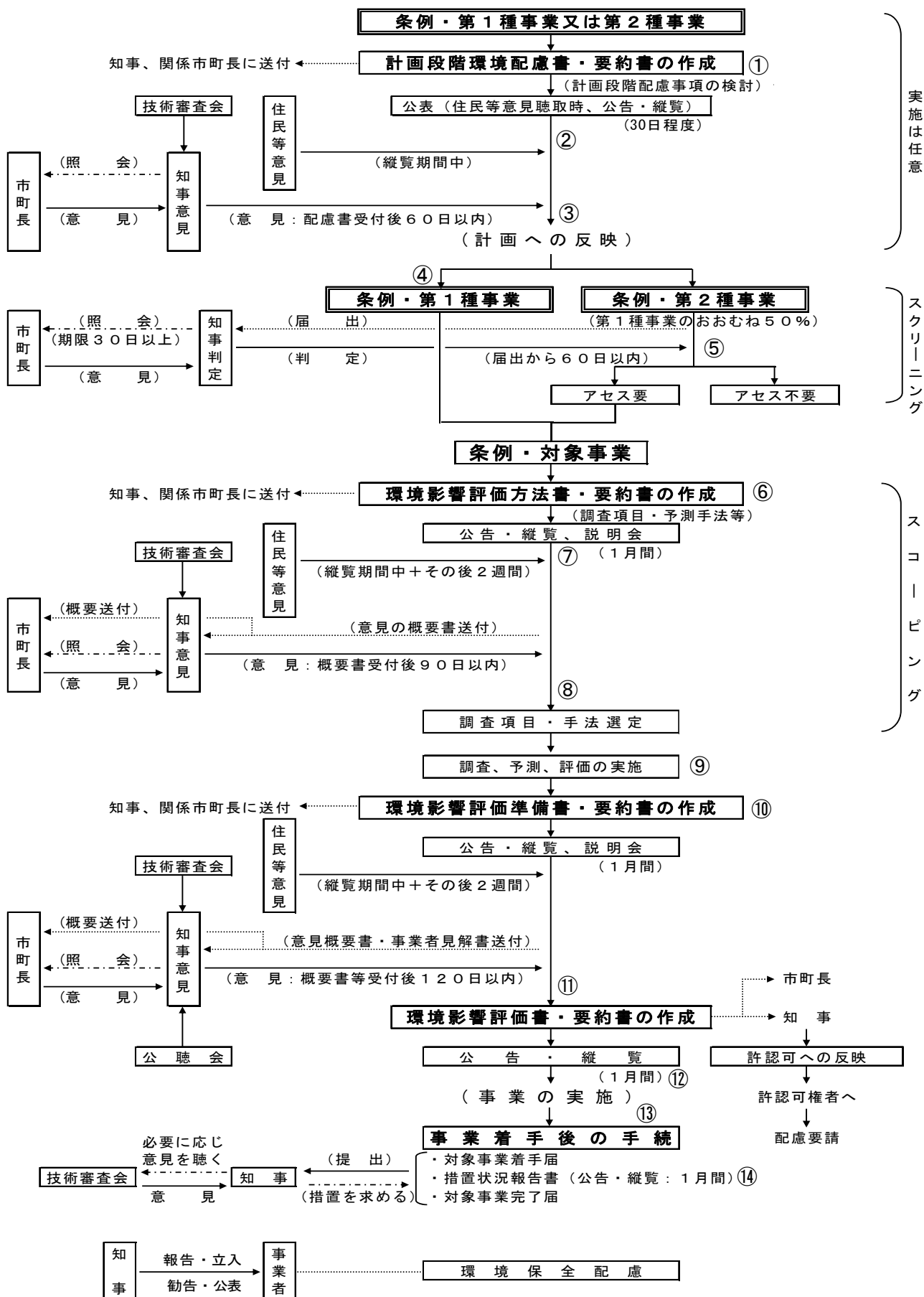
条例に基づく環境影響評価の実施手順は、図Ⅱ－１に示すとおりである。

- ① 第一種事業又は第二種事業を実施しようとする事業者は、事業の位置・規模又は施設の配置・構造の立案段階において、事業による重大な環境影響について調査・予測・評価を行い、「計画段階配慮書」（以下「配慮書」という。）を作成する。
- ② 配慮書の案又は配慮書について、公告・縦覧し、住民等の意見を聴く。
- ③ 配慮書について関係市町長及び知事の意見を聴き、事業計画に反映させる。
(①から③までの一連の手続は、事業者の任意)
- ④ 事業計画が第一種事業に該当する場合は、環境影響評価（⑥以降）の手続が義務付けられる。
- ⑤ 第二種事業に該当する場合は、環境影響評価を行う必要があるかどうかについて、知事が市町長の意見を聴いて判定する。ただし、事業者は、判定を受けることなく環境影響評価を行うことができる。
- ⑥ 対象事業を実施しようとする事業者は、事業特性及び地域特性を把握した上で、影響要因及び環境要素を抽出し、環境影響評価項目及び調査・予測・評価の方法を記載した「環境影響評価方法書」（以下「方法書」という。）を作成する。
- ⑦ 事業者は、方法書を公告・縦覧するとともに説明会を開催し、調査等の方法について住民等の意見を聴く。
- ⑧ 方法書について、関係市町長及び知事の意見を聴き、調査等の方法を選定する。
- ⑨ 対象事業実施区域及び周辺を中心に調査を実施し、事業が環境に及ぼす影響について予測・評価するとともに、環境への影響を回避、低減するため、環境保全措置の検討を行う。
- ⑩ ⑨の結果を「環境影響評価準備書」（以下「準備書」という。）としてまとめ、公告・縦覧するとともに、説明会を開催する。
- ⑪ 住民等の意見を聴き、その意見及び事業者の見解を知事に送付するとともに、知事の意見を踏まえて必要な修正を加え、「環境影響評価書」（以下「評価書」という。）を作成する。
- ⑫ 評価書を公告・縦覧する。
- ⑬ 必要に応じて、工事中及び供用後の環境の状況を把握するための調査（事後調査）を行う。
- ⑭ 事業実施後（概ね、供用後半年以内）に「措置状況報告書」を作成し、その旨公告し、縦覧するとともに、知事の意見を聴き、必要があれば新たな環境保全措置を講ずる。

表Ⅱ－１ 環境影響評価の対象となる事業（環境影響評価条例、環境影響評価法）

事業の種類		第1種事業		第2種事業		
		条例	法	条例	法	
1 道路	高速自動車国道	すべて	同 左	—	—	
	一般国道等	一般国道	4車線以上 かつ 長さ 10km以上	同 左	4車線以上 かつ 5km以上 10km未満	4車線以上 かつ 7.5km以上 10km未満
		県市町道	4車線以上 かつ 長さ 10km以上	—	4車線以上 かつ 5km以上 10km未満	—
	林道	幅員 6.5m以上 かつ 長さ 20km以上	同 左*1	6.5m以上 かつ 10km以上 20km未満	6.5m以上 かつ 15km以上 20km未満*1	
2 ダム等	ダム	貯水面積 100ha以上	同 左*4	50ha以上 100ha未満	75ha以上 100ha未満*4	
	堰	湛水面積 100ha以上	同 左*4	50ha以上 100ha未満	75ha以上 100ha未満*4	
	放水路	改変面積 100ha以上	同 左	50ha以上 100ha未満	75ha以上 100ha未満	
3 鉄道、軌道	新幹線鉄道	すべて	同 左	—	—	
	普通鉄道	長さ 10km以上	同 左	5km以上 10km未満	7.5km以上 10km未満	
	新設軌道	長さ 10km以上	同 左	5km以上 10km未満	7.5km以上 10km未満	
4 飛行場		滑走路2,500m以上	同 左	2,500m未満	1,875m以上 2,500m未満	
5 発電所	水力発電所	出力 3万kW以上	同 左*4	1.5万kW以上 3万kW未満	2.25万kW以上 3万kW未満*4	
	火力発電所	出力 15万kW以上	同 左	7.5万kW以上 15万kW未満	11.25万kW以上 15万kW未満	
	地熱発電所	—	出力1万kW以上	—	0.75万kW以上 1万kW未満	
	原子力発電所	すべて	同 左	—	—	
	風力発電所	出力 1万kW以上	同 左	0.5万kW以上 1万kW未満	0.75万kW以上 1万kW未満	
	太陽光発電所	面積 100ha以上	—	面積 50ha以上 100ha未満 又は 森林伐採区域 20ha以上	—	
6 廃棄物 処理施設	ごみ焼却施設 又は 産業廃棄物焼却施設	処理能力 200トン/日以上	—	—	—	
	し尿処理施設	処理能力 200kL/日以上	—	—	—	
	一般廃棄物又は産業 廃棄物の最終処分場	埋立面積 30ha以上	同 左	15ha以上 30ha未満	25ha以上 30ha未満	
7 工場又は事業場		燃料使用量15kL/時以上 又は排水量1万m ³ /日以上	—	—	—	
8 下水道終末処理場		敷地面積 10ha以上	—	—	—	
9 スポーツ又は レクリエーション 施設	ゴルフ場等	面積 100ha以上	—	50ha以上 100ha未満	—	
	スポーツ施設	面積 100ha以上	—	50ha以上 100ha未満	—	
10 水面の埋立て又は干拓		面積 50ha超	同 左	15ha以上 50ha以下	40ha超 50ha以下	
11 土地区画整理事業		面積 100ha以上	同 左	50ha以上 100ha未満	75ha以上 100ha未満	
12 住宅団地の造成		面積 100ha以上	同 左*2	50ha以上 100ha未満	75ha以上 100ha未満*2	
13 流通業務団地の造成		面積 100ha以上	同 左	50ha以上 100ha未満	75ha以上 100ha未満	
14 工業団地の造成		面積 100ha以上	同 左*3	50ha以上 100ha未満	75ha以上 100ha未満*3	
15 鉱物又は岩石の採取		面積 100ha以上	—	50ha以上 100ha未満	—	
16 複合開発整備事業		9、12、13、14の項に掲げる 2以上の事業を併せ実施する 事業 (合計面積100ha以上)	—	9、12、13、14の項に掲げる2 以上の事業を併せ実施する事業 (合計面積50ha以上)	—	
港 湾 計 画		条例：国際拠点港湾、重要港湾及び地方港湾に係る港湾計画について、埋立て又は掘り込み面積が150ha以上 (法：国際拠点港湾及び重要港湾に係る港湾計画について、埋立て又は掘り込み面積が300ha以上)				

注) 1 この表は、山口県環境影響評価条例施行規則別表第1及び環境影響評価法施行令別表第1に掲げる新設等の事業について要約したものであり、改築、変更等の事業は省略している。
 2 法において、*1は大規模林道事業、*2は新住宅市街地開発事業等、*3は地域振興整備公団事業等について適用されることを示しており、*4はダム・堰と水力発電所が併設される場合の細区分があることを示す。
 3 法対象事業又は判定を受ける前の法第2種事業に該当するものは、法の規定に基づき環境影響評価等の手続が行われることとなり、条例の第1種事業及び第2種事業から除かれる。



図Ⅱ-1 山口県環境影響評価条例の手続の流れ

Ⅲ 計画段階配慮に係る技術手法等

1 複数案の設定

1-1 計画段階配慮を実施する時期

(計画段階配慮事項についての検討)

(条例第4条の2) 第一種事業等を実施しようとする者(委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ。)は、第一種事業等に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定するに当たっては、規則で定めるところにより、計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第一種事業等を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うこととした旨を知事に書面により通知するものとする。

(条例第4条の2第1項の規則で定める事項)

(規則第3条の2) 条例第4条の2第1項の規則で定める事項は、第一種事業等を実施する区域の位置、第一種事業等の規模又は第一種事業等に係る施設等の構造若しくは配置に関する事項とする。

【解説】

計画段階配慮の目的は重大な影響の回避・低減であることから、計画段階配慮は、事業の「位置・規模」又は「配置・構造」に係る複数案の設定が可能な時期から、位置等が確定する前までに実施することが望ましい¹⁾。具体的な実施時期については、事業特性や地域特性を踏まえ、適切な時期を検討する¹⁾。

計画段階配慮は、事業実施による重大な環境影響の回避・低減を図るために、位置・規模又は配置・構造に関して、複数案から1案に絞り込むプロセスの1つとして環境面の検討を行うものである。このため、計画段階配慮は位置等に係る複数案を検討する段階で実施することが望ましく、事業ありきで複数案を後付けで設定し検討することは望ましくない¹⁾。

なお、事業の計画の熟度が低い段階では、事業の諸元が決まっていないため、定量的予測が困難となる場合があることに留意する¹⁾。ただし、定性的な予測しかできない場合であっても、例えば事業の位置決めによる動植物・生態系への重大な影響の回避等、早期段階で配慮を検討することの意義は大きい¹⁾。

1-2 複数案設定に当たっての留意点

第1条の2 第一種事業等を実施する区域の位置、第一種事業等の規模又は第一種事業等に係る施設等の構造若しくは配置に関する複数の案(以下「位置等に関する複数案」という。)の設定に当たっては、第一種事業等を実施する区域の位置又は第一種事業等の規模に関する複数の案の設定を優先させるよう努めるものとし、また、第一種事業等の実施に伴う重大な環境影響を回避し、又は低減するために第一種事業等に係る施設等の構造及び配置が重要となる場合があることに留意するものとする。

(位置等に関する複数案の設定)

(規則第3条の3) 第一種事業等を実施しようとする者は、条例第4条の2第1項の規定により計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うに当たっては、第一種事業等を実施する区域の位置、第一種事業等の規模又は第一種事業等に係る施設等の構造若しくは配置に関する複数案を適切に設定するものとし、当該複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

【解説】

(1) 複数案とは

複数案とは、事業目的が達成可能な事業、施策又はそれらの組合せで、現実的に実施可能な案をいう¹⁾。また、事業目的が達成されない案や現実的には不可能な案を含めてまで複数案を設定する必要はない¹⁾。

事業目的を達成するためには、条例対象事業種以外の事業や条例対象規模未満の事業を複数案の一つとして検討することもある。また、条例対象事業種以外の事業を組み合わせることにより、条例対象事業種の建造物等を新築する場合であっても条例の対象規模未満になる場合も想定される。このように、事業目的の達成が可能な事業等は、複数案の一つになり得る¹⁾。

(2) 位置・規模に関する複数案の設定が困難な場合

複数案は、重大な環境影響を回避・低減できる余地が大きいと考えられるという理由で、「位置・規模」を優先すべきとされている²⁾。しかしながら、立地条件から事業の位置が制約される場合や、既に上位計画で事業の位置・規模が決定している場合も想定される²⁾。このような場合には位置・規模に係る複数案の設定が困難であることから、配置・構造に係る複数案を検討する必要がある²⁾。

なお、事業の位置・規模や施設の配置・構造に係る複数案を設定しない場合には、設定を行わなかった理由を配慮書に記載する必要がある。

計画段階配慮を行う段階では事業実施想定区域を広く設定しておき、以降の手続の中で環境影響の回避・低減も考慮して事業区域を絞り込んでいくような検討の進め方は、「位置・規模の複数案からの絞り込みの過程」であると捉えることができる²⁾。すなわち、こうした「区域を広めに設定する」タイプの複数案は、「位置・規模の複数案」の一種とみなすことができる²⁾。

(例)・線の事業において、ルートを一定以上の幅を持って示す方法

・点的事業や面的事業において、必要な事業面積よりも広い区域を示しておき、その範囲の中で実際の事業実施区域を絞り込んでいく方法 等²⁾

(3) 計画熟度が低い場合の複数案の設定方法

計画段階配慮において環境影響を検討するに当たり、計画熟度が低い場合には、予測条件に必要な事業計画(諸元)を設定することができないことも想定される²⁾。計画段階配慮の目的が重大な環境影響の回避・低減にあることを踏まえ、計画熟度が低い段階で複数案を設定する一つの考え方として、現実的な範囲で設定しうる計画を設定し、複数案を作成することが考えられる²⁾、³⁾。その際には、複数案間で環境影響の程度が比較できるように位置・規模等のバリエーションをもたせた複数案を設定することが望ましい³⁾。こうしたケースでは、設定する複数案の中に最終案となる案が含まれないこともあり得る。²⁾

なお、配慮書手続以降、方法書手続に至るまでの間に、環境面、社会面及び経済面等から

総合的に検討され事業計画が具体化していくため、配慮書に記載した複数案の中に、必ずしも最終的な事業計画が含まれていない場合もあり得る⁶⁾。このような場合においても、配慮書手続をやり直す必要はないが、方法書においては、最終案に至った過程における環境面からの検討の経緯を示すことが必要である²⁾。

(4) 複数案の設定の考え方の明示

複数案は、事業計画の熟度や社会・経済面等についても、案ごとに設定に当たっての背景があると考えられることから、設定された複数案について、その背景が配慮書に記述されることが望ましい³⁾。

(5) 事業計画の熟度に応じた複数案の設定

複数案は、事業計画の熟度に応じて適切に設定することが望ましい。大まかな事業種ごとに分けた計画段階配慮の実施段階における事業計画の熟度に対応する複数案の設定イメージの例は、以下に示すとおりである³⁾。

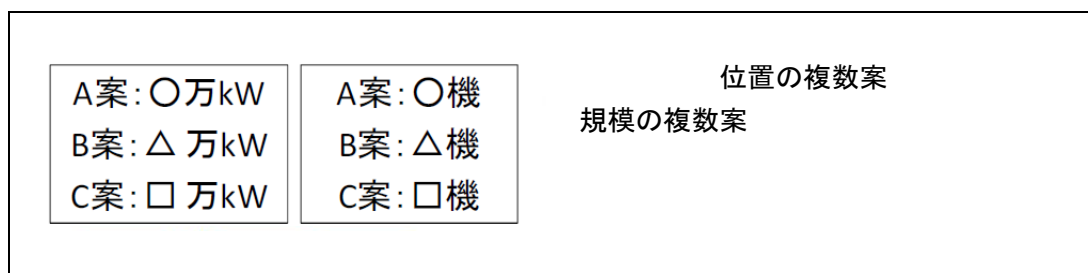
表Ⅲ－１ 大まかな事業種と事業計画の熟度の関係³⁾ (一部修正)

事業種	事業計画の熟度が低い		事業計画の熟度が高い	
	位置	規模	配置	構造
点事業 (発電)	実施位置の複数案	実施規模の複数案	煙突、排水口等の位置の複数案	煙突の高さ、排水口の深度等の複数案
線事業 (鉄道、道路、林道等)	ルートの複数案 幅を持ったルート帯		(平面、トンネル、切盛等の複数案)	
面事業 (ダム、廃棄物最終処分場、土地区画整理事業等)	実施位置の複数案	実施規模の複数案	(計画地内での配置等の複数案)	(建造物等の構造の複数案)

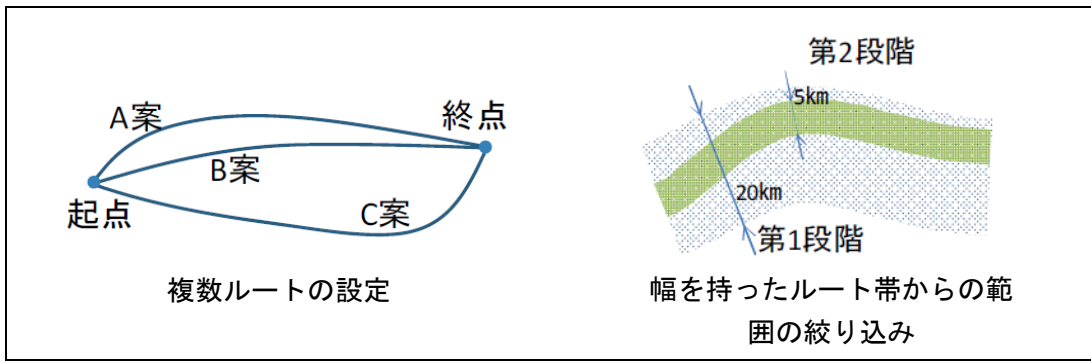
大まかな事業種として点、線、面事業に分類した。これらは条例対象事業の規模要件をイメージしたものである(点：出力規模、線：長さ、面：面積)。なお、点事業や線事業で埋立を伴う場合には埋立の行為を面事業として捉える等、規模要件のとおりに厳密に区分するものではない。

(a) 位置・規模の複数案

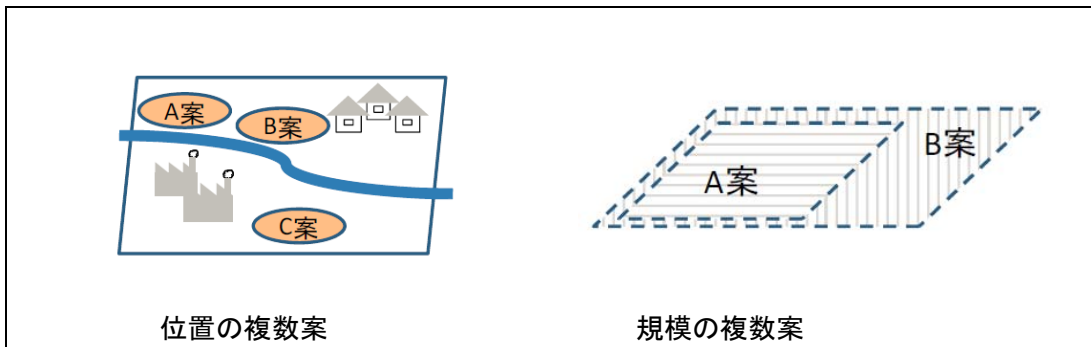
事業計画の熟度が低い段階では、事業の位置・規模の複数案に関する設定が可能であり、重大な環境影響の回避・低減が効果的に行われることが期待できる。⁴⁾



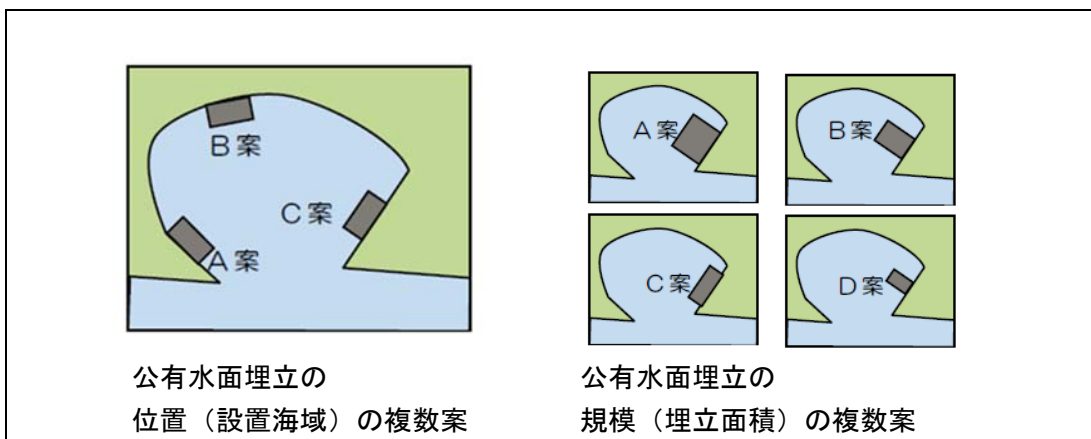
図Ⅲ－１ 点事業における位置・規模の検討段階のイメージ⁴⁾



図III-2 線事業における位置・規模の検討段階のイメージ⁴⁾



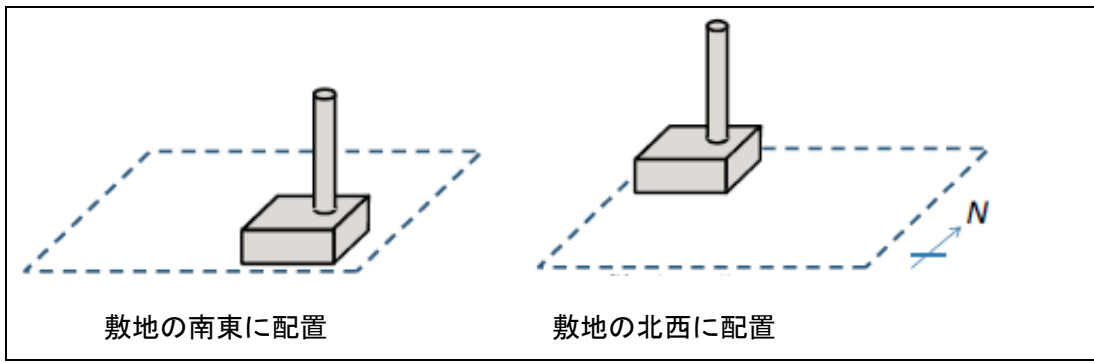
図III-3 面事業における位置・規模の検討段階のイメージ(1)⁴⁾



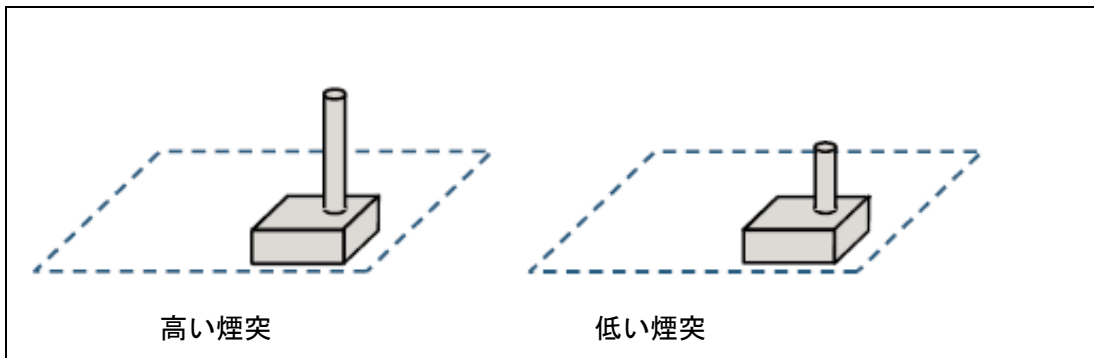
図III-4 面事業における位置・規模の検討段階のイメージ(2)¹³⁾

(b) 配置・構造の複数案

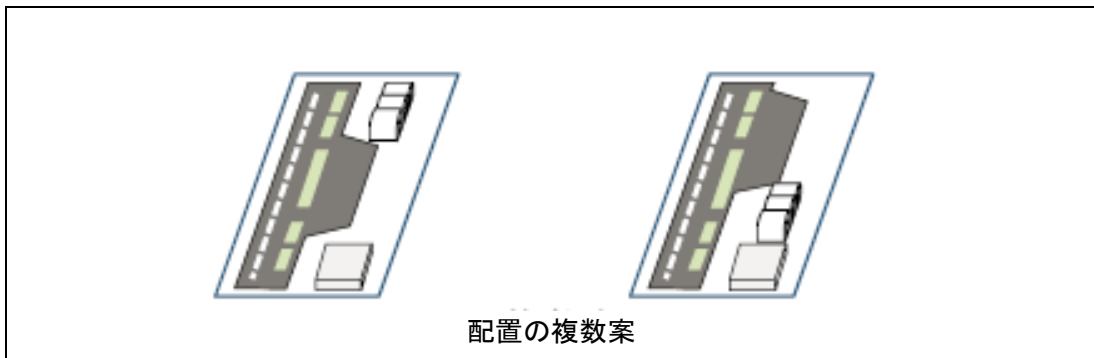
事業の位置・規模が決定している段階では、土地利用や施設の配置・構造により、環境への影響を回避・低減可能な複数案の設定が考えられる。例えば、廃棄物最終処分場事業では、施設の配置や土地利用の割合等、ある程度の制約条件下での複数案の設定が想定される。⁵⁾



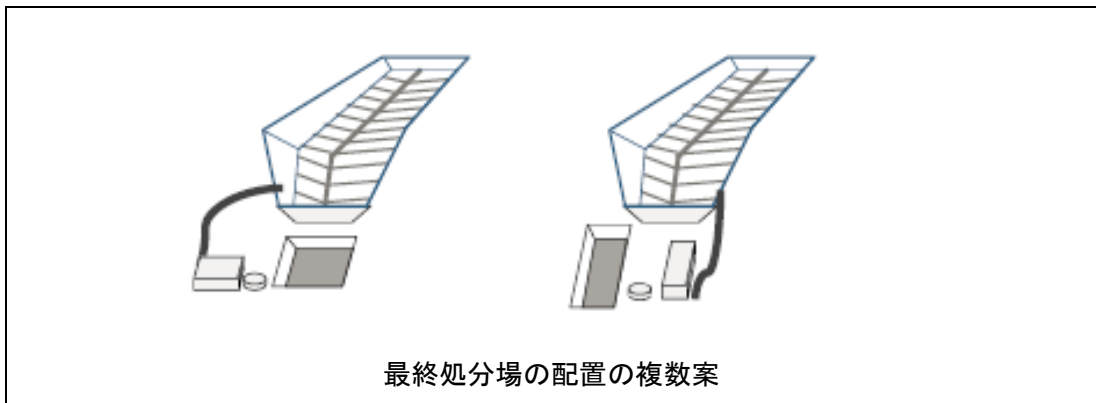
図Ⅲ－５ 点事業における配置の検討段階のイメージ⁵⁾



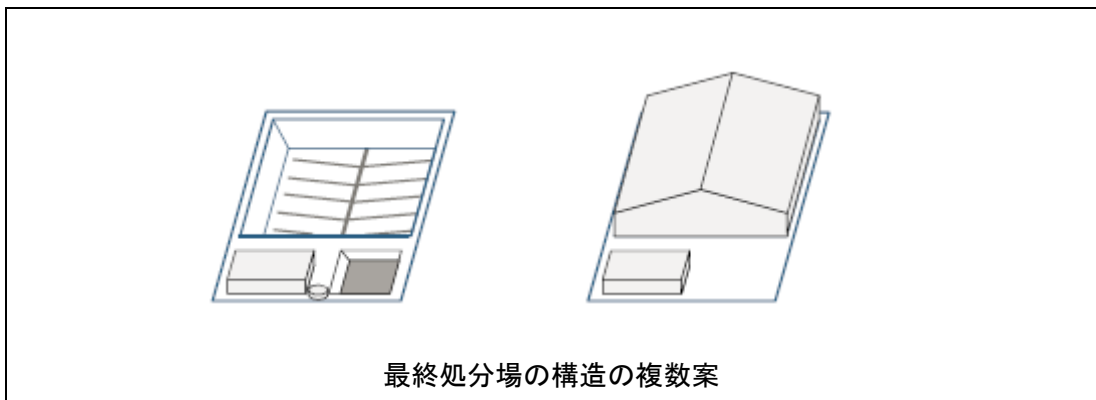
図Ⅲ－６ 点事業における構造の検討段階のイメージ⁵⁾



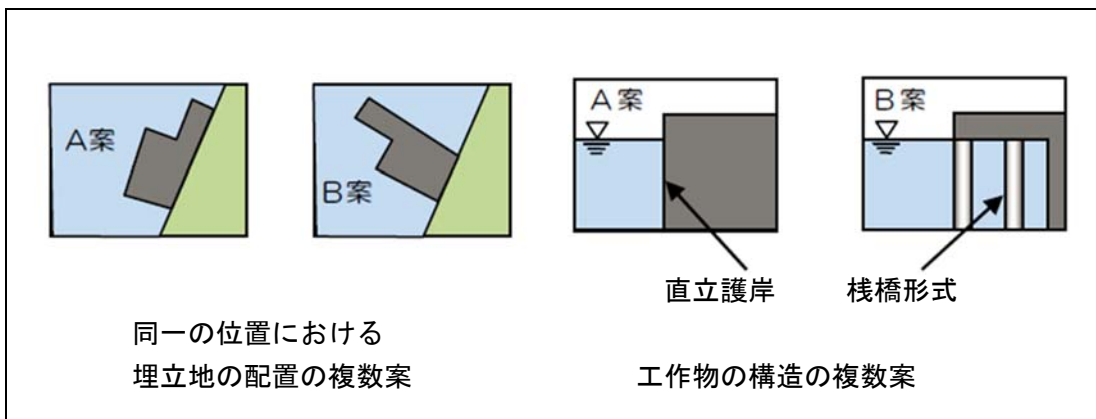
図Ⅲ－７ 線事業における配置・構造の検討段階のイメージ⁵⁾



図Ⅲ－８ 面事業における配置・構造の検討段階のイメージ(1)⁶⁾



図Ⅲ－９ 面事業における配置・構造の検討段階のイメージ(2)⁶⁾



図Ⅲ－10 面事業における配置・構造の検討段階のイメージ(3)¹³⁾

(6) 複数案からの絞り込み

計画段階配慮の手續以降、方法書手續に至るまでの間、すなわち複数案からの絞り込みが行われる間に、社会面、経済面からも含め、総合的に検討され事業計画が具体化していく。このため、配慮書に記載されている複数案に含まれている案と方法書以降の手續における事業計画とが一致しない場合はあり得る。このような場合、配慮書手續をやり直す必要はないが、最終案に至った過程における環境配慮の検討経緯は、方法書において明らかにすること

が必要である⁶⁾。

(7) 複数案の設定数

計画段階配慮において設定する複数案の数は、あまり多いと比較評価が分かりにくくなる可能性がある⁶⁾。適正な比較評価を確保する観点から3案程度とすることが望ましい¹³⁾。

【参考】複数案の設定事例

国土交通省の公共事業の構想段階計画策定プロセス（以下「PIプロセス」という。）や地方自治体の環境配慮書や戦略的アセスメント制度（以下「自治体SEA」という。）による複数案の設定事例は、表Ⅲ－２に示すとおりであり、事業計画の早い段階で実施されるPIプロセスにおいては「位置・規模」の複数案、自治体SEAでは「配置・構造」の複数案が多く見られ、複数案の数は2～4案で3案が最も多く見られる⁶⁾。

表Ⅲ－２ 複数案の設定事例⁷⁾

分類		事業計画名称	計画策定者	位置・規模	配置・構造	複数案の数	
国交省 (PIプロセス)	1	那覇空港滑走路増設事業 平成20年12月	内閣府沖縄総合事務所、国土交通省、沖縄県		○	4案 ^{注1} 2案 ^{注1}	
	2	関門航路周辺海域における土砂処理計画 平成23年7月	国土交通省北九州港湾・空港整備事務所	○		4案	
	3	名古屋港で発生する浚渫土砂の新たな処分場計画 平成23年	国土交通省中部地方整備局名古屋港湾事務所	○		4案	
自主 (参考)	4	中央新幹線(東京都・名古屋市間)計画段階環境配慮書 平成23年6月	東海旅客鉄道株式会社	○		2案 ^{注2}	
自治体 SEA (参考)	埼玉県	5	地下鉄7号線延伸計画(浦和美園～岩槻) 平成25年2月	埼玉県(交通政策課)	○	○	3案
		6	所沢市北秋津地区土地区画整理事業 平成15年12月	所沢市(都市整備課)		○	3案＋ 参考案
		7	彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業基本構想 平成17年1月	埼玉県(資源循環推進課)		○	3案
		8	圏央道幸手IC(仮称)東側地域の整備計画 平成22年8月	幸手市(企業誘致推進室)		○	2案
	東京都	9	圏央鶴ヶ島IC周辺地域整備基本構想 平成22年8月	埼玉県(企業立地課)		○	3案
		10	豊洲新市場建設計画 平成16年9月	東京都(中央卸売市場)		○	3案
		11	(仮称)東京港臨港道路南北線建設計画 平成20年10月	東京都(港湾局港湾整備部計画課)	○	○	4案

注1：総合的な調査段階では段階別に設定し、最終検討の構想段階では2案の複数案を設定している。

注2：STEP1では2ルートと比較検討し、STEP2の配慮書において複数案は設定されていないが、約3kmの幅を持たせた概略ルートを示している。

1-3 ゼロ・オプション(事業を実施しない案)の取扱い

(位置等に関する複数案の設定)

第1条の2

2 位置等に関する複数案の設定に当たっては、第一種事業等を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合は当該案を含めるよう努めるものとし、当該案を含めない場合はその理由を明らかにするものとする。

【解説】

(1) ゼロ・オプションについて

ゼロ・オプションとは、「事業目的が達成可能で、条例の対象事業種の事業を実施しない案であり、複数案の一つ」である。

(2) 現状把握やBAUと複数案の関係について

設定した複数案についての環境影響評価を実施する際に、事業により生ずる環境影響を比較するためのベースラインとして「現状」や「BAU(Business As Usual: 現状推移結果)」を置くことは意義がある⁸⁾。また、事業の実施により生ずる環境面でのプラスの効果(例: 道路の新設による現状の沿道地点における大気質、騒音・超低周波音、振動等の低減や、風力発電所の設置による温室効果ガス排出量削減 等)を現状と比較することにより、環境の改善が見込まれるという評価がなされることも期待される⁸⁾。

ただし、「現状」や「BAU」は一般に事業目的を達成しうる案ではないため、ゼロ・オプションには該当しない⁸⁾。

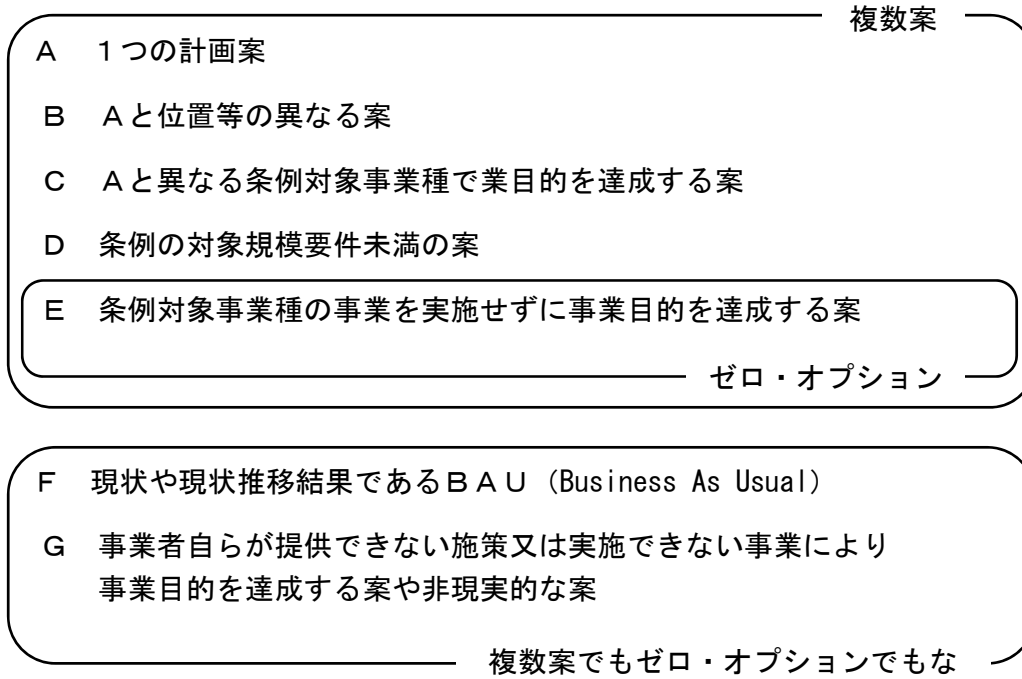
また、技術指針第1条の2における「合理的であると認められる場合」としては、「他の施策又は事業の組合せ等により実現可能な場合」等が想定されるが、事業者が自ら提供できない施策や現実的に実施できない事業は、合理的とは言えない。

(3) 条例対象事業種以外の事業を複数案に含む場合について

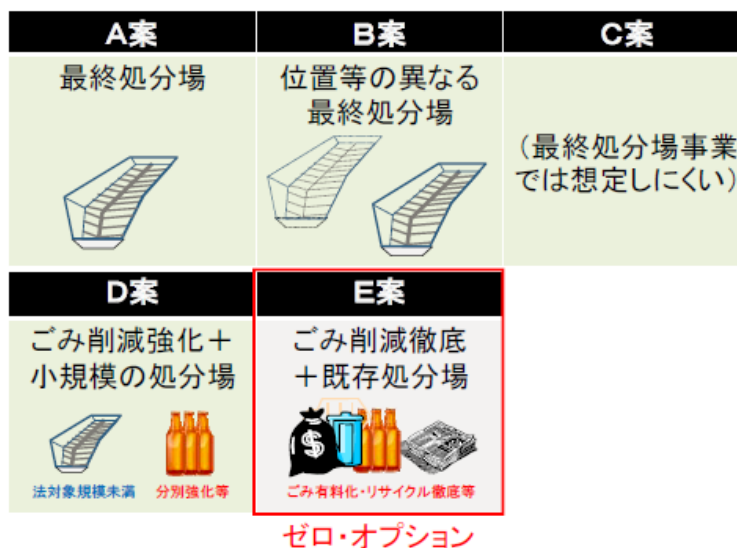
例えば、廃棄物の適正処理を目的とする廃棄物最終処分場事業の場合には、目的達成可能な施策として、条例対象事業の最終処分場の新築等以外に、3R推進による廃棄物の最終処分量そのものの削減施策等が考えられる。このような条例の対象事業種以外の事業や施策による案が設定される場合は、ゼロ・オプションの一種とみなすことができる。

なお、条例の対象事業種を対象規模要件未満で実施するような案は、ゼロ・オプションとして取り扱うことはできず、複数案の一つとして扱う。

※条例第4条の7において、「第一種事業又は第二種事業を実施しないこと」と「修正後の事業が第二種事業に該当しないこと」とは別個のものとして規定されている。したがって、条例上、「事業計画の修正により条例アセス規模要件を下回る」というケースは、「事業を実施しない案」には含まれない。



図Ⅲ－11 複数案とゼロ・オプションの考え方について⁹⁾



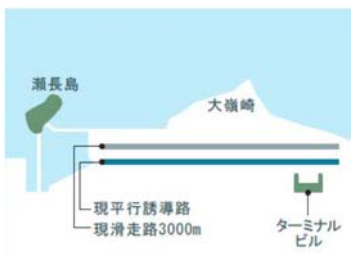
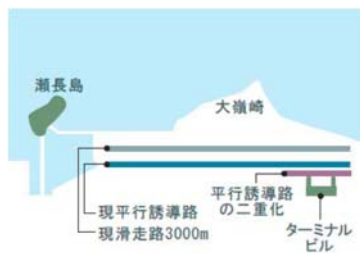
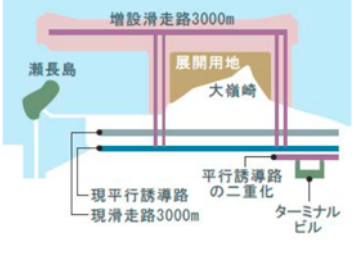
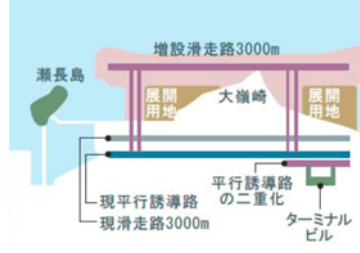
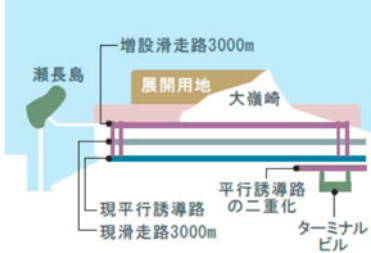
図Ⅲ－12 複数案やゼロ・オプションの考え方の模式図（最終処分場事業の場合）⁹⁾

- ・図Ⅲ－11 及び図Ⅲ－12 は、環境面からの複数案、ゼロ・オプションの考え方を記したものであり、現実的ではない複数案やゼロ・オプションを無理に設定する必要はない⁹⁾。
- ・計画段階配慮を実施する際は、個別の事業特性・地域特性を考慮し、適切な複数案やゼロ・オプションを設定する⁹⁾。

【参考】事業を実施しない場合の環境影響の比較の例

■ 那覇空港滑走路増設計画 ■

那覇空港滑走路増設計画では、総合的な調査段階において、「施策なし」、「平行誘導路の二重化案」、「現行滑走路との距離による3案」の合計5つの案を設定しているが、「施策なし」は各案の特徴を比較するための基準として用いられており、複数案の1つとしては設定していない¹⁰⁾。また、「平行誘導路の二重化案」は、整備効果の視点、事業規模の視点から、将来の需要に対応できないため、次のステップ「構想段階」において除いている。(周辺環境への影響の視点は考慮していない。)¹⁰⁾

「施策なし」、「有効活用方策案」	 <p>施策なし</p>	 <p>平行誘導路の二重化</p>	
抜本的な空港能力向上方策案	 <p>1310m 案</p>	 <p>930m 案</p>	 <p>210m 案</p>

(出典：那覇空港の総合的な調査(沖縄県HP))

■ 地下鉄7号線延伸計画(浦和美園～岩槻) ■

「地下鉄7号線延伸計画(浦和美園～岩槻)平成15年2月」では、評価項目(温室効果ガス等)について、「整備しなかった場合」を予測・評価している¹⁰⁾。

複数案での鉄道運行計画及び鉄道ができたことによる自動車走行への温室効果ガスの影響は同様であるため、「事業を実施した場合」と「事業を実施しなかった場合」で比較検討を行い事業の効果を検討した¹⁰⁾。

予測の結果、事業を実施し自動車による利用を鉄道に転換することにより、わずかではあるが温室効果ガスの排出は低減されることが分かった¹⁰⁾。

温室効果ガスの予測結果(単位:t-CO₂/年)

予測項目	①事業を実施しなかった場合	②事業を実施した場合	①-②
鉄道運行による二酸化炭素排出量	0	2,100	-2,100
自動車走行による二酸化炭素排出量	19,689,800	19,687,100	2,700
合計	19,689,800	19,689,200	600

(出典：地下鉄7号線延伸計画(浦和美園～岩槻)に係る戦略的環境影響評価 報告書)

■ 彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業基本構想 ■

本事例は、埼玉県の廃棄物処理施設の設置を対象としたSEAであり、ゼロ・オプションは設定されていないが、「現状を推移させた場合の状況」として、廃棄物の排出量の増加を予測し、事業の必要性を示している¹¹⁾。

廃棄物の排出量は、平成10年度では経済情勢の影響などで一次低下し、年間1,440万トンであったが、将来的には増加傾向にあり、表-2.4.1に示すように、平成22年度には産業廃棄物で1,268万トン、一般廃棄物で297万トンの排出量を予測している。

廃棄物排出量が今後増加することも加味し、第Ⅰ期事業で資源循環工場等の整備を進めているが、年間約70万トン程度の処理能力であり、産業廃棄物発生量の1/10にも満たない処理量となっている。本対象計画では年間約30万トンを予定しており、第Ⅰ期事業とあわせて約100万トンで、全体の1/10程度にとどまっている。

表-2.4.1 埼玉県内の廃棄物排出量の推移と予測

	平成5年度	平成10年度	将来予測 (平成22年度)
産業廃棄物	1,429万トン	1,180万トン	1,268万トン
一般廃棄物	234万トン	260万トン	297万トン
合計	1,663万トン	1,440万トン	1,565万トン

出典)「埼玉県資源循環戦略21」平成16年、埼玉県

(出典:「彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業基本構想に係る戦略的環境影響評価報告書」)

1-4 複数案を設定しない場合

(位置等に関する複数案の設定)

(規則第3条の3) 第一種事業等を実施しようとする者は、条例第4条の2第1項の規定により計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うに当たっては、第一種事業等を実施する区域の位置、第一種事業等の規模又は第一種事業等に係る施設等の構造若しくは配置に関する複数の案を適切に設定するものとし、当該複数の案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

【解説】

複数案を設定することを基本とするが、事業特性・地域特性から複数案を設定することが現実的でない場合にはやむを得ず単一案となる場合もある¹¹⁾。

複数案を設定することが現実的ではない場合として、例えば事業特性からは道路の改築事業(車線数の増加等)や火力発電所リプレース事業等が考えられる¹¹⁾。また、地域特性からも計画地の立地条件や用地の取得状況等により複数案が設定できないことも考えられる¹¹⁾。

事業計画の複数案を設定しない場合には、配慮書にその理由を明確に示す必要がある。

なお、単一案のケースのうち火力発電所リプレース等、既存の事業敷地内での設備更新であって、環境負荷の低減の効果が明らかであり、かつ環境に関する既存の詳細データが揃っているようなケースでは、計画段階配慮の段階で事業計画の詳細な検討を行うことも考えられ、方法書以降の手続(以下「EIA」という。)の調査、予測、評価の効率化に繋がる可能性もある^{11)、12)}。

1-5 複数段階で配慮書案を作成する場合の留意点

【参考】

計画の立案を段階的に行う場合にあつては、当該立案の過程において、当該意見を複数回求めるように努められたい。

また、複数段階で配慮書の案を作成する場合には、計画熟度に応じて、位置・規模の検討段階、配置・構造の検討段階で複数案を設定することも想定されることから、環境面の検討経緯を示すことが望ましい¹²⁾。

なお、事業計画の絞り込みにおいては、社会面、経済面からも検討されることから、環境面で最も優れた案が採用されるとは限らないため、可能な限り複数案の絞り込みの経緯を説明することが望ましい¹²⁾。

出典

- 1) 技術ガイド p.11
- 2) 同 p.12
- 3) 同 p.13
- 4) 同 p.14
- 5) 同 p.15
- 6) 同 p.16
- 7) 同 p.17
- 8) 同 p.18
- 9) 同 p.19
- 10) 同 p.20
- 11) 同 p.21
- 12) 同 p.22
- 13) 港湾技術ガイド p.36

2 事業特性及び地域特性の把握

(計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握)

第1条の3 第一種事業等に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種事業等の内容(以下「事業特性」という。)並びに事業実施想定区域及びその周囲の自然的社会的状況(以下「地域特性」という。)に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

一 事業特性に関する情報

イ 第一種事業等の規模

ロ 事業実施想定区域

ハ 第一種事業等に係る工事の実施(以下「工事の実施」という。)に係る計画の概要

ニ 工事の実施が完了した後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって第一種事業等の目的に含まれるものの概要

二 地域特性に関する情報

イ 自然的状況

(1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境(以下「大気環境」という。)の状況(環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定により定められた環境上の条件についての基準(以下「環境基準」という。)の確保の状況を含む。)

(2) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境(以下「水環境」という。)の状況(環境基準の確保の状況を含む。)

(3) 土壌及び地盤の状況(環境基準の確保の状況を含む。)

(4) 地形及び地質の状況

(5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

ロ 社会的状況

(1) 人口及び産業の状況

(2) 土地利用の状況

(3) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(4) 交通の状況

(5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(6) 下水道の整備の状況

(7) 環境の保全を目的とする法令又は条例(以下「法令等」という。)により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(8) その他の事項

2 前項第2号に掲げる情報は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとする。この場合において、当該資料については、その出典を明らかにできるよう整理するものとする。

【解説】

計画段階配慮の事項及び手法を選定するために「一般的に把握すべき情報の内容」として、「事業特性」及び「地域特性」に係る情報を最新の文献、資料等により把握するものである。

これらの情報は、事項・手法の選定に関わりがあり得るものを広く集めると共に、詳細な調査等を開始する前であることから、入手が容易な文献、資料等により行うものとし、基本的な考え方は、EIAと同様である(IV-2参照)。

3 計画段階配慮事項の選定

(計画段階配慮事項の選定)

第1条の4 第一種事業等に係る計画段階配慮事項の選定は、当該第一種事業等に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより行うものとする。

2 前項の規定による検討は、次に掲げる各影響要因に関し、物質を排出し、又は既存の環境を損ない、若しくは変化させることとなる要因として事業特性に応じて適切に区分された影響要因ごとに行うものとする。

一 工事の実施（第一種事業等の一部として、事業実施想定区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）

二 工事の実施が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって第一種事業等の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）

3 第1項の規定による検討は、次に掲げる各環境要素に関し、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分された環境要素ごとに行うものとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価が行われるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。）

イ 大気環境

(1) 大気質

(2) 騒音（周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音によるものを含む。）及び超低周波音（周波数が20ヘルツ以下の音をいう。）

(3) 振動

(4) 悪臭

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素

ロ 水環境

(1) 水質（地下水の水質を除く。）

(2) 水底の底質

(3) 地下水の水質及び水位

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素

ハ その他の環境（イ及びロに掲げるものを除く。）

(1) 地形及び地質

(2) 地盤

(3) 土壌

(4) その他の環境要素

二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価が行われるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。）

イ 動物

ロ 植物

ハ 生態系

三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価が行われるべき環境

要素（次号に掲げるものを除く。）

イ 景観

ロ 人と自然との触れ合いの活動の場

四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価が行われるべき環境要素

イ 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。）

ロ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。以下同じ。）

4 第1項の規定による検討は、前条の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて行うものとする。この場合においては、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるように整理するものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

5 第1項の規定による計画段階配慮事項の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、同項の規定により選定した計画段階配慮事項（以下「選定事項」という。）について、選定した理由を明らかにできるように整理するものとする。

【解説】

(1) 重大な環境影響を受けるおそれがある環境要素（計画段階配慮の対象となる環境要素）

重大な環境影響を受けるおそれがある環境要素は、事業特性及び地域特性を勘案して設定することを基本とする¹⁾。

計画段階配慮の対象となる環境要素の区分は、山口県環境基本条例第8条において環境の保全に基本的施策に係る4つの基本方針を大区分としており、EIAと共通である。また、これらに含まれるべき要素を、必要に応じその下位の区分とする。なお、山口県環境基本条例の「環境の保全」の対象とはならない、例えば、災害、交通安全、地域分断、文化財（天然記念物、名勝を除く。）等については、基本的には含まれない。ただし、環境要素として取り扱われる側面がある場合については間接的に対象となり得る。

（山口県環境基本条例第8条における環境の保全に係る施策の基本方針）

- 1 環境の保全上の支障を未然に防止するとともに環境を良好な状態に維持することによって、県民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- 2 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図り、多様な自然環境を適切に保全することによって、人と自然との良好な関係を維持すること。
- 3 森林、農地、水辺地等における身近な自然環境を保全することによって、人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。
- 4 資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することによって、環境への負荷の少ない事業活動及び日常生活への転換を促進すること。

以上の大区分に対する中区分、小区分及び重大な環境影響（計画段階配慮の対象となる環境要素）の選定の考え方を表Ⅲ－3～表Ⅲ－7に示す。

表Ⅲ－３ 重大な環境影響の選定の考え方²⁾ (一部修正)

(大気環境・水環境・土壌環境その他の環境、環境への負荷に係る環境要素)

環境要素の区分			事業の特性	地域特性		
大区分	中区分	小区分		①環境影響を受けやすい地域又は対象	②環境保全の観点から法令等により指定された地域又は対象	③環境が悪化し又はそのおそれのある地域
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	大気汚染物質を排出させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり	住居専用地域、住居地域、住宅、学校、病院、福祉施設 等	<ul style="list-style-type: none"> 総量規制の指定地域（大気汚染防止法） 窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域（自動車NOx・PM法） 等 	<ul style="list-style-type: none"> 環境基準（NO₂、SPM等）の未達成地域 公表済みの他の計画により、環境の悪化が考えられる地域 等
		騒音・超低周波音	騒音・超低周波音を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり		騒音規制地域（騒音規制法） 等	<ul style="list-style-type: none"> 環境基準（騒音）の未達成地域 要請限度の超過地域（騒音規制法） 公表済みの他の計画により、環境の悪化が考えられる地域 等
		振動	振動を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり		振動規制地域（振動規制法） 等	<ul style="list-style-type: none"> 要請限度の超過地域（振動規制法） 公表済みの他の計画により、環境の悪化が考えられる地域 等
		悪臭	悪臭物質を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり		悪臭規制地域（悪臭防止法）	<ul style="list-style-type: none"> 規制基準の超過地域（悪臭防止法） 等 公表済みの他の計画により、環境の悪化が考えられる地域 等
	水環境	水質	<ul style="list-style-type: none"> 汚濁物質を排出させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり 水域の改変等を伴い、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり 	<ul style="list-style-type: none"> 水道原水取水地点 閉鎖性の高い水域 汽水域 水浴場 等 	<ul style="list-style-type: none"> 環境基準でより高度な類型に指定されている水域及びその周辺地域 総量規制の指定地域（水質汚濁防止法） 指定地域（湖沼水質保全特別措置法） 等 	<ul style="list-style-type: none"> 環境基準の未達成地域 公表済みの他の計画により、環境の悪化が考えられる地域 等
		底質（底質汚染）	工事中において汚染底質を拡散させるおそれあり	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 環境基準の未達成地域 暫定除去基準等の超過地域
		底質（底質性状）	底質の移動等を発生させ性状が変化し、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり	<ul style="list-style-type: none"> 閉鎖性の高い水域 	—	<ul style="list-style-type: none"> 公表済みの他の計画により、環境の悪化が考えられる地域 等
		地下水	周辺の地下水位、水質の変化を生じさせ、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり	地下水利用が行われている地域 等	<ul style="list-style-type: none"> 指定地域（工業用水法） 指定地域（建築物用地下水採取規制法） 等 	<ul style="list-style-type: none"> 公表済みの他の計画により、環境の悪化が考えられる地域 等

環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	土壌環境その他の環境	地形・地質 ・大規模な地形の改変を伴い、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり	・重要な地形・地質 ・干潟、砂浜等	・名勝又は天然記念物（文化財保護法） ・地方自治体の条例・指針等における保全対象の地形・地質 ・自然公園の区域等	・海岸浸食等が信仰している地域 ・公表済みの他の計画により、環境の悪化が考えられる地域等	
		地盤 (地盤沈下)	周辺の地下水位の変化を生じさせ、地盤沈下の程度が著しいものとなるおそれあり	—	・指定地域（工業用水法） ・指定地域（建築物用地下水採取規制法）等	・相当範囲にわたる地盤沈下が観測される地域等 ・公表済みの他の計画により、環境の悪化が考えられる地域等
		地盤 (安定性)	大規模な地盤の変化を伴い、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり	—	・急傾斜地崩壊危険区域等	・公表済みの他の計画により、環境の悪化が考えられる地域等
		土壌 (土壌汚染)	工事において汚染土壌を拡散させるおそれあり	・自然由来・人為的土壌汚染地域 ・鉱山跡地等	・土壌汚染対策に係る指定区域等	・環境基準等の未達成地域等
		土壌 (重要な土壌等)	大規模な土壌の改変を伴い、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり	・重要な土壌等	—	—
環境への負荷	廃棄物等	一般・産業廃棄物、残土の排出量の程度が著しいもの	—	—	—	
	温室効果ガス等	温室効果ガス等の排出量の程度が著しいもの	—	—	—	

表Ⅲ－４ 重大な環境影響の選定の考え方（環境要素：動物・植物）³⁾

環境要素の区分		事業の特性	地域特性		
大区分	中区分		①環境影響を受けやすい種等 ^{※)}	②環境保全の観点から法令等により指定された種等（重要種、重要な群落等）	③法令等により指定されていないが地域により注目されている種等
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物・植物	<ul style="list-style-type: none"> 重要な種の生息生育環境の改変 長大構造物による生息場所やネットワークの分断、断片化 重要な種が特別に利用する地域での障害（渡りルート等） 	<ul style="list-style-type: none"> 個体数が少ない、分布域に限られる、利用する生息・生育環境に限られる、移動能力は小さい種等 環境の変化に対し、個体数や繁殖率等が変動しやすい種等 自然林、湿原、藻場、干潟、サンゴ群集、自然海岸等の人為的な改変をほとんど受けていない自然環境又は内湾・湖沼等の事業の影響による変化が生じやすい環境に依存する種等 	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法に基づき指定された天然記念物及び特別天然記念物、地方自治体の文化財保護条例に基づき指定された天然記念物 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき定められた国内希少野生動植物種及び緊急指定種 環境省レッドリスト掲載種 地方自治体のレッドデータブック掲載種 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき定められた生息地等保護区 ラムサール条約に基づく登録簿に掲載された湿地 「植物群落レッドデータブック（財団法人 日本自然保護協会 平成8年4月）」に掲載されている群落 	<ul style="list-style-type: none"> 地域により注目されている種、集団繁殖地等

※) 環境影響を受けやすい種等の大部分は②のレッドリストやレッドデータブックに掲載されているものと考えられる。

表Ⅲ－５ 重大な環境影響の選定の考え方（環境要素：生態系）³⁾

環境要素の区分		事業の特性	地域特性		
大区分	中区分		①環境影響を受けやすい場	②環境保全の観点から法令等により指定された場	③法令等により指定されていないが地域により注目されている場
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	生態系	<ul style="list-style-type: none"> 重要な種の生息生育環境の改変 長大構造物による生息場所やネットワークの分断、断片化 生物が特別に利用する地域での障害（渡りルート等） 河川、海域の流砂系の改変等 	<ul style="list-style-type: none"> 自然林、湿原、湧水、藻場、干潟、サンゴ群集、自然海岸等の人為的な改変をほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息・生育の場 運河、内湾等の閉鎖性水域等 	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法に基づき指定された天然記念物保護区域 自然公園（国立公園、国定公園及び県立自然公園）の区域 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域 緑地保全地区（都市緑地保全法） 鳥獣保護区、ラムサール条約に基づく登録簿に掲載された湿地 保安林等の理域において重要な機能を有する自然環境等 	<ul style="list-style-type: none"> 里地里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等）並びに河川沿いの氾濫原の湿地帯及び河畔林等のうち、減少又は劣化しつつある自然環境 都市に残存する樹林地及び緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等）並びに水辺地等の内、地域を特徴づける重要な自然環境 地域で認められている魚類の産卵場等である浅海域等

表Ⅲ－6 重大な環境影響の選定の考え方（環境要素：景観、触れ合い活動の場）⁴⁾

環境要素		事業の特性	地域特性		
大区分	中区分		①環境影響を受けやすい地域又は対象	②環境保全の観点から法令等により指定された地域又は対象	③法令等により指定されていないが地域により重要な場として選定すべき地域又は対象
人と自然の豊かな触れ合いの確保	景観	<ul style="list-style-type: none"> ・景観資源、眺望点を直接改変 ・眺望点と景観資源の間に高構造物が出現することによる眺めの変化 ・視認性の高い長大構造物による周辺からの眺めの変化 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観資源・眺望点 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町の景観保護条例等による保護・規制区域 ・自然公園（国立公園、国定公園及び県立自然公園） ・自然環境情報図（自然環境保全基礎調査）における自然景観資源等 ・市町による環境基本計画、景観形成計画での地域の景観目標等 ・文化財保護法による天然記念物 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・里地里山、ため池、草原、河畔林等の内、地域で利用されているもの ・都市に残存する樹林地及び緑地の内、地域を特徴づける重要な自然環境 ・社寺、史跡等 ・学校 ・長距離自然歩道 等
	触れ合い活動の場	<ul style="list-style-type: none"> ・触れ合い活動の場を直接的に改変 ・触れ合い活動の場の環境室、アクセス特性を改変 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の主要な人と自然との触れ合いの活動の場等（野外レクリエーション地の他、里地、里山、都市農園 等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園（国立公園、国定公園及び県立自然公園）の区域 ・エコツーリズム推進法により指定される特定自然観光資源 ・都市緑地保全法、生産緑地法による指定地域 ・市民農園整備促進法による市民農園 ・温泉法による指定地域等 	<ul style="list-style-type: none"> ・里地里山、ため池、草原、河畔林の内、地域で利用されているもの ・都市に残存する樹林地及び緑地の内、地域で利用されているもの ・社寺、史跡等 ・学校 ・野外レクリエーション地（キャンプ場、海水浴場、散策路等） ・長距離自然歩道 等

(2) 影響要因の区分

ア 計画段階配慮の対象となる時期

計画段階配慮の目的は、事業の実施による重大な環境影響の回避・低減を図ることであることから、計画段階配慮の対象とする時期は、原則として、対象計画に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び供用時とする⁷⁾。

イ 工事の影響の取扱い

工事中において周辺環境に対して重大な環境影響が想定される場合^{*}は、必要に応じ計画段階配慮事項を選定する⁷⁾。ただし、計画熟度が低い段階では、工事による影響の把握が困難な場合もあることに留意する⁷⁾。

※「重大な環境影響が想定される場合」の例

- ・工事による影響が著しく大きい場合
- ・工事期間による影響が著しく長く継続する場合
- ・工事が一時的であっても影響が長く続き回復に長期間を要する場合 等

計画熟度が低い段階では、工事の内容や期間が決定していないため、予測評価が実施できない場合もある⁷⁾。このような場合には、熟度が高まった段階で検討の対象となると想定される。

【参考】工事中において環境要素の設定を行った事例

他自治体においてこれまで実施されてきたSEAのうち、工事中における環境要素の選定例について、その環境要素の項目と選定理由を表Ⅲ－7に示す。

**表Ⅲ－7(1) 「所沢市秋津地区土地区画整理事業」(埼玉県)における
選定した項目とその理由⁸⁾**

環境項目	選 定 理 由
動物種	工事が、抱卵期など重要な時期の保全すべき動物種に影響を与える可能性があるため。
動植物の生息・生育基盤	工事により、動植物の生息・生育基盤が量的・質的に変化する可能性があるため。
自然との触れあい活動の場	工事中、自然との触れ合い活動が抑制される可能性があるため。

**表Ⅲ－7(2) 「圏央鶴ヶ島IC周辺地域整備基本構想」(埼玉県)における
選定した項目とその理由⁸⁾**

環境項目	選 定 理 由
廃棄物	土地の造成工事により、既存樹林の伐採を行うことから、建設発生木材が生じるため。
動 物	土地の造成工事により、保全すべき動物に影響を与える可能性があるため。
植 物	土地の造成工事により、保全すべき植物群落に影響を与える可能性があるため。
生態系	土地の造成工事により、地域を特徴づける生態系に影響を与える可能性があるため。
自然との触れあいの場	土地の造成工事により、近接する自然との触れあいの場の利用環境に影響を与える可能性があるため。

表Ⅲ－７(3) 「中央新幹線（東京都・名古屋市間）計画段階配慮書」
（東海旅客鉄道株式会社）における選定した項目とその理由⁹⁾

環境項目	選 定 理 由
大気質・ 騒音・振動	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の運行により、保全対象への影響が生じる可能性があるため選定した。
水質・水底の 底質	トンネルの工事等に伴い、水質・水底の底質への影響が生じる可能性があるため選定した。
地下水	トンネルの工事等に伴い、地下水への影響が生じる可能性があるため選定した。
地盤沈下	トンネルの工事等に伴い、地盤への影響が生じる可能性があるため選定した。
土 壌	トンネルの工事等に伴い、土壌汚染が生じる可能性があるため選定した。
動物・植物・ 生態系	トンネルの工事等に伴い、動物、植物及び生態系への影響が生じる可能性があるため選定した。
廃棄物等	トンネルの工事等に伴い、廃棄物等が排出されることから選定した。
温室効果ガス	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の運行により、二酸化炭素等が排出されることから選定した。

(3) 計画段階配慮事項の選定

計画段階配慮の対象は、環境に影響を与える側である「影響要因」と影響を受ける側になる「環境要素」の相互関係から成立するものであることから、計画段階配慮事項は、事業特性、地域特性等から計画段階配慮の時点で必要と考えられる工事、存在・供用時において重大な影響が及ぶおそれがある事項を環境要素の区分から選定する⁵⁾。

計画段階配慮事項の選定を行った時は、選定の結果を、表Ⅲ－８に示すような影響要因－環境要素関連表（以下「マトリックス表」という。）として一覧できるように整理するとともに、その理由を明らかにする必要がある。

表Ⅲ－８ 計画段階配慮の対象となる環境要素の母集団⁵⁾

環境要素の区分			影響要因の区分	工事の実施	土地又は工作物の存在及び供用	
			細区分			
大区分	中区分	小区分	細区分			
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質				
		騒音・超低周波音 ^(※)				
		振動				
		悪臭				
		その他				
	水環境	水質				
		底質				
		地下水				
		その他				
	土壌環境・その他の環境	地形・地質				
		地盤				
		土壌				
		その他				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植物					
	動物					
	生態系					
人と自然との豊かな触れ合い	景観					
	触れ合い活動の場					
環境への負荷	廃棄物等					
	温室効果ガス等					

※「超低周波音」について

我が国では、「低周波音」という用語を「おおむね 100Hz 以下の音」として慣用的に用いる場合があるが、一方で、騒音環境基準（環境省告示）では、100Hz 以下も含めて測定した結果に基づき評価することとしている⁶⁾。

国際的には、IEC（国際電気標準会議）規格 61400 シリーズにより、20Hz 以下を「超低周波音」（infrasound）、20～100Hz を「低周波音」（low frequency noise）と定義しており、国内ではこれを受けた JIS C 1400-0（風力発電システム－第 0 部：風力発電用語）で同様に定義されている⁶⁾。

こうした背景を踏まえ、法対象事業については、個別事業ごとの具体的な技術指針となる主務省令において、従来の「低周波音」の慣用的な用法にも配慮しつつ、国際的な定義との整合を取る形で「超低周波音」と規定している⁶⁾ことから、本県においても同様に、「超低周波音」と規定している。

(4) プラス面の環境影響について

事業の実施により、マイナス面の環境影響だけでなく、現況の環境が改善される場合（例：道路の新設による大気質、騒音・超低周波音、振動等の低減、火力発電所のリプレース事業により高効率な発電施設の導入による温室効果ガスの低減 等）も想定される¹⁾。このような環境へのプラスの効果も重大な環境影響として捉え、積極的に対象とし、配慮書に記載することが望ましい¹⁾。

事業実施想定区域における現在の環境状況と目標とする環境との間にギャップがあり、事業の実施によりそのギャップが埋められることが期待される場合は、このような効果も重大な環境影響として捉え、積極的に配慮書に記載することが望ましい¹⁾。例としては、事業により荒廃した里山に人手が入り、里山の整備が進む効果等が考えられる¹⁾。

なお、設定する複数案によっては、案ごとに重大な環境影響とする事項が異なる場合（例：線事業において高架案と地下案があった場合に、高架案では大気質、騒音・超低周波音等が、地下案では地下水等が重大な環境影響として考えられる場合等）が想定されるが、計画段階配慮では複数案で環境影響の比較を行う目的があることから、いずれかの案において重大な環境影響となった配慮事項は、他の案においても必ず選定し、比較評価を行う¹⁾。

(5) E I A 段階の環境保全措置で回避・低減可能と考えられる事項等について

重大な環境影響の選定に当たり、事業者の実績により E I A 段階で回避・低減が可能と考えられる場合（例：遮音壁等の対策により騒音が相当程度低減されることが予想される場合等）や影響が可逆的あるいは短期間に留まる場合（例：騒音が一時的に増大するが、周辺道路整備が完了するまでの短期間である場合等）も想定される¹⁾。このような場合には、事業ごとに選定の必要性を適切に判断し、場合によっては重大な環境影響として取り扱わず、計画段階配慮では対象としないことができる¹⁾。

この場合、方法書以降で取扱いを再検討することとなる。

(6) 専門家等の助言について

計画段階配慮で既存資料から情報を収集する際に、配慮事項の選定に必要十分な情報を得ることが困難な場合が想定される。このような場合には、環境への影響の重大性等を念頭におき、専門家等へのヒアリングにより、情報の補完を行うことが望ましい。特に環境要素によっては影響の重大性についても専門家等による意見を確認しておくことが必要となる。

(30 ページ(2)「専門家等の助言」参照)

出典

- 1) 技術ガイド p. 24
- 2) 同 p. 25-26
- 3) 同 p. 27
- 4) 同 p. 28
- 5) 同 p. 29
- 6) 同 p. 30
- 7) 同 p. 31
- 8) 同 p. 32
- 9) 同 p. 33

4 調査、予測、評価の方法

4-1 調査、予測及び評価の手法の選定

(計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法の選定)

第1条の5 第一種事業等に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法の選定は、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定事項の特性及び第一種事業等が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手法について、次条から第1条の8までに定めるところにより選定して行うものとする。

一 前条第3項第1号に掲げる環境要素に係る選定事項 汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化(当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。)の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法

二 前条第3項第2号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定事項 陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

三 前条第3項第2号ハに掲げる環境要素に係る選定事項 次に掲げるような生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境に対する影響の程度を把握する手法
イ 自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等であって人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難である弱い自然環境

ロ 里地及び里山(二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。)並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの

ハ 水源涵(かん)養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境

ニ 都市において現に存する樹林地その他の緑地(斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。)及び水辺地等であって地域を特徴づける重要な自然環境

四 前条第3項第3号イに掲げる環境要素に係る選定事項 景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

五 前条第3項第3号ロに掲げる環境要素に係る選定事項 人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

六 前条第3項第4号に掲げる環境要素に係る選定事項 廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握する手法

2 前項の規定による手法の選定は、第1条の3の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

3 (略)

4 第1項の規定による手法の選定を行ったときは、選定した手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理するものとする。

【解説】

選定事項別の具体的な調査、予測及び評価の手法については、「技術ガイドにおいて解説されており、本県においても同様の考え方である。ここでは、手法全般に係る基本的事項について解説する。

(1) 調査、予測及び評価手法の選定の基本的な考え方

計画段階配慮では、事業による重大な環境影響を把握して回避、低減を行うこと、また影響の回避、低減の効果を適切に把握する必要がある¹⁾。そのための調査、予測及び評価の手法としては、簡易的な手法からE I A段階で実施するような詳細な手法まで様々な手法が想定される¹⁾。

詳細な環境影響評価はE I A段階で実施することから、計画段階配慮では、原則として比較的簡易な手法により調査、予測を行うが、単一案の場合やその他事業計画の熟度が高い場合等には、現地調査の実施も含め、E I A段階で実施するような詳細な手法を用いることも検討する²⁾必要がある。

なお、重大な環境影響を確認するために、1つの環境要素について複数の指標、手法を予測及び評価に用いることもできる^{1)、2)}。

調査、予測及び評価の手法の選定については、それぞれ指針第1条の6、第1条の7、第1条の8の解説に従って行うものとする。なお、E I A段階で実施するような詳細な手法については、63 ページ以降の「環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法」を参考にされたい。

また、水質、底質、地下水、地形・地質等の健康・生活環境等の環境要素についての予測結果は、自然環境等（動物・植物、生態系、景観、自然との触れ合いの場）について予測を行う際の前提条件として活用することができるように、予測及び評価の手法の選定に当たっては、環境要素間の関係に留意することが望ましい²⁾。

(2) 専門家等の助言

計画段階配慮における調査、予測及び評価の手法の選定の際、既存資料以外の有効な資料の有無、収集した情報の量や妥当性、定量的な予測が可能な手法の有無等を確認する必要がある場合には、専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行う²⁾。

① 専門家等へのヒアリング

計画段階で既存資料から情報を収集する際に、予測及び評価に必要な情報を得ることが困難な場合が想定される⁴⁾。また、既存資料の整理された時期や用いられた調査手法の妥当性等への留意が必要な場合がある⁴⁾。このような場合には、環境への影響の重大性や複数案の環境影響の比較のための予測手法や指標を念頭に置き、専門家等へのヒアリングにより、収集した情報の量・質に関する妥当性の確認や、情報の補完を行うことが望ましい⁴⁾。特に、環境要素によっては影響の重大性についても専門家等による意見を確認しておくことが必要となる⁴⁾。

ヒアリングは、予測及び評価に必要な情報と既存資料の収集状況を整理し、目的や内容を明確にすることにより、効果的に実施できる⁴⁾。

② ヒアリング対象者

ヒアリング対象者である専門家等には、公的研究機関や大学の研究者、博物館等の学芸員、教育機関（学校等）の教諭、環境関連のNPO等の団体、地元の代表や自治会長等が想定される⁴⁾。

環境影響評価手続における透明性の向上の観点から、ヒアリング対象者の所属機関の属性（公的機関、大学等）を明らかにすることが望ましい⁴⁾。明らかにする「所属機関の属性」とは、例えば、研究機関、大学、行政機関等が想定され、客観性・透明性等の観点から適切な示し方を選定する⁴⁾。ただし、属性及びその詳細（所属機関の固有名詞等）の示し方によっては、助言したヒアリング対象者が特定される場合もあり、その場合多くの意見がヒアリング対象者に寄せられる等、混乱を生じさせる事態も想定されるため、属性から個人が特定されないことがないよう配慮する⁴⁾。

(3) 調査、予測及び評価の手法の選定理由について

調査、予測及び評価の手法を様々な手法から選定する際には、選定した手法が適切であることを示すため、事業の種類、事業計画の熟度、利用可能な情報と適用可能な手法、現在の科学的知見の水準等に応じてどのように手法を選定したか、その選定理由や過程を示すことが必要である¹⁾。

4-2 調査の手法

（計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法）

第1条の6 第一種事業等に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

一 調査すべき情報 選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

二 調査の基本的な手法 国又は地方公共団体が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法（重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法）

三 調査の対象とする地域（以下「調査地域」という。） 第一種事業等の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

2 前項第2号に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定事項に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。

3 第1項の規定により現地調査及び踏査等を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意するものとする。

- 4 調査の手法の選定に当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。

【解説】

(1) 調査すべき情報

基本的な考え方はE I A段階と共通である。「IV-3-2 調査の手法」を参考にされたい。

(2) 調査の基本的手法

計画段階配慮では、調査、予測は原則として国、地方公共団体等が有する文献その他既存資料に基づいて行う³⁾ものとする。なお、予測・評価に必要な情報を既存資料から収集することが困難な場合は、専門家等から科学的知見を聴取する。それでも必要な情報が得られないときは、現地調査や踏査等により収集する。

① 既存資料の収集整理

既存資料の解説については、「IV-3-2 調査の手法」を参考にされたい。

既存資料が整理された時期や整理（調査）の方法等により、掲載されている情報と現状とに著しい乖離がある場合があることに留意する必要がある³⁾。既存資料の整理された時期が古い場合等には、現地踏査や現地調査により現状との整合性を確認することの必要性を検討する³⁾。なお、時間の経過に伴う変化等に伴った、掲載されている情報と現状との乖離が予測に有効な場合もあることに留意する³⁾。

計画策定者が過去に行った当該事業計画に関連する現地調査結果等は既存資料として位置付け、活用することも考えられるが、この場合は事業者が過去に行った当該事業計画に関連する現地調査結果と、第三者による調査結果とは、客観性において必ずしも同等とは限らないことから、事業者が行った調査結果等の活用をする際は、当該調査の前提条件や実施時期、方法等を明らかにした上で、客観性や妥当性について専門家等へのヒアリング等を行うことにより客観性を確認することが望ましい³⁾。

② 専門家等へのヒアリング調査

30 ページ参照。

③ 現地踏査や現地調査

現地踏査や現地調査は、重大な環境への影響が想定される場合で、予測及び評価に必要な情報を既存資料から収集することが困難な場合や、収集した情報の妥当性や重要性の確認が必要な場合に実施を検討するが、その際には専門家へのヒアリング結果等（現地踏査や現地調査の必要性、調査内容に関する意見等）を踏まえることが望ましい⁴⁾。

(3) 調査地域

調査地域の範囲は、調査対象となる情報の特性、事業特性、地域特性を勘案して、位置等の複数案に応じて適切に設定する。

基本的な考え方は、71 ページを参考にされたい。

4-3 予測の手法

(計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法)

第1条の7 第一種事業等に係る計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、知見及び既存資料の充実の程度に応じ、選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定するものとする。

一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、モデルによる実験、事例の引用又は解析その他の方法により、可能な限り定量的に把握する手法（定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法）

二 予測の対象とする地域（以下「予測地域」という。） 調査地域のうちから適切に選定された地域

2 予測の手法の選定に当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項を、選定事項の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を明らかにできるようにするものとする。

3 予測の手法の選定に当たっては、新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要なときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。

【解説】

(1) 予測の基本的な手法

計画段階配慮での予測の手法や指標は、簡易であっても定量的な予測が行えるものを可能な限り用いることが望ましい²⁾。例えば、現地調査を実施しなくても、地図情報からの事業実施想定区域周辺の主な地種、宅地数や宅地との位置関係（離隔距離等）等の簡易な指標により、騒音等についての重大な影響の有無の判断や複数案の定量的な比較等は可能なものもある²⁾。このように定量的な予測に努めることにより、予測結果の妥当性や不確実性の把握なども容易になると期待される²⁾。

定量的な予測を行う際には、前提条件を明らかにするなど、予測方法についての透明性と客観性が確保できることが望ましい²⁾。

(2) 予測地域

基本的な考え方は、74 ページを参考にされたい。

(3) 定性的予測の取扱い

計画段階配慮における調査は原則として既存資料により行うことから、環境要素によっては、予測に必要な量・質の情報が得られない、あるいは簡易な指標や予測手法がない等により、定量的な予測を行うことが困難な場合が想定される⁵⁾。また、事業計画の熟度によっても、例えば改変面積のような定量的な予測条件が設定できない場合もある⁵⁾。

このような場合には、得られた情報に基づき、事例の引用等の定性的な予測を実施することが考えられる⁵⁾。この場合、例えば引用する既往事例に適切な規模や内容の事業を選ぶ等により、重大な影響について複数案を比較できる手法を採用することが重要である⁵⁾。

なお、定性的な手法を安易には選定せず、専門家等へのヒアリング等を通じて、利用可能な定量的な予測手法や関連する新しい予測手法等の情報に留意することが望ましい。⁵⁾

(4) 予測の不確実性の取扱い

予測が不確実となる要因としては、①計画の不確実性（事業計画の熟度や社会状況の変化により事業の諸元に幅が生じる）、②調査結果の不確実性（既存資料の量や精度の不足）、③予測手法の不確実性（比較的簡易な手法を用いるため）、④環境要素に関する科学的知見の不足等が考えられる⁵⁾。環境要素によってはどの要因から影響を受けやすいかが異なることもあり、また不確実性の程度も①～④間で異なることに留意が必要である⁵⁾。

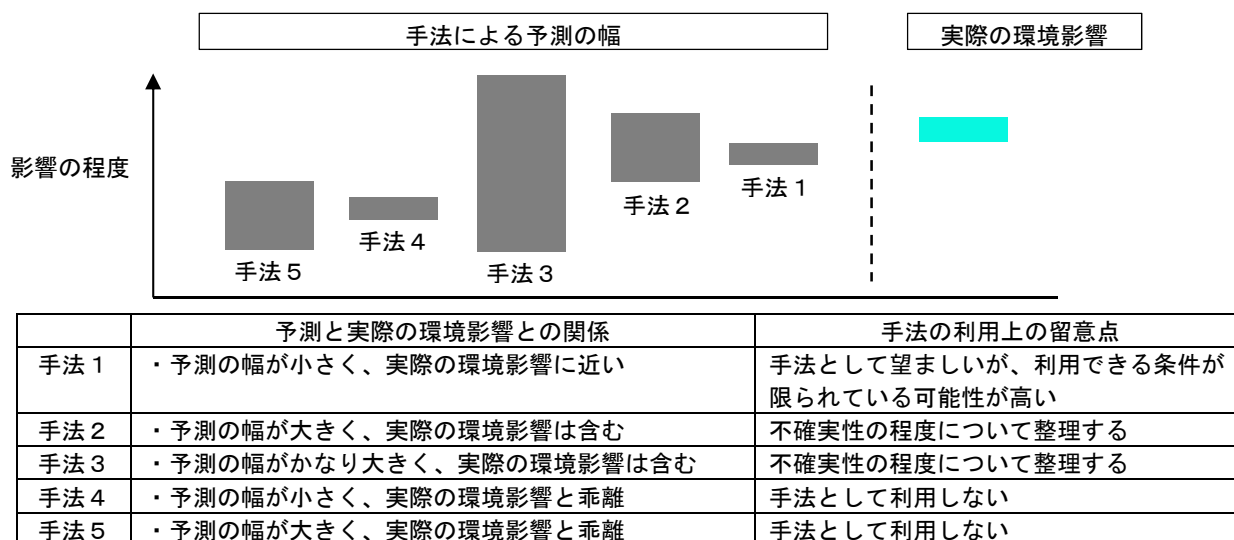
例えば、自然環境の分野では、動物・植物の分布について既存資料に情報が少なく、生態情報や地理情報、少ないデータから分布を推定する場合がある⁵⁾。この場合、③の予測手法（分布と改変区域の重ね合わせ）による不確実性は小さいが、②の調査結果による不確実性が大きいことも想定される⁵⁾。健康・生活環境の分野でも、予測手法は確立しているが、利用できるデータの量によって不確実性が生じる場合がある⁵⁾。

調査結果の不確実性や予測手法の不確実性については、専門家等のヒアリングも活用し、可能な限り新しい情報や知見の収集に努め、不確実性を小さくする努力が必要である⁵⁾。事例の引用のような定性的な予測手法の場合でも、できるだけ複数の事例を収集する等により、不確実性を小さくするよう努める⁶⁾。

その上で、環境要素ごとに予測の不確実性の発生要因や程度等について整理することにより、計画段階における予測、評価の信頼性を確保することが望ましい⁶⁾。なお、不確実性を生じさせる要因に適切に対応することで、E I A段階移行の手続では予測の精度向上を効率的に図ることが可能になると期待できる⁶⁾。

不確実性の程度等に関する整理を行う際には、利用可能な予測手法についての予測結果と実際の環境影響の関係（図Ⅲ－13 参照）に留意する⁶⁾。

なお、計画段階配慮における予測は、事業計画の熟度の低い段階において、原則として既存資料を用いた簡易な手法で行うものであり、不確実性の「程度」まで求めることが困難である場合も考えられることから、事業によっては、必要に応じて不確実性の「程度」ではなく「内容」を説明することも想定される⁶⁾。この場合は、例えば事業諸元自体の不確実性、予測手法の不確実性など、予測に伴う不確実性の種類（内容）を説明することができる⁶⁾。



図Ⅲ－13 予測の不確実性と実際の環境影響との関係イメージ⁶⁾

4-4 評価の手法

(計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法)

第1条の8 第一種事業等に係る計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 一 位置等に関する複数案が提示されている場合は、当該提示されている案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、及び比較すること。
- 二 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、第一種事業等の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、第一種事業等を実施しようとする者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討すること。
- 三 国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、評価において当該基準又は目標を用いることとした考え方を明らかにし、かつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。
- 四 第一種事業等を実施しようとする者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

(計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法の選定)

第1条の5第3項 調査、予測及び評価の結果について、位置等に関する複数案のそれぞれの案の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ前条第1項の規定による計画段階配慮事項の選定及び第1項の規定による手法の選定を追加的に行うものとする。

【解説】

(1) 環境要素ごとの重大な環境影響の比較整理

評価は、複数案における重大な環境影響の比較整理により行うことを基本とする⁷⁾。重大な環境影響は、法令等により基準となる値が設定されている場合は比較を行いやすいが、環境要素によっては、基準等が明確でない場合もあることに留意する必要がある⁷⁾。

複数案での重大な環境影響についての比較整理は、環境要素ごとの予測結果をまとめて示すことを基本とする⁷⁾。その際には、環境要素ごとに定量的な予測結果を示す方法、定性的な予測結果を示す方法、各案の順位により示す方法、○△×等の記号によって示す方法等様々な方法があるが、相対的な序列で示すような方法は、重大な影響の有無を明確に示すことが困難となることもあることに留意する⁷⁾ (表Ⅲ-9 「順位による表現」参照)。

比較整理する主要な事項としては以下が挙げられる⁷⁾。なお、国又は地方公共団体の環境保全上の基準又は目標については、設定されている項目や値の前提条件に留意する必要がある⁷⁾。

- ①複数案の各案における重大な環境影響の有無や程度
- ②国や地方公共団体の環境保全上の基準又は目標との比較
- ③重大な環境影響の要素以外の要素に対する複数案の比較 (4-1 (4)参照)

表Ⅲ－９ 評価の表現方法の例⁷⁾

評価手法	A案	B案	C案	留意点等
定量的な予測結果の表示 (例：埋立面積)	50ha	70ha	30ha	面積が小さい場合でも、重大な影響が生じる場合があり、必ずしも1つの指標で判断するものではないことに留意する。
定性的な予測結果の表示	既往の事例によると影響は小さい	既往の事例によると影響は大きい	既往の事例によると影響はほとんどない	重大な影響の有無も含め、感覚的に分かりやすい。判断の根拠が主観的な表現になりやすい。
順位による表現	2位	3位	1位	複数案による優劣は分かりやすいが、そもそもの重大な影響の有無や影響の程度の差は分からない。
記号による表現	○	△	◎	重大な影響の有無も含め、感覚的に分かりやすい。記号の選び方が主観的になりやすい。
基準値との違い	1.0	1.4(A案を1として)	0.6(A案を1として)	基準値に環境基準を用いる場合や、最も影響の小さい案での値を用いる場合、現状の値を用いる場合等が考えられる。

(2) 複数案の環境影響に関する特徴の整理

計画段階配慮での評価は、複数案での重大な環境影響についての比較整理に基づき、各案の環境に対する影響についての特徴を総括的に整理することによって行う⁷⁾。例えば、「A案は大気環境には影響が小さいが動植物への影響が大きい」等の記述が考えられる⁷⁾。この際、環境要素間に重大な環境影響についてトレードオフの関係が生じる場合があることに留意する⁷⁾。

なお、計画段階配慮では、複数案の環境面についての比較整理による評価が求められるが、事業者における事業計画の絞り込み、決定に当たっては、通常、社会面・経済面を加えた総合的な判断が行われる⁸⁾。この判断のための検討の経緯については、方法書以降の手続において明らかにすることが望ましい⁸⁾。

(3) 重大な環境影響の要素以外の要素の取扱い

計画段階では、重大な影響を回避あるいは低減することが最も重要であるが、複数案により重大な影響を受ける要素とその内容に差がない場合には、重大な環境影響を受ける要素以外で、複数案による影響内容に際立った差異の有無を可能な限り把握することが次に重要になる⁸⁾。

これは、重大な影響に差がない場合には、複数案の環境影響の比較が難しくなり、ひいては事業計画の早期の段階での影響の回避・低減の検討が難しくなることが想定されるためである⁸⁾。したがって、他案とは際立った差異の生じる要素の多い案がある場合など、必要であると認められる場合には、重大な環境影響の要素以外の要素についても比較整理を可能な限り行うために、計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法を追加的に選定する⁸⁾。

ただし、重大な環境影響の要素以外の要素について、その探索のために必要以上の労力をかけることは、計画段階配慮の本来の目的ではない⁸⁾。本来の配慮事項の検討のために収集・整理した情報によって、その他の環境要素について際立った差異があることが容易に想像される場合（例えば配慮事項として当初「生態系」を選び、生態系の調査・予測を行ったとこ

る、「植物」についても際立った差異があることが推測された場合)等、比較的簡易に把握できる範囲を基本とすることでよい⁸⁾。なお、重大な環境影響の要素以外の要素について複数案間で比較したとしても、環境へ及ぼす影響に差が見られない場合もあり得る⁸⁾。

(4) 単一案の場合の評価方法

事業特性や地域特性により、様々な制約条件からやむを得ず位置等の複数案が設定されない場合、すなわち単一案となる場合には、事業計画の熟度が高く、事業の諸元がある程度固まっている場合が想定される⁹⁾。そのような場合には計画段階配慮であっても、可能な限りEIAに準じた方法で、現況の調査、環境影響の予測、評価を行い、必要に応じて現地踏査や現地調査の実施も検討することが望ましい⁹⁾。

計画段階配慮は重大な環境影響の回避、低減が大きな目的であることから、単一案であっても重大な環境影響の回避、低減について評価する必要がある⁹⁾。この場合の評価手法としては複数案の比較整理はできないことから、予測結果と国や地方公共団体の環境保全上の基準や目標との比較による方法や、現況との比較整理の方法等も有効であると考えられる⁹⁾。

なお、ゼロ・オプションを設定する場合は、それ自体が案の一つと見なされるので、単一案とはならない⁹⁾。

出典

- 1) 技術ガイド p. 34
- 2) 同 p. 35
- 3) 同 p. 36
- 4) 同 p. 37
- 5) 同 p. 38
- 6) 同 p. 39
- 7) 同 p. 40
- 8) 同 p. 41
- 9) 同 p. 42

5 ティアリング

(環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法)

第4条第2項 前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集し、及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。

(検討結果の整理)

第10条第2項 環境保全措置の検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理するものとする。また、位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行ったときは、当該位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理するものとする。

【解説】

計画段階配慮におけるティアリングとは、方法書等の環境影響評価手続を効率的かつ合理的に行うため、計画段階配慮の結果や意見等を活用・反映することであり、主に以下の事項について活用¹⁾することを念頭におくことが必要である。

(1) 事業計画の説明への活用

方法書に記述する事業計画は、配慮書を作成した後、社会面、経済面からも検討された結果となっていることが想定され、必ずしも計画段階配慮において検討された環境面で最も優れた案が採用されるとは限らず、また、配慮書における複数案のいずれとも異なる計画案となっている場合も考えられる¹⁾。このため、事業計画について一連の環境面の検討経緯が分かるようにすることが必要である¹⁾。

(2) スコーピングへの活用

スコーピングにおいて、配慮書における評価結果を項目選定に活用する¹⁾。また、重大な環境影響は予測される項目、不確実性が大きいと判断された項目については、重点的に調査・予測の手法を決定する等、メリハリのあるEIAの実施につなげる¹⁾ことが望ましい¹⁾。

(3) 調査結果（データ）の活用

計画段階配慮において収集・整理した既存及び現地調査結果をEIAの調査及び予測において活用する¹⁾。これにより、EIAにおける調査、予測及び評価が高度化・効率化されるという効果も期待される¹⁾。ただし、計画段階配慮とEIAの調査範囲は事業の段階により異なるため、留意する必要がある¹⁾。

(4) 予測結果の活用

計画段階配慮で比較的詳細な予測を行っている場合は、それらの予測条件等を継承する、又は更新し、EIAの調査範囲の予測に活用することが可能である²⁾。これにより、EIAにおける調査、予測及び評価の高度化・効率化も期待される²⁾。

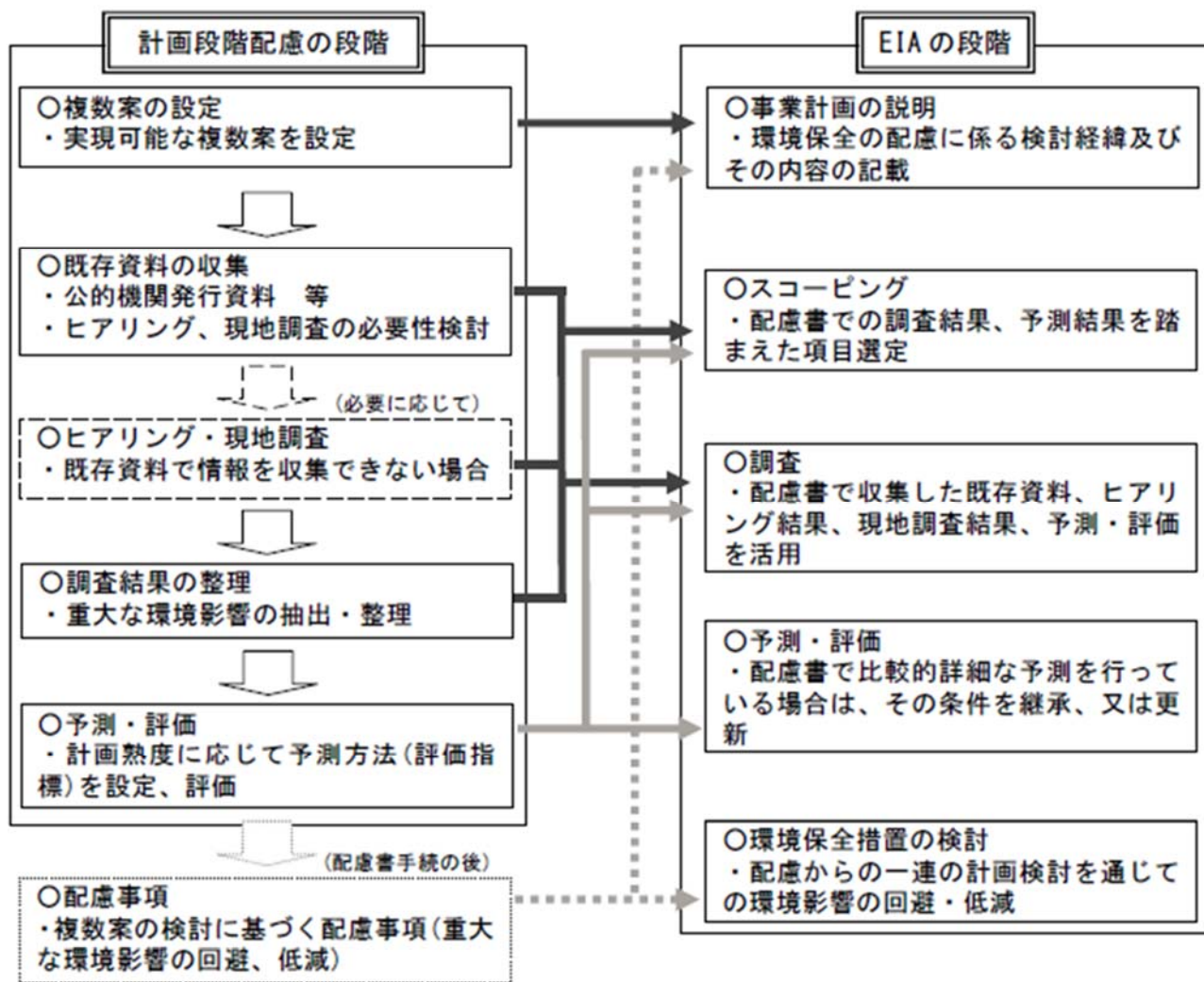
(5) 環境影響の回避・低減の説明への活用

EIA段階での環境保全措置の検討に当たり、計画段階配慮からの複数案の検討による環

環境影響の回避・低減等の効果も併せて明示し、一連の計画検討を通じての環境影響の回避・低減の効果を示すことが必要である²⁾。

計画段階配慮の段階とEIAの段階での活用のイメージを図Ⅲ-14に示す。

なお、自然環境等の独自のティアリングが考えられるものについては、「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」の「各論編」において解説されており、条例においても同様な考え方である。



図Ⅲ-14 配慮書の流れとEIAへのティアリングのイメージ²⁾

【参考】ティアリングの実施事例

■ 計画段階の現地調査結果を事業実施段階で活用する事例³⁾ ■

「那覇空港滑走路増設事業」では、計画段階で実施した現地調査を事業実施段階で活用する方針が方法書に記載されている。

例えば、潮流や波浪については、【既存の現地調査】として、計画段階で実施した現地調査結果を活用し、新たに現地調査を実施していない。

表- 4.2.12(1) 調査の手法 (水象)

環境影響評価の項目		調査の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
水象	[存在・供用時]	調査すべき情報	1) 水象の状況 ①潮流 ②波浪 ③河川流量
	埋立地の存在 飛行場の存在	調査の基本的な手法	1) 水象の状況 ①潮流 [文献その他の資料調査] 潮流等の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 [既存の現地調査] <u>沖縄総合事務局の調査結果(平成20年度)の整理・解析^(注)</u> ②波浪 [文献その他の資料調査] 波浪等の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 [既存の現地調査] <u>沖縄総合事務局の調査結果(平成20年度)の整理・解析^(注)</u> ③河川流量 [文献その他の資料調査] 「那覇市の環境」(那覇市)等の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 [現地調査] 水質調査時に流速計で測定

(出典：那覇空港滑走路増設事業に係る環境影響評価方法書 平成22年8月 p.4-25)

■ 既存資料調査を活用した事例³⁾ ■

「豊洲新市場建設事業」では、事業実施段階と計画段階で既存し両調査結果の取りまとめ方は同様であるが、事業実施段階で資料の時点更新が行われている。

配慮書では、平成14年度の常時監視局のデータを示しているが、評価書では平成20年度のデータに更新している。

表 8.2-5 二酸化窒素測定結果(平成14年度)

配慮書	地点番号	測定局名	1時間値の年平均値(ppm)	日平均値の年間98%値(ppm)	評価	環境基準
					長期	
—	1	中央区晴海測定局*	0.037	0.068	×	1時間値の1日平均値が0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下である。
	2	港区台場測定局*	0.030	0.052	○	
	3	中央区役所測定室	0.034	0.059	○	
	4	港南測定局	0.033	0.061	×	

出典：「環境配慮書—豊洲新市場建設計画— 平成16年9月 東京都」 p.45

表 8.1-5 二酸化窒素測定結果(平成20年度)

評価書	地点番号	測定局名	年平均値 ¹⁾ (ppm)	日平均値の年間98%値 ²⁾ (ppm)	評価	環境基準
一般局	No.1	江東区豊洲測定局	0.029	0.047	○	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下
	No.2	江東区東雲測定局	—	—	—	
	No.3	中央区晴海測定局	0.028	0.049	○	

■ 予測・評価を事業実施段階で詳細に行っている事例⁴⁾ ■

「豊洲新市場建設事業」(東京都)、「彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業」(埼玉県)、「圏央道幸手 IC (仮称) 東側地域の整備計画」(埼玉県) では、計画段階で定量的な予測・評価を行っている項目についても、事業実施段階で予測条件等の具体化を受けて詳細に予測・評価を行っている。

豊洲新市場建設計画では、大気汚染の予測において、配慮書段階(環境配慮書)では工事完了後の関連車両の走行のみを対象としているが、EIA 段階(評価書)では工事の施工中と工事の完了後を対象としており、工事の完了後については関連車両だけでなく、船舶及び駐車場からの影響も対象としている。

大気汚染に係る予測事項

項目	配慮書段階(環境配慮書)	EIA 段階(評価書)
予測事項	<p>①工事中 －(対象外)</p> <p>②工事後 ・関連車両の走行に伴う排出ガスによる二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の変化の程度</p>	<p>①工事中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染土壌の掘削・処理等及び汚染地下水の処理等に伴うベンゼン等揮発性物質 ・建設機械等の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 ・工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 ・工事用船舶の運航に伴う二酸化窒素及び二酸化硫黄 <p>②工事後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 ・関連船舶の運航に伴う二酸化窒素及び二酸化硫黄 ・駐車場の供用に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質

■ 複数案の絞り込み過程や理由を記載している事例⁵⁾ ■

「那覇空港滑走路増設事業」、「豊洲新市場建設事業」、「国分寺都市計画道路3・2・8号府中所沢線」(東京都)、「彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業」では、方法書及び計画書の段階で複数案から1案に絞り込んだ理由が記載されている。

○構想段階における滑走路増設案の選定経緯

- * 航空以外に高速輸送手段のない島嶼県沖縄にとって、那覇空港は、離島住民も日常的に利用する県内離島のハブ空港であり、また、リーディング産業である観光・リゾート産業等経済活動に欠くことのできない重要な社会基盤である。
- * そのため、那覇空港については、将来の需要に適切に対応するとともに、沖縄県の持続的振興発展に寄与しうよう、また、将来にわたり国内外航空ネットワークにおける拠点性が発揮できるよう整備を図る必要がある。
- * 構想段階では、事業費や工期が安価で短く、砂質干潟生態系への影響が小さい増設A案(滑走路間隔1,310m)と、地上走行距離が短く、サンゴや藻場への影響が小さい増設B案(滑走路間隔850m)の2つの滑走路増設案を作成した。
- * 意見募集の結果、これら滑走路増設案について、工期や概算事業費、自然環境、社会環境等の観点から、増設A案を求めるとの意見が多数寄せられた。また、那覇空港近隣市等の行政機関等からも、安全、生活環境への配慮の観点から、1,310m以上の沖合への整備を求める意見が出された。
- * これらを総合的に勘案し、騒音軽減や事業費、工期等の観点から、那覇空港の滑走路増設案を増設A案と選定し、具体の施設配置の検討を行う施設計画段階の検討を行った。

(出典：「那覇空港滑走路増設事業に係る環境影響評価方法書 平成22年8月」p.2-15)

出典

- 1) 環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会 計画段階配慮手続に係る技術ガイド(2013) p.43
- 2) 同 p.44
- 3) 同 p.45
- 4) 同 p.46
- 5) 同 p.47

IV 環境影響評価に係る技術手法等

ここでは、E I A段階における技術手法等について解説する。

1 事業特性及び地域特性の把握

(環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握)

第2条 第1条の3の規定は、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定について準用する。この場合において、同条第1項中「当たっては」とあるのは「当たっては、計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で」と、同項第1号ハ中「計画」とあるのは「工法、期間及び工程計画」と、同条第2項中「前項第2号」とあるのは「第2条第1項において準用する前項第2号」と、「整理するものとする」とあるのは「整理するとともに、必要に応じ、関係する地方公共団体、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からその知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めるものとする」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第1条の3第1項第1号に掲げる情報を把握するに当たっては、当該対象事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握するものとする。

《参考：第2条第1項に基づく、第1条の3第1項及び第2項の読み替え後》

第1条の3 対象事業に係る環境影響評価項目についての検討を行うに当たっては、環境影響評価項目の検討の経緯等について整理した上で、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす対象事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

一 事業特性に関する情報

イ 対象事業の規模

ロ 事業実施区域

ハ 対象事業に係る工事の実施（以下「工事の実施」という。）に係る工法、期間及び工程計画の概要

ニ 工事の実施が完了した後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるものの概要

二 地域特性に関する情報

イ 自然的状況

(1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（以下「大気環境」という。）の状況（環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定により定められた環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）の確保の状況を含む。）

(2) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（以下「水環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）

(3) 土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）

(4) 地形及び地質の状況

(5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

ロ 社会的状況

(1) 人口及び産業の状況

- (2) 土地利用の状況
- (3) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
- (4) 交通の状況
- (5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
- (6) 下水道の整備の状況
- (7) 環境の保全を目的とする法令又は条例（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容
- (8) その他の事項

2 第2条第1項において準用する前項第2号に掲げる情報は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとする。この場合において、当該資料については、その出典を明らかにできるよう整理するとともに、必要に応じ、関係する地方公共団体、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からその知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めるものとする。

【解説】

(1) 特性の把握に当たっての基本的な考え方

環境影響評価の項目及び手法を選定するために「一般的に把握すべき情報の内容」として、「事業特性」及び「地域特性」に係る情報を最新の文献、資料等により把握する¹⁾ものである。これらの情報は、項目・手法の選定に関わりがあり得るものを広く集めるとともに、詳細な調査等を開始する前であることから、入手が容易な文献、資料等により¹⁾行うものとする。

① 事業特性

環境要素を選定する上で、事業特性を把握することは必要不可欠である。事業特性を把握することにより、事業の実施が環境に及ぼす影響の環境要素を選定することが可能となる。したがって、事業の開始（工事の開始）から事業の最終段階（供用後における事業のピーク）まで、各々の段階で事業計画を把握し、環境に及ぼす要因を明確にできるように、事業特性を把握する必要がある。

事業特性については、その事業が本質的にどのような環境負荷をどの程度もつ事業なのかを明らかにする必要がある²⁾。この「本質的」という趣旨は、対策の有無にかかわらず本来発生するはずの環境負荷を整理することを意味する。環境影響評価では「対策を予定しているから負荷は発生しない」という考えの下に調査・予測・評価を省略するのではなく、「対策を講じることにより本来発生するはずの負荷が十分に回避・低減されていることを明らかにする」ことが重要である²⁾。

② 地域特性

地域特性の把握に関しては、まず、事業の実施が環境に影響を及ぼす範囲を想定する必要がある。例えば自然環境や騒音・振動などでは事業実施区域及びその周辺、大気汚染では煙突の高さにより数kmから数十kmに及ぶ範囲となる³⁾。したがって、事業特性に応じて妥当と考えられる範囲を設定する必要がある³⁾。ただし、調査、予測の前段階であることより、地域の範囲を安全側に大きくとることが望ましい。

地域特性は、既存の資料等により把握する方法が中心となることから、資料のベースとなる範囲から地域特性を推定していくことも生じる。また、観測資料等を用いる場合には、定点での観測のケースが多いことから、想定された事業の実施による環境への影響が及ぼす範囲の中の観測データを、地域特性として把握することが望ましい。ただし、気象データのように対象範囲内に観測データが存在することが少ない場合は、近隣の観測資料を用いることも可能である。

(2) 把握すべき情報

対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、必要と認める範囲内で、対象事業の内容（事業特性）並びに対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

① 事業特性に関する情報

事業特性として把握すべき情報は以下の項目であり、その概要は表Ⅳ－１に示すとおりである。ただし、各々の事業により各種の条件が異なることから、状況に応じて把握すべき情報を追加・削除することが望ましい。

- イ 対象事業の規模
- ロ 対象事業実施区域
- ハ 対象事業に係る工事の実施に係る工法、期間及び工程計画の概要
- ニ 工事の実施が完了した後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるものの概要

表Ⅳ－１ 把握すべき事業特性に関する情報の例

事業特性	把握すべき情報
対象事業の規模	<ul style="list-style-type: none"> ・事業目的及び数量、長さ、高さ、面積、容量、体積等スケールに関する事項 ・土地の改変規模並びに改変後の状況 ・工作物の規模並びに使用目的等
対象事業の実施区域	<ul style="list-style-type: none"> ・実施区域の位置 ・全体計画区域、土地改変区域、土地利用別区域及び面積（いずれも図面上でも表示）
対象事業に係る工事の実施に係る工法、期間及び工程計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・工事工程の概要（全体計画及び段階別計画等） ・工事の期間等（全体期間、段階別工事期間及び工事時間帯等） ・工事工法及び使用重機の種類及び数量（工事ピーク時及び周辺に対する影響の最大時等） ・工食用道路の概要（ルート、幅員、設置・拡幅等） ・大規模な資材置場、大規模な土捨て場の位置、面積等 ・工事区域以外における工事に関連する事項（資材の搬入・搬出、通勤等に係る車両台数、種類及び経路等）
工事の実施が完了した後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるものの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・供用開始時期 ・利用計画 ・土地又は工作物の完成後の状態（位置、規模、形状、色彩、緑化計画等） ・人の移動に関する事項（ピーク時における人数、車両台数、経路等） ・供用後における周辺環境への負荷排出量、排出状況等に係る事項 ・その他周辺環境に影響を及ぼすことが想定される事項

また、事業種別に事業規模等に関する把握すべき情報の例を表Ⅳ－２に示す。
 なお、必要に応じて、情報を追加・削除することが望ましい。

表Ⅳ－２ 把握すべき事業規模等の例

事業種別	把握すべき事業規模等
道路の新設又は改築の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の長さ ・車線数、幅員 ・設計速度 ・計画交通量及び想定車種分類 ・構造の概要（盛土、切土、トンネル、橋梁、高架等の別）及びその位置 ・インターチェンジ等の概要（位置、構造等） ・休憩施設等の有無、位置
ダム、堰又は放水路の新築又は改築の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・貯水又は湛水区域及びその面積 ・放流量（維持、洪水等） ・ダムの構造概要（コンクリートダム、フィルダムの別等） ・付け替え道路の概要（位置、長さ、幅員等） ・ダムの供用に関する事項 ・固定堰又は稼働堰の別 ・堰の構造 ・放水路の構造、面積 ・減水区間の位置
鉄道又は軌道の建設又は改良の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道又は軌道の長さ、 ・本線路数、鉄道敷きの幅員等の軌道構造概要 ・想定車両（車両数、長さ等） ・設計最高速度 ・列車の計画運行本数 ・構造の概要（盛土、切土、トンネル、橋梁、高架等の別）及びその位置 ・駅舎、車庫等の有無、位置
飛行場又はその施設の設置又は変更の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施区域及び面積 ・飛行場敷地の概要 ・滑走路の概要（長さ、幅等） ・利用を予定する航空機の種類及び数 ・運行計画の概要 ・離・発着ルート概要 ・主要なアクセス交通整備の概要 ・関連施設の概要
発電所の設置又は変更の事業	<ul style="list-style-type: none"> ○発電所共通 <ul style="list-style-type: none"> ・発電所又は発電設備の最大出力 ・主要な工作物の配置、規模（面積、高さ等） ・発電関連施設の概要 ○水力発電所 <ul style="list-style-type: none"> ・ダム、堰等については当該項を参照 ・取水河川の概要、取水量、取水位置、 ・導水路・水圧管路・放水路・放水口の位置 ・減水区間の位置

	<ul style="list-style-type: none"> ○火力発電所 <ul style="list-style-type: none"> ・原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらの組み合わせたものの別 ・燃料の種類及び使用量 ・煙突の形状、高さ ・ばい煙の排出量 ・冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別 ・冷却水量及び放水口の位置、放流温度 ・温排水の排出先の水面又は水中の別 ○原子力発電所 <ul style="list-style-type: none"> ・冷却水量及び放水口の位置、放流温度 ・温排水の排出先の水面又は水中の別 ○風力発電所 <ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積（管理用道路含む） ・形質変更面積（管理用道路含む） ・発電量（定格総出力） ・発電機の機種、基数、ハブ高さ、ローター直径等 ○太陽光発電所 <ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積（管理用道路含む） ・形質変更面積（管理用道路含む） ・森林伐採区域（管理用道路も含む） ・太陽光パネルの設置面積・枚数 ・発電量（パネルの定格総出力・系統接続段階の発電出力） ・パワーコンディショナーの機種、基数 等
<p>廃棄物処理施設の設置又は変更の事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処分場の種別 ・敷地面積 ○ごみ焼却施設 <ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設の処理能力（1日当たり）、排出ガス量、煙突高 ○し尿処理施設 <ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設の処理能力（1日当たり）、排水口位置、放流量、放流水質 ○廃棄物最終処分場 <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物最終処分場、産業廃棄物最終処分場の別 ・安定型最終処分場、管理型最終処分場の別 ・処理する廃棄物の種類、内容、量等 ・最終処分場の埋立面積、容量、埋立に供する年数、埋立後の利用等の方法 ・排水処理施設の概要、放流位置、放流量、放流水質
<p>工場又は事業場の新設又は改築の事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積 ・製造する製品の種類、内容等 ・使用する主なエネルギー源、使用量 ・使用又は発生の可能性のある有害物質の種類及び量 ・排出ガス量（1時間当たりの最大量）、煙突高、排出ガス濃度 ・排出水量（1日当たりの平均的な量）、排水口位置、放流水質 ・騒音・振動、悪臭等の排出に係る事項 ・地下水利用の有無、使用量 ・主要なアクセス道路
<p>下水道終末処理場の設置又は変更の事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積 ・計画処理人口、計画最大処理水量 ・処理方式 ・放流水域、放流水質、放流口の位置、放流量 ・発生汚泥量及び処理方法

スポーツ又はレクリエーション施設の設置若しくは変更又はその用地の造成の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積 ・形質変更面積 ・整備する施設の種類、数量等 ・主要な工作物の規模 ・予定する日最大利用者数及び車両数
水面の埋立て又は干拓の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立面積 ・埋立後の利用目的 ・埋立用材の種類、埋立量、埋立方法 ・埋立用材の調達場所、搬入路
土地区画整理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・施行区域の面積 ・主な土地利用の用途とその面積 ・計画人口 ・最大の建物高さ（又は階数）
住宅の用に供する一団の土地の造成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積 ・主な土地利用の用途とその面積 ・計画人口 ・戸建て・集合の別、最大の建物高さ（又は階数） ・下水処理等の関連施設の概要 ・主要なアクセス交通施設の概要
流通業務施設の用に供する一団の土地の造成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積 ・流通業務用及びその他の主な用途の別とその面積 ・整備する流通業務施設の種類 ・予定する自動車交通量 ・主要なアクセス交通施設の概要 ・計画貨物取扱量
工場又は事業場の用に供する一団の土地の造成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積 ・工業用及びその他の主な土地利用用途の別とその面積 ・予定する主な業種、規模、件数等 ・取排水、燃料使用量の概要 ・予定する従業員数 ・主要なアクセス交通施設の概要
鉱物又は岩石の採取の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・採取又は掘採の用に供する場所の面積 ・土石又は鉱物の種類、量、期間 ・採取又は掘採の方法 ・採取又は掘採後の処理又は利用等の方法
複合開発整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・複合施設の種類、面積 ・種類ごとの内容・規模等（個々の事業種別に準じる）

② 地域特性に関する情報

地域特性に関する情報は、事業特性等が環境に影響を及ぼす環境要素の項目を勘案し、基本的事項として把握しておく必要がある。

地域特性として把握すべき情報は、大別して自然的状況及び社会的状況とに分類される。各々の内容の例は、表IV－3に示すとおりである。ただし、必要に応じて項目を追加することが望ましい。

表Ⅳ－３ 把握すべき地域特性の情報

区 分		把握項目	把握すべき情報
自然的状況	大気環境の状況	気象	<ul style="list-style-type: none"> ・気象状況（観測所位置、風向、風速、気温及び降水量等） ・地形等による気象特性等
		大気質	<ul style="list-style-type: none"> ・大気質の状況（観測地点、観測結果、環境基準の設定状況及び環境基準の確保の状況） ・大気汚染物質の主要な発生源の状況等
		騒音・超低周波音	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音の状況（観測地点、観測結果、環境基準の設定状況及び環境基準の確保の状況） ・騒音の主要な発生源の状況等 ・低周波音の発生状況等
		振動	<ul style="list-style-type: none"> ・振動の状況（観測地点、観測結果、規制基準及び地域の指定状況） ・振動の主要な発生源の状況等
		その他の大気環境	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭の状況、発生源等 ・風害の状況等
	水環境の状況	水象	<ul style="list-style-type: none"> ・河川、湖沼、海域の分布状況 ・流量、流域、水位・潮位等の状況
		水質	<ul style="list-style-type: none"> ・水質の状況（観測地点、観測結果、環境基準の設定状況及び環境基準の確保の状況） ・水質汚濁源の状況 ・水質事故、被害、赤潮及び苦情等の発生状況等
		水底の底質	<ul style="list-style-type: none"> ・水底の底質の状況等
		その他の水環境	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水の水質状況等 ・地下水の水位の状況等
	土壌及び地盤の状況	土壌	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染の状況 ・環境基準の確保の状況等
		地盤	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤沈下の状況
	地形及び地質の状況	地形・地質	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の分布状況 ・表層地質の状況 ・注目すべき地形・地質の分布状況等
	動植物及び生態系の状況	動物	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物種及び地域個体群の状況 ・注目すべき種の分布状況等
		植物	<ul style="list-style-type: none"> ・植物種及び植物群落の状況 ・注目すべき種及び群落の分布状況等
		生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物の生息・生育環境の状況等
	景観及び人と自然との触れ合い活動の状況	景観	<ul style="list-style-type: none"> ・景観の特性、景観構成要素の状況 ・主要な眺望点の分布状況 ・すぐれた景観資源分布状況等
		触れ合い活動の場	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園、身近な自然地域等の分布、利用状況 ・野外レクリエーション地の利用動態 ・里地里山の分布状況等
	その他	廃棄物	

社会的状況	人口及び産業の状況	人口	・人口、世帯数の分布及び人口の推移等
		産業	・産業構造（就業人口、生産額等） ・各次産業の特色、地場産業の状況等
	土地利用の状況	行政区画	・行政区画の状況等
		土地利用	・土地利用及び都市計画区域等の状況 ・市街地及び集落の規模、分布状況 ・土地利用の将来計画等
	河川、湖沼及び海域の利用・地下水の利用	水域の利用	・水域空間の利用状況（河川敷、湖岸、海岸を含む） ・漁業権の設定状況等
		水利用	・河川、湖沼の利水の状況 ・地下水の利用状況等
	交通の状況	交通施設	・主要な交通施設（道路、鉄道、港湾等）の分布等 ・交通の将来計画等
		交通量等	・幹線道路自動車交通量 ・鉄道、船舶等運行回数、利用客等
	環境保全についての配慮が必要な施設の状況	環境保全の配慮が必要な施設	・学校、保健医療施設、文化施設等の分布状況等
		住宅の配置等	・住宅の配置状況 ・通学路の状況等
	下水道の整備の状況	下水道の整備の状況	・下水道等の整備状況及び処理人口 ・下水道整備計画等
	環境の保全を目的とする法律又は条例により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況法令等による指定及び規制等の状況	環境基本法に基づく環境基準の類型指定状況	・騒音に係る環境基準の類型指定地域 ・水質に係る環境基準の類型指定状況
		公害防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準	・大気汚染防止法に基づく総量規制地域等の指定状況 ・騒音規制法に基づく区域の指定状況、規制基準等 ・振動規制法に基づく区域の指定状況、規制基準等 ・自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく特定地域 ・幹線道路の沿道の整備に関する法律に基づき指定された沿道整備道路 ・水質汚濁防止法に基づく排出基準、及び指定水域又は指定地域 ・湖沼水質保全特別措置法に基づき指定された指定湖沼又は指定地域 ・瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく瀬戸内海の区域 ・その他条例に基づく地域地区の指定状況、規制基準等
		自然環境の保全に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況	・自然公園法に基づき指定された国立公園、国定公園又は県立自然公園の地域、特別地域の状況等 ・自然環境保全法に基づき指定された原生自然環境保全地域、自然環境保全地域又は県自然環境保全地域 ・世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の世界遺

		<ul style="list-style-type: none"> 産一覧表に記載された自然遺産の区域 都市緑地保全法に基づき指定された緑地保全地区の区域 森林法に基づき指定された保安林の区域 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき指定された生息地等保護区の区域 鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律に基づき設定された鳥獣保護区の区域
	資源等の保護・保全に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況	<ul style="list-style-type: none"> 水産資源保護法に基づき指定された保護水面の区域 文化財保護法に基づき指定された名称又は天然記念物 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づき指定された歴史的風土保存区域 都市計画法に基づき指定された風致地区の区域
	一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域	<ul style="list-style-type: none"> 工業用水及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づく指定地域 砂防法に基づく砂防指定地 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域
その他		<ul style="list-style-type: none"> 環境基本法に基づく公害防止計画の内容 条例等に基づく環境保全計画等の内容 地域の保全計画及び保全目標の設定状況 その他

(3) 留意事項

事業特性の整理に当たっては、事業のもつ環境影響の種類、環境影響の強さ、環境影響の広がり等の概要を想定するのに必要な要素を整理しておく必要がある²⁾。

特に、特殊な燃料を使用する発電所や特殊な化学物質を排出するおそれのある工場の立地が想定される事業、特殊な構造・工法の使用など事業固有の環境要素が想定される事業については、事業特性の中でこれらの点を明らかにしておく²⁾必要がある。

予定ルートや工法の案が定まっていない場合には、想定される複数の選択肢又はその時点で最も妥当あるいは有力ものを想定し、事業特性を整理する必要がある²⁾。

工業団地等の造成において、立地企業に不確定な要素が多い場合でも、主要な環境要素を事業特性から推測できるように、想定される誘致企業や立地業種・操業規模の大枠等は示しておく必要がある²⁾。

地域特性に関する情報は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握することとなることから、できる限り資料の年度を統一しておくことが望ましい。

各種資料及び情報等は、国、県、関係市町の各種統計書及び部内資料等により収集することが主となる。その際、資料のデータ範囲は、地域特性に相応した範囲とすることが望ましい。ただし、統計の項目によっては、市町単位でまとめてあることが多いので、そのような場合には、市町単位となることもやむを得ない。ただし、事業予定地と生活圏とにかなりの距離がある場合には、人口や産業等事業予定地周辺と関連が薄い項目について、その旨を明記することが望ましい。なお、地域に密着した資料が得られる場合には、そのデータも併記する必要がある。

また、資料の対象年度を明確にしておく必要もある。特に、ヒアリングによる情報収集の際には注意を要する。

出典

- 1) 環境庁環境影響評価研究会 逐条解説環境影響評価法 ぎょうせい (1999) p. 320
- 2) 社団法人環境情報科学センター 環境アセスメントの技術 中央法規 (1999) p17
- 3) 同 p. 22

2 環境影響評価項目の選定

(環境影響評価の項目の選定)

第3条 対象事業に係る環境影響評価の項目の選定は、当該対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより行うものとする。

2 前項の規定による検討は、次に掲げる各影響要因に関し、物質を排出し、又は既存の環境を損ない、若しくは変化させることとなる要因として事業特性に応じて適切に区分された影響要因ごとに行うものとする。

一 工事の実施（対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）

二 工事の実施が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。以下「土地等の存在及び供用」という。）

3 第1条の4第3項及び第4項の規定は第1項の規定による検討について、同条第5項の規定は第1項の規定による項目の選定について、それぞれ準用する。この場合において、同条第3項から第5項までの規定中「第1項」とあるのは、「第3条第1項」と読み替えるものとする。

4 環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ選定項目の見直しを行うものとする。

《参考：第3条第3項の規定に基づく、第1条の4第3項から第5項までの読み替え後》

3 第3条第1項の規定による検討は、次に掲げる各環境要素に関し、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分された環境要素ごとに行うものとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価が行われるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。）

イ 大気環境

(1) 大気質

(2) 騒音（周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音によるものを含む。）及び超低周波音（周波数が20ヘルツ以下の音をいう。）

(3) 振動

(4) 悪臭

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素

ロ 水環境

(1) 水質（地下水の水質を除く。）

(2) 水底の底質

(3) 地下水の水質及び水位

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素

ハ その他の環境（イ及びロに掲げるものを除く。）

(1) 地形及び地質

(2) 地盤

(3) 土壌

(4) その他の環境要素

- 二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価が行われるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。）
 - イ 動物
 - ロ 植物
 - ハ 生態系
 - 三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価が行われるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。）
 - イ 景観
 - ロ 人と自然との触れ合いの活動の場
 - 四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価が行われるべき環境要素
 - イ 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。）
 - ロ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。以下同じ。）
- 4 第3条第1項の規定による検討は、前条の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて行うものとする。この場合においては、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。
- 5 第3条第1項の規定による環境影響評価項目の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、同項の規定により選定した環境影響評価項目（以下「選定項目」という。）について、選定した理由を明らかにできるよう整理するものとする。

【解説】

(1) 項目選定に当たっての基本的な考え方

環境影響評価項目の選定に当たっては、IV-1の表IV-1及び表IV-2の例に示したような事業特性の把握から、当該事業の実施が環境影響を及ぼす影響要因を検討するとともに、表IV-3の例に示したような地域特性をもとに、環境影響評価方法書の手続きにおける「環境の保全の見地からの意見」等を踏まえつつ、影響要因によって影響を受けるおそれのある環境要素を抽出し、事業の内容や地域の実情に応じて環境影響評価が実施されるようにする必要がある。また、環境影響が軽微あるいはほとんどないと考えられる項目についても、一旦は選定を行い、検討の上必要性がない場合は選定項目から除外する手順を踏むことが望ましい。特に、一般的とはいえない事業の内容を含む場合や特筆すべき地域特性を有する場合などは、項目の選定に当たっては抜け落ちのないよう注意を要する。

選定に際しては、事業の開始（工事の開始）から供用後における事業形態までの事業特性の違いを明確に把握して、その区分された影響要因ごとに項目の選定を行うものとする。

基本的には、工事の実施における環境影響と土地等の存在及び供用における環境影響とでは、環境要素に影響を及ぼす要因又は項目が異なる場合が多いことから、それぞれに区分して項目の選定を行うものとする。

なお、対象事業の実施に当たって、当該事業区域内の工作物の撤去や廃棄が行われる場合には、その行為による環境影響についても影響要因として整理され環境影響評価が行われる必要があり、また、対象事業の実施後に対象事業の工作物等の撤去または廃棄が行われる場合にも同様にそれによる影響要因を整理する必要がある。昨今事例が見受けられる、①工場跡地（工場の施設を撤去した上で）に事業場が立地する場合、②事業実施後に

長期間経過したこと等により工作物を撤去する場合に発生する廃棄物による環境影響を把握する必要がある。

参考資料に事業別の環境影響評価項目の例を示すが、実際には同じ分類に区分される事業であっても、事業内容、規模や対象地域の地域特性により、環境要素に対する影響は微妙に異なると考えられることから、それぞれのケース毎に検討を行い、環境影響評価項目を適切に選定する必要がある。

環境影響評価項目を選定する段階では、事業内容に未確定部分がある場合も考えられるが、後に調査の手戻り等が生じないように、可能性のある項目については抽出しておくことが望ましい。

(2) 環境要素の区分

環境要素の区分は、事業の実施によりどのような環境影響を及ぼし、これに対してどのような環境保全上の配慮を行うかという、評価項目としての項目を選ぶ視点での区分である²⁾。いわゆる「環境」を区分するものではないことに注意が必要である²⁾。

環境要素の区分は、「山口県環境基本条例第8条において環境の保全に係る基本的施策に係る4つの基本方針」(20ページ参照)を大区分とし、これらに含まれるべき要素を、必要に応じその下位の区分とする。なお、山口県環境基本条例の「環境の保全」の対象とはならない、例えば、災害、交通安全、地域分断、文化財(天然記念物、名勝を除く。)等については、直接含まれないことになる。ただし、環境要素として取り扱われる側面がある場合については間接的に対象となり得る²⁾。

以上より、環境要素の区分は、大きく分けて以下の4区分に分類される。

- イ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として、調査、予測及び評価が行われるべき環境要素
- ロ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価が行われるべき環境要素(二、に掲げるものを除く。)
- ハ 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価が行われるべき環境要素(二、に掲げるものを除く。)
- ニ 環境への負荷の量の程度により予測及び評価が行われるべき環境要素

これらの大区分に対する中区分、小区分及び具体的な環境要素の例を表IV-4に示す。

表Ⅳ－４ 環境要素の区分

環境要素の区分			具体的な環境要素の例 (細区分)
大区分	中区分	小区分	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	環境基準項目（二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）、粉じん、有害物質、ダイオキシン類、その他必要な項目 等
		騒音・超低周波音	一般環境騒音、道路交通騒音、建設等作業騒音、工場等騒音、鉄道騒音、航空機騒音、風車騒音・超低周波音 等
		振動	道路交通振動、建設作業振動、工場等振動、鉄道道振動等
		悪臭	臭気濃度、悪臭物質 等
		その他の大気環境：風害、塩害 等	
	水環境	水質	生物化学的酸素要求(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、水素イオン濃度(pH)、水の濁り(S S、濁度、透視度等)、溶存酸素量(DO)、大腸菌、全窒素(T-N)、全リン(T-P)、健康項目、要監視項目 等
		底質	有機物質、有害物質、水底の泥土 等
		地下水	塩素イオン濃度、有害物質、水質、水位 等
		その他の水環境：水温、潮流、波浪、流向、流速、流量、潮位、水位、水中生物、温泉 等	
	土壌 その他	地形・地質	重要な 地形、地質 等
		地盤	地盤の沈下 等
		土壌	土壌汚染 等
		その他	日照障害、光害、電波障害、風車の影 等
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物	哺乳類、鳥類、は虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生生物、卵稚子、重要な種、注目すべき生息地 等
		植物	植物相、現存植生、植生自然度、潜在植生、重要な種及び群落 等
		生態系	基盤環境と生物群集の関係、注目種・群集、生態系機能等

人と自然との豊かな触れ合い	景観	眺望景観、圍繞景観 等
	人と自然との触れ合いの場	触れ合い活動の場、活動を支える環境 等
環境への負荷	廃棄物等	一般廃棄物、産業廃棄物、建設工事に伴う残土及び副産物等
	温室効果ガス等	二酸化炭素、その他のガス、樹木の減少 等

(3) 影響要因の区分

環境影響を与える行為を受け、事業としての土地又は工作物が完成するまでの「工事の実施」と「土地又は工作物の存在及び供用」の二つに区分し、それぞれにおいて環境に影響を及ぼし得る要因を細区分する³⁾。

事業の種類ごとに影響要因の一般的な例を表Ⅳ－５に示す。各々の事業においては、事業特性及び地域特性が異なることより、適宜要因を選択することが望ましい。

表Ⅳ－５ 事業の種類別影響要因の例

事業	工事の実施	土地又は工作物の存在及び供用
道路	<ul style="list-style-type: none"> 建設（工事用）機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 切土工等又は既存の工作物の除去 道路用地等の造成 工事施工ヤードの設置 工事用道路等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 道路（地表式又は堀割式）の存在 道路（嵩上式）の存在 自動車の走行 休憩所の供用
ダム	<ul style="list-style-type: none"> ダムの堤体の工事 原石の採取の工事 施工設備及び工事用道路の設置の工事 道路の付替の工事 	<ul style="list-style-type: none"> ダム堤体の存在 原石山の跡地の存在 道路の存在 ダムの供用及び貯水池の存在
堰	<ul style="list-style-type: none"> 堰の工事 護岸の工事 掘削の工事 	<ul style="list-style-type: none"> 堰及び護岸の存在 堰の供用及び湛水区域の存在
放水路	<ul style="list-style-type: none"> 洪水を分流させる施設の工事 掘削の工事 堤防の工事 	<ul style="list-style-type: none"> 放水路の存在及び供用
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 切土工等又は既存の工作物の除去 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道施設（地表式又は堀割式）の存在 鉄道施設（嵩上式）の存在 列車の走行
軌道	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 切土工等又は既存の工作物の除去 	<ul style="list-style-type: none"> 軌道の施設(地表式又は堀割式)の存在 軌道の施設（嵩上式）の存在 車両の走行

飛行場	<ul style="list-style-type: none"> ・造成等の施工による一時的な影響 ・建設機械の稼働 ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 	<ul style="list-style-type: none"> ・飛行場の存在 ・航空機の運航 ・飛行場の施設の供用
発電所 (水力)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用資材等の搬出入 ・建設機械の稼働 ・造成等の施工による一時的な影響 	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の改変及び施設の存在 ・貯水池の存在 ・河水の取水
発電所 (火力) (原子力)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用資材等の搬出入 ・建設機械の稼働 ・造成等の施工による一時的な影響 	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の改変及び施設の存在 ・施設の稼働 <ul style="list-style-type: none"> ・排ガス ・排水 ・温排水 ・機械等の稼働 ・資材等の搬出入 ・廃棄物の発生
発電所 (風力)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用資材等の搬出入 ・建設機械の稼働 ・造成等の施工による一時的な影響 ・工事用道路等の設置 ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の存在 ・施設の稼働 <ul style="list-style-type: none"> ・超低周波音 ・風車の影 ・鳥類への影響
発電所 (太陽光)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用資材等の搬出入 ・建設機械の稼働 ・造成等の施工による一時的な影響 ・工事用道路等の設置 ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の存在 ・施設の稼働 <ul style="list-style-type: none"> ・反射光 ・騒音 ・太陽光パネルの撤去・廃棄
ごみ焼却 施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却施設の設置の工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却施設の存在 ・廃棄物の搬入 ・ごみ焼却施設の供用
し尿処理 施設	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設の設置の工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設の存在 ・し尿等の搬入 ・し尿処理施設の供用
廃棄物最終 処分場	<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場の設置の工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場の存在 ・廃棄物の搬入 ・廃棄物の埋立
工場・ 事業場	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水の排水 ・造成工事 ・建設機械の稼働 ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の存在（土地の造成） ・構造物の存在 ・工場・事業場の稼働
下水道終末 処理場	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水の排水 ・造成工事 ・建設機械の稼働 ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の存在（土地の造成） ・構造物の存在 ・下水道終末処理場の稼働
スポーツ・ レクリエーション 施設	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水の排水 ・造成工事 ・建設機械の稼働 ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の存在（土地の造成） ・構造物の存在及び利用 ・肥料・農薬の散布 ・施設利用に伴う車両の走行

水面埋立 ・干拓	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防及び護岸の工事 ・埋立の工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・埋め立て地又は干拓地の存在
土地区画 整理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水の排水 ・造成工事 ・建設機械の稼働 ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の存在（土地の造成） ・構造物の存在 ・施設利用に伴う車両の走行
住宅団地	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水の排水 ・造成工事 ・建設機械の稼働 ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の存在（土地の造成） ・構造物の存在 ・生活活動に伴う環境負荷の発生
流通業務 団地	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水の排水 ・造成工事 ・建設機械の稼働 ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の存在（土地の造成） ・構造物の存在 ・搬入・搬出車両の走行 ・施設の供用
工業団地	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水の排水 ・造成工事 ・建設機械の稼働 ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の存在（土地の造成） ・構造物の存在 ・工場の稼働
採石場等	<ul style="list-style-type: none"> ・造成等の施工による一時的な影響 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の存在（土地の改変） ・採取物の搬出
複合開発 整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水の排水 ・造成工事 ・建設機械の稼働 ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 	<ul style="list-style-type: none"> ・各々の事業の欄を参照

(4) 環境影響評価項目の選定

環境影響評価の評価対象は、環境に影響を与える側である「影響要因」と、環境影響を受ける側になる「環境要素」との相互関係から成立するものであることから、表Ⅳ－6に示すような影響要因－環境要素関連表（以下「マトリックス表」という。）を作成して環境影響評価項目の範囲を定め、この範囲から絞り込むものとする¹⁾。

マトリックス表の作成に関しては、対象事業の事業特性から環境影響を及ぼすおそれのある「影響要因」を抽出するとともに、事業実施区域及びその周辺の地域特性から、環境の変化による影響を受けるおそれのある「環境要素」を抽出し、影響要因と環境要素の関係から、環境影響評価の対象となる項目を選定する。

事業の種類ごとの環境影響評価項目の例を、参考資料に示す。なお、各々の事業においては、事業特性及び地域特性が異なることより、適宜細区分を設定し項目を選定することが望ましい。

表Ⅳ－6 影響要因－環境要素関連表

環境要素の区分			環境要因の区分		工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用	
			細区分	細区分				
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質						
		騒音・超低周波音						
		振動						
		悪臭						
		その他						
	水環境	水質						
		底質						
		地下水						
		その他						
	土壌環境・その他	地形・地質						
		地盤						
		土壌						
		その他						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物							
	植物							
	生態系							
人と自然との豊かな触れ合い	景観							
	触れ合い活動の場							
環境への負荷	廃棄物等							
	温室効果ガス等							

(5) 留意事項

- ・環境影響評価項目の選定に当たっては、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けることが望ましい。環境影響評価の作業の早い段階から客観性、科学性の観点から、チェックを行うことにより、より円滑な環境影響評価の手続きの実施を期することができる⁴⁾。
- ・マトリックス表の作成の段階では、影響要因と環境要素の関係を厳密に検討する必要はないが、影響要因に全く関係しない環境要素を選定したり、あるいは影響要因があるにもかかわらず関連する環境要素が選定されていないなどの事態が生じないように、影響要因を十分に考慮して環境要素を検討することが必要である。
- ・環境要因と環境要素の関係については、表Ⅳ－7に示すように影響の大きさを想定し、ランク分けしてマトリックス表を作成することが望ましい。例えば、大きな影響が想定される、

影響が想定される、影響は軽微と想定される、影響は想定されないなどに分類し、マトリックス表上でマークを変えて記入する方法など、わかりやすい表示方法とすることが望ましい。

- 環境影響評価項目の選定を行ったときは、選定の結果を「影響要因－環境要素関連表」として一覧できるよう整理するとともに、選定項目として選定した理由及び影響が軽微である項目に対し選定から削除する場合はその理由を明らかにする必要がある。

表IV-7 環境影響評価項目選定の例<住宅団地の造成>

環境要素の区分			環境要因の区分	工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用				
			細区分	樹林の伐採	雨水の排水	造成工事	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	敷地の存在(土地の改変)	構造物の存在	住宅団地の供用	車両の通行	污水处理場の供用
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	粉じん等				○	○					
			二酸化窒素等				△	△				△	
		騒音・超低周波音	騒音	△			○	○				△	△
			振動				○	○				△	
	水環境	水質	水の濁り		◎								
			水質(BOD等)										◎
		地下水	地下水位							△			
			水質							△			
	土壌に係る環境	地形及び地質	重要な地形及び地質							○			
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物	重要な種及び注目すべき生息地	◎			△			◎			
植物		重要な種及び群落	◎						◎				
生態系		地域を特徴付ける生態系	◎	○		△			◎				
人と自然との豊かな触れ合い	景観	主要な眺望景観及び圍繞景観	◎						◎	○			
	人と自然との触れ合いの活動の場	重要な人と自然との触れ合いの活動の場	○						○	○			
環境への負荷	廃棄物等	建設工事に伴う副産物	○		○						○		

注) ◎：影響が大きいと考えられる項目
 ○：影響があると考えられる項目
 △：影響はあるが軽微と考えられる項目
 無印：影響がないかあるいは無視できる項目
 網掛け部分は主務省令の参考項目

出典

- 1) 環境庁環境影響評価研究会 逐条解説環境影響評価法 ぎょうせい (1999) p. 312
- 2) 同 p. 313
- 3) 同 p. 314
- 4) 社団法人環境情報科学センター 環境アセスメントの技術 中央法規 (1999) p21

3 調査、予測及び評価の手法

3-1 調査、予測及び評価の手法の選定

(環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法)

第4条 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定は、選定項目ごとに選定項目の特性及び対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定項目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手法について、次条から第7条までに定めるところにより選定して行うものとする。

一 前条第3項において準用する第1条の4第3項第1号に掲げる環境要素に係る選定項目 汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化(当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。)の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法

二 前条第3項において準用する第1条の4第3項第2号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定項目 陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

三 前条第3項において準用する第1条の4第3項第2号ハに掲げる環境要素に係る選定項目 地域を特徴付ける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性(生態系の上位に位置する性質をいう。)、典型性(地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。)及び特殊性(特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。)の視点から注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法その他の適切に生態系への環境影響を把握する手法

四 前条第3項において準用する第1条の4第3項第3号イに掲げる環境要素に係る選定項目 景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

五 前条第3項において準用する第1条の4第3項第3号ロに掲げる環境要素に係る選定項目 人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

六 前条第3項において準用する第1条の4第3項第4号に掲げる環境要素に係る選定項目 廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握する手法

2 前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集し、及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。

3 第1項の規定による手法の選定に当たっては、最新の科学的知見を反映するよう努める

とともに、第2条第1項において準用する第1条の3及び第2条第2項の規定により把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、最適な手法を選定するものとする。

- 4 第1項の規定による手法の選定は、第2条の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて行うものとする。この場合においては、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるように整理するものとする。
- 5 環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ第1項の規定により選定された手法の見直しを行うものとする。
- 6 第1項の規定による手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるように整理するものとする。

【解説】

選定項目の区分並びに、調査、予測及び評価の手法の選定に関する基本的な考え方と留意事項について解説する。

(1) 選定項目の区分と留意事項

イ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価が行われるべき環境要素

「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」に区分される項目には、表Ⅳ－8に示すとおりであり、大気汚染物質や水質汚濁物質等のように、その排出により汚染が生じる可能性のある項目と、騒音、地形・地質等のように環境要素そのものの状態が変化（当該環境要素に係わる物質の量的な変化を含む）する項目がある。

また、これら汚染・変化には、狭い範囲に強い汚染・変化が現われるもの、逆に、汚染・変化の程度は低いが、広範囲にわたり影響のあるものがあるため、程度と広がり of the 両者を把握し、評価することが重要である¹⁾。

**表Ⅳ－8 「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」
に区分される項目**

中 区 分	小 区 分
大気環境	(1) 大気質
	(2) 騒音、超低周波音
	(3) 振動
	(4) 悪臭
	(5) (1)～(4)以外の大気環境に係わる環境要素
水環境	(1) 水質（地下水の水質を除く）
	(2) 水底の底質
	(3) 地下水の水質及び水位
	(4) (1)～(3)以外の水環境に係わる環境要素
その他の環境	(1) 地形及び地質
	(2) 地盤
	(3) 土壌
	(4) その他の環境要素

ロ 動物・植物

植物及び動物の項目においては、植物相、植生、動物相を把握した上で、その中から学術上又は希少性の観点から重要なものを対象として調査・予測・評価を行う。これは、数多くの動植物種の全てを対象として調査することは、作業量や既存情報の蓄積の程度から見て実務的に不可能であり、かつ、生物の多様性の確保及び種の保存の確保の観点にたつものである。

重要な動植物種の選定については、固有性や分布限界、地域サイズの希少性など、地域の特性と密接に関連する場合があることから、学識経験者や地域の自然研究者などに意見を聴くなどして、調査等の手戻りがないようにすることが望ましい。

重要な生息地には、例えばウミガメの産卵地、コウモリの集団生息地、ホタルの群生地、渡り鳥の集団渡来地等が含まれ、生物種としては必ずしも「重要」ではなくても生息地として重要であったり、地域のシンボルとして注目されているような場合等が含まれることに留意する必要がある¹⁾。

ハ 生態系

生態系は、ある地域における生物群集と非生物的環境が相互関係をもったまとまりの中での物質循環やエネルギー流からなる機能系として捉えられるものである。生態系の環境影響評価では、全ての生態系に適用可能な調査手法を確立することは困難である。したがって、「注目される生物種・群集（群落）等」を指標として、その現状を把握し、影響の程度を予測¹⁾し、その結果を用いて生態系全体に対して環境影響評価を行うこととなる。したがって、対象地域の生態系の特徴を把握した上で、「注目される生物種・群集（群落）等」を適切に選定することが重要である¹⁾。

注目される生物種・群集（群落）は、上位性、典型性、特殊性の観点から選定するものとし、「上位性」には猛禽類のような食物連鎖の上位に位置する生物種が、「典型性」には生態系の中心的な構成種や地域に広く分布する生物種又はそれらの総体としての生物群集が、「特殊性」には特殊な環境等を指標しうるものが、それぞれ該当することになる¹⁾。

注目される生物種・群集（群落）を選定するに当たっては、生物の多様性の把握につなげるために、生物種等を複数選ぶ必要がある²⁾。これらの選定に際しては、餌場、繁殖地等の生息空間の広がりや行動形態等の異なるタイプのものを選ぶ²⁾ことが望ましい。

また、並行して進められている「植物」「動物」「地形地質」の調査の結果等を受けて、必要に応じ選び直すことも必要である²⁾。

ニ 景観

景観は、環境の視覚的側面と考えることができ、個々の環境要素はもとより、それらが組み合わさって全体として一つの景観を構成するものである。また、環境影響評価における「景観」とは、視覚を通じて人間に与えられる認識⁵⁾である。したがって、「景観」項目では、視覚を通じて人々が直接感じる感覚的な影響を予測・評価する⁵⁾こととなる。

景観における環境要素は、「眺望景観」及び「囲繞景観」であり、眺望景観とは、視覚を通じて認知される景観像として捉えた場合の景観⁶⁾である。また、囲繞景観とは、景観を身のまわりの景観として認知される場として捉えた景観⁶⁾である。したがって、「眺望景観」は眺望点からの景観の状況を、「囲繞景観」は景観資源及び眺望点を含めた場の景観の状況を対象として、調査・予測及び評価をすることとなる。

ホ 人と自然との触れ合いの活動の場

様々な自然との触れ合い活動が行われる施設及び場が対象であり、「施設」に加えて「場」

という空間を環境影響評価の項目の対象とする²⁾。この「場」については、必ずしも施設を伴うことが必要ではなく、例えば、里地里山や水辺、散策路など、不特定多数の人々が、自然発生的に自然との触れ合い活動に利用している場所なども含まれる²⁾。ただし、自宅における家庭菜園のように、特定個人だけに利用が限定されるような場合までは含まれない²⁾。

また、触れ合い活動の場へのアクセスルートが直接改変される場合、あるいはアクセスルートの交通量が増大する場合など、アクセスルートに変化が生じる場合は環境影響評価の対象として取り扱う必要がある。

人と自然との触れ合い活動には、自然豊かな地域へ出かけていたり、街の中の緑地や水辺地の自然が目に入って安らぎを覚えたりするなど、非日常的な余暇活動において行われる野外レクリエーションのみならず、日常生活における散策などの触れ合い活動に至るまで、登山、キャンプ、自然観察、水遊び、釣り、キノコ狩り、休養、眺望、花見、散策等の様々な活動の形態が想定される²⁾。

へ 廃棄物等

「廃棄物等」には、一般廃棄物、産業廃棄物のいずれもが該当し、その他工事に伴い発生する残土等の建設副産物等も含まれる³⁾。なお、工事に伴い発生する建設副産物の処分を行う場合の影響については、この区分において検討されるのではなく自然や水質等に関する区分においてそれらの環境要素への影響に関し検討される必要がある³⁾。

ト 温室効果ガス等

「温室効果ガス等」には、地球環境保全に係る環境影響のうち環境への負荷の量を把握することが適切なものとして、温室効果ガスの他、熱帯材の使用量、オゾン層破壊物質の排出量等が想定される³⁾。なお、酸性雨のような例については、一般に窒素酸化物や硫黄酸化物等による環境影響として大気環境の中で予測・評価されるべきであるが、酸性雨原因物質として総排出量を予測評価することが必要となる場合には、この区分において検討されることも考えられる³⁾。

(2) 手法の選定

調査、予測及び評価の手法の選定については、それぞれ指針第5条（調査の手法）（IV-3-2参照）、指針第6条（予測の手法）（IV-3-3参照）、指針第7条（評価の手法）（IV-3-4参照）の解説に従って行うものとする。

調査、予測および評価の手法の選定に当たって、事業特性、地域特性に関する調査により得られた情報を踏まえ、必要に応じて専門家その他の環境影響評価に関する知見を有するもの助言を受けて行う。

(3) 手法選定及び見直しに関する留意事項

事業の種類、規模に関する情報を基に標準的な環境影響要因、環境影響要素を選定する事はある程度可能だが、厳密には事業毎にまた地域特性の違いにより地域毎に環境影響の程度が異なることが予想される。より適切な環境影響評価を行うためには、本解説書に記載された事業別の項目選定、あるいは調査、予測及び評価手法等を一つの参考としながら、同時に個別事業毎の特性、地域特性等をよく検討し、実情に沿った弾力的な運用を図る必要がある。

また、環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ手法の見直しを行う。

イ 簡略化の考え方

簡略化とは、調査・予測・評価の一部を省略すること、調査・予測・評価の手法を簡易な方法にすること^{7)、9)、11)}を意味する。環境影響評価の実施において事業特性、地域特性から考えて重要な項目に費用や時間を十分かけるとともに、環境影響評価のポイントを一般に理解しやすくするためには、重要性の小さい項目については簡略にまとめ、メリハリをつけることが重要である^{7)、9)、11)}。

簡略化を行う場合の考え方を次に示す。

- 環境影響がないか、または影響の程度が小さいことが明らかな場合^{9)、11)}
- 影響を受ける地域又は対象が相当期間存在しないことが明らかな場合^{9)、11)}
- 類似の事例により影響の程度が明らかな場合^{9)、11)}

上記のような場合は簡略化を行うことが可能である。例えば、事業実施区域と住居の間に十分な距離があり、工事による振動の発生に対して距離減衰が十分に確保されるなど、事業特性、地域特性から考えて環境への影響が極めて小さい場合、また、相当長期間人の居住が考えられない山間部等に道路を建設する場合の道路交通騒音のように影響を受ける対象が考えられない場合などは項目や手法を簡略化することが可能である⁷⁾。類似事例に関しては、その類似性が事業特性及び地域特性の両面から客観的に説明できるのであれば評価においてその類似性を説明し、環境保全措置の内容及び効果をもってまとめることが可能⁴⁾である。ただし、ただ単に事業内容が類似している場合や、類似の事例により影響の程度が明らかな場合でも、火力発電所の設置における窒素酸化物のような事業の主要な評価項目については、安易に簡略化することは避けなければならない。^{4)、7)}

なお、簡略化した項目あるいは手法については、その理由を明確にする必要があり、事業者により、恣意的に簡略化が行われることがないようにしなければならない。

ロ 重点化の考え方

重点化とは、調査・予測・評価の項目の拡充に加え、特に重要な環境影響評価項目あるいは環境要素について一般的な調査、予測及び評価の手法に加え、さらに充実した詳細な調査、予測及び評価を実施すること^{7)、9)、11)}を意味する。

重点化を行う場合の考え方は、次に示すような場合である。

- 一般的な事業内容ではない等、事業特性に特殊な項目に係る環境影響が懸念される場合
あるいは対象事業に係る主要な環境項目が想定される場合^{9)、11)}
- 環境影響を受けやすい地域又は対象が存在する場合^{9)、11)}
- 環境の保全の観点から法令等により指定された地域又は対象が存在する場合^{9)、11)}
- 既に環境が著しく悪化し、又はそのおそれが高い地域が存在する場合^{9)、11)}
- 地域にとって特に重要と判断された環境要素が存在する場合^{9)、11)}
- 重大な影響の可能性があるとして判断される場合^{9)、11)}
- 事業者が環境保全上特に重視したものが存在する場合^{9)、11)}

上記のような場合は重点化を行うことが望ましく、具体的な一例を挙げると次のような場合に相当する。

- ・大規模な火力発電所における窒素酸化物の濃度を予測する場合⁸⁾
- ・特に環境負荷が懸念される原燃料を導入する発電所が計画されている場合⁸⁾
- ・汚染物質の滞留しやすい地形条件のところで大きな大気汚染物質の排出が計画されるなど、環境影響が現れやすい自然条件の地域に事業が立地するような場合⁸⁾
- ・住居専用地域のような環境保全上の配慮が特に必要な社会的条件の地域に事業が計画され

ている場合⁸⁾

- ・ 湿原、干潟、珊瑚礁等の環境保全のうえで重要な自然環境の地域等、環境上「弱い」地域において事業が計画される場合⁸⁾
- ・ 窒素酸化物の総量規制地域に窒素酸化物の大発生源が立地する場合⁸⁾
- ・ 国立公園内に工作物を設置する場合等、法令等で地域を指定し、特別の措置を行い環境を保全している地域等の環境上「守る」べき地域において事業が計画される場合⁸⁾
- ・ 二酸化窒素に係る環境基準の未達成地域に高速道路を建設する場合のように環境上「悪い」地域に当該環境項目に係る大きな環境負荷を発生させる事業等が行われる場合⁸⁾

なお、手法の重点化には、全く異なる手法を選定すること、現地調査・測定の回数、期間や地点をよりきめ細かく行うこと、他の手法との組み合わせを行うこと等が含まれるものである⁴⁾。

(4) 手法選定の理由の明確化

環境影響評価を行う過程において手法の見直しを行った場合はもちろん、手法の簡略化や重点化もせず、一般的標準的な手法を選定する場合であっても、想定されている事業特性や地域特性等を勘案するなどして、選定の理由や検討経緯を明らかにできるよう整理する。

3-2 調査の手法

(環境影響評価の項目に係る調査の手法)

第5条 対象事業に係る環境影響評価の調査の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。この場合において、地域特性を勘案するに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることに留意するものとする。

一 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

二 調査の基本的な手法 国又は地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

三 調査地域 対象事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

四 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（以下「調査地点」という。） 調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点

五 調査に係る期間、時期又は時間帯（以下「調査期間等」という。） 調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

2 第1条の6第2項から第4項までの規定は、前項の対象事業に係る環境影響評価の調査の手法について準用する。この場合において、同条第2項中「前項第2号」とあるのは「第

5条第1項第2号」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第5条第1項」と、「現地調査及び踏査等を行う場合」とあるのは「調査の手法の選定を行うに当たって」と、同条第4項中「その他の当該情報の出自等」とあるのは「、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性」と読み替えるものとする。

3 第1項第5号に規定する調査に係る期間は、季節による変動を把握する必要がある調査に係るものにあつてはこれを適切に把握することができるように、年間を通じた調査に係るものにあつては必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するように、設定するものとする。

4 調査の手法の選定に当たっては、既存の長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合には、当該観測結果と現地当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにするものとする。

《参考：第5条第2項の規定に基づく、第1条の6第2項から第4項までの読み替え後》

2 第5条第1項第2号に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定項目に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。

3 第5条第1項の規定により調査の手法の選定を行うに当たっては、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意するものとする。

4 調査の手法の選定に当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるようにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。

【解説】

(1) 調査すべき情報

調査すべき情報の種類とは、一般には、選定項目に係る環境要素の現状に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報である。実際に何をどのように調査すべきかについては、予測及び評価の内容によって異なることから、予測、評価のために必要となる情報の種類を整理し、どの程度の情報が必要か（情報の深さ）を考慮して調査方法を定めることとなる¹⁰⁾。例えば、数値計算による予測と既存事例の解析による予測では、調査すべき情報の内容も異なるものと想定される¹⁰⁾。

(2) 調査の基本的な手法

イ 調査方法

調査手法は大きく分けて次に示す4つの方法があげられる。

- ・ 既存資料調査
- ・ 現地調査
- ・ ヒアリング調査
- ・ アンケート調査

○既存資料調査

国又は地方公共団体が有する資料、学術図書、市販本等により、必要な事項を調査する方法である。地方公共団体が有する資料には、環境白書や統計書等の書籍の他に、計画図、規制図、分布図、管理図等の図面もあり、既に情報として公開されている資料から、各担当部署にて閲覧可能な資料等、種々の資料が種々の形で存在するので、必要に応じて担当部署で確認することが望ましい。学術図書には、各学会等で出版されている図書の他に学会・研究会の会誌、学術論文などが存在する場合もあるので、学識経験者へのヒアリング時に、資料関係についてもヒアリングしておくことも、資料を効率的に収集する一方法である。また、近年は、インターネットを通じて多くの資料が入手できることから、情報収集には欠かせない方法となっている。

○現地調査

現地にて調査を実施し、必要なデータを入手する方法であり、より効果的に必要なデータを入手できるように、調査計画を十分に検討しておくことが必要である。調査内容によっては、環境基準項目等のように法令等の規定により調査方法は定められている場合があり、このような場合は調査結果をこれらの基準等と比較できるようにするという観点から、通常この調査方法を優先的に選定することが一般的である。ただし、必要な情報の深さ次第ではこれ以外の調査方法が適切な場合があることも考慮する必要がある。

○ヒアリング調査

必要な情報を、その情報に精通した人に直接ヒアリングする方法である。ヒアリング対象者については 31 ページ参照。

○アンケート調査

必要な情報を、アンケートの実施により入手する方法であり、アンケートの対象は地元住民、触れ合い活動の場に利用者等が想定される。

ロ 調査年の代表性

調査を実施した年が異常渇水年ではなかったか、現地調査により得られたデータが平年的な値を示しているか等、調査年の代表性についての検討が必要な場合も想定される¹³⁾。このような場合には、例えば気象情報や公共水域の水質データ、環境庁のガンカモ類調査等のような長期間の観測結果を用いて、これと現地調査による測定結果等を対照し、適切な予測、評価が行われるよう整理しておくことが必要である¹³⁾。

ハ 調査によって得られる情報の整理の方法

調査は、予測・評価を行うのに必要な情報として収集・整理されるものであり、調査によって得られる情報は当該情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域等の設定の根拠、調査の日時等について、当該情報の出自及びその妥当性も明らかになるよう、正確に整理されること等が重要である¹³⁾。これにより、準備書への取りまとめの効率化、住民等からの意見への適切な対応や、調査内容に関する信頼性の向上にも効果があると考えられる¹³⁾。

「希少生物の生息・生育に関する情報」については、詳細な情報の公開は、密猟や乱獲等を招くおそれも高いことから、必要に応じてその生息・生育地点が特定できないように処理する等、環境の保全上問題を生じないように十分な配慮を行う必要がある¹³⁾。ただし、一般には公開できない情報ではあっても、情報の出自その他について正確に整理しておく必要がある¹³⁾。

ニ 環境への影響の少ない調査の方法の選定

環境影響評価は十分な環境配慮を事業の内容に組み込むために実施されるものであり、また、予測・評価に必要な精度を確保することに努めるのは当然であるが、その現況把握のための調査行為により環境影響を生じるようでは本末転倒になる¹³⁾。同程度の精度の手法が他にあれば、比較的環境影響の少ない手法を選定することはもちろん、特に配慮が必要な、例えば希少生物の調査等にあつては、調査の精度が低くなるとしても調査による環境影響につながらないよう十分に配慮することが必要である¹³⁾。

(3) 調査地域

調査地域の範囲は、調査対象となる情報の特性、事業特性、地域特性を勘案して適切に定められる必要があるが、通常、環境影響を予測・評価しようとする範囲、予測・評価に必要な情報を収集すべき地域が対象となるものと想定している¹²⁾。

なお、特に地域特性については、例えば水質汚濁に関し、河川の集水域の広がりや下流の水利用の状況等、騒音であれば学校や病院等特に配慮を要する対象の存在等、また動物であればそれぞれの生息範囲、移動範囲・距離等を考慮しながら柔軟に、かつ効果的に地域の設定を行う必要がある¹²⁾。

(4) 調査の地点

調査地域は広がりをもつため、これを全面的に調査することは困難な場合が多い¹²⁾。そのため、調査地域を代表する地点等を設定することにより、必要な情報を収集することになる。地点の選定としては、地域の代表点の他に、例えば、大気汚染について汚染物質が滞留しやすい地点や、高架道路に伴う騒音であれば隣接するマンションの高層階のように特に大きく影響を受けるような地点等も考慮して、適切かつ効果的に設定することが重要である¹²⁾。

特に「予測の地点」を設定する場合には、調査により得られた情報を当該予測の地点に用いることが適切かどうか吟味され、不適切な場合には追加調査を行う必要が生じることから、調査の地点の設定に当たっては、予測の地点との関係に注意する必要がある¹²⁾。例えば、干潟のベントス調査であれば、渡り鳥の飛来数の大きい地点と少ない地点の双方を含める等、予測・評価を行うために適切かつ効果的な調査地点の設定を行う観点も重要である¹²⁾。

(5) 調査の時期及び期間

調査の地点と同様、調査の期間及び時期についても、どのような情報を収集する必要があるか等に応じて適切かつ効果的に設定することが重要である¹²⁾。特に我が国のように季節変化が明らかな場合には、環境の状態の変化を考慮して予測・評価する必要がある場合が少なくないため、この点についても特に留意事項として示している¹³⁾。

環境影響評価により入手される情報は、一般に1年～数年の間に収集されたものとなるが、特に短期間の情報については、気象等の影響により、その測定値の代表性に疑問が生じる項目もあり、更に河川の水質等のように季節変動が大きい項目や生物相のように四季により出現種が異なる項目もあることから、これらが適切に把握できるように期間及び時期を設定することが重要である¹³⁾。

3-3 予測の手法

(環境影響評価の項目に係る予測の手法)

第6条 対象事業に係る環境影響評価の予測の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により、定量的に把握する手法(定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法)

二 予測地域 調査地域のうちから適切に選定された地域

三 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点 選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点

四 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 供用開始後に定常状態になる時期、供用開始後に環境影響が最大になる時期(当該時期を設定することができる場合に限る。)、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯

2 第1条の7第2項及び第3項の規定は、前項の対象事業に係る環境影響評価の予測の手法について準用する。この場合において、同条第2項中「その他の」とあるのは「、予測で用いた原単位及び係数その他の」と、同条第3項中「とする」とあるのは「とする。この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする」と読み替えるものとする。

3 第1項第4号に規定する予測の対象とする時期については、工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合にあっては、同号に規定する時期での予測に加え、必要に応じ中間的な時期での予測を行うものとする。

4 予測の手法の選定に当たっては、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況(将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況)を明らかにできるように整理し、これを勘案して予測が行われるようにするものとする。この場合において、当該地域の将来の環境の状況は、関係する地方公共団体が有する情報を収集して推定するよう努めるものとし、将来の環境の状況の推定に当たって、国又は地方公共団体により行われる環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるようにするものとする。

《第6条第2項の規定に基づく、第1条の7第2項及び第3項の読み替え後》

2 予測の手法の選定に当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項を、選定事項の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を明らかにできるようにするものとする。

3 予測の手法の選定に当たっては、新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要なときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする。

【解説】

(1) 予測手法

イ 予測の基本的な手法

環境影響評価の項目は環境影響の重大性等を考慮して選定されるものであることから、調査、予測及び評価の手法に関しても、項目が選定された理由その根拠となった事業特性、地域特性を踏まえて、適切に選定されることが基本である¹⁴⁾。これらを踏まえ、予測、評価の目的や評価において必要となる水準等に応じ、最も適切な「予測手法」を最新の科学的知見を踏まえた多様な選択肢の中から選定することが必要である¹⁴⁾。

ロ 予測の前提条件の明確化

客観的かつ合理的な評価が行われるよう「予測の前提条件」となる事項について、その内容と妥当性を明らかにできるように整理することを求めるものである¹⁵⁾。これは、環境影響評価は、環境影響の回避・低減を図り、適切な環境保全措置を検討することを目的として行われるものであり、そのためには予測の前提条件が明確にされることが重要である¹⁵⁾。なお、「予測の前提となる条件」には、環境影響評価の実施段階では未確定要素が多いため、準備書には「事業の内容」として記載できないような詳細な事業内容であって、予測を行う上で仮定することが必要なものが含まれる¹⁵⁾。(ただし、これらについても環境影響評価の実施時期を遅らせない範囲で、原則としてできるだけ明確化し、「事業の内容」として記載することが望ましい。)¹⁵⁾

また、特に予測計算については、複雑かつ専門的であって「ブラックボックス」との印象を住民等へ与えがちであり、環境影響評価の信頼性確保の観点からも、その内容の妥当性をわかりやすく示すことが重要である¹⁶⁾。

ハ 将来の環境の状態の設定のあり方

予測に当たっては、予測の対象となる時期に合わせて「将来の環境の状態」(バックグラウンド)を設定することになる¹⁶⁾。このバックグラウンドの設定如何により、予測の結果は大きく異なるおそれもあることから、これに関する基本的な考え方を示す¹⁶⁾必要がある。

バックグラウンドは、環境影響評価を実施する対象事業以外の事業活動等も見込んで設定することを基本に、現在の科学的水準、情報の入手可能性等の合理的な理由により将来の環境の状態を推定することが困難な場合には「現在の環境の状態」を用いることができる¹⁶⁾。(ただし、このような場合であっても、将来の環境が改善傾向にあるのか、悪化傾向にあるのかといった、定性的な動向の把握は行うことが望ましい。)¹⁶⁾

バックグラウンドの設定にあたって必要な情報、例えば、事業者以外の事業活動等の動向やそれらに関する環境影響評価において用いられたバックグラウンド値等の情報については、関係地方公共団体が保有していることが想定されることがら、その提供に対して協力を求めた上でバックグラウンドを設定するよう努める¹⁶⁾。当然、地方公共団体から公開で

きない情報や保有していない情報までも入手することを求めるものではない¹⁶⁾。

なお、事業者以外の国等が計画している環境保全措置等（例えば、下水道の整備や各種の規制等）の効果をバックグラウンド設定に見込む場合には、効果を見込むことの妥当性を判断できるよう、予測の前提として用いるという責任の範囲において当該環境保全措置等の内容を「予測の前提条件の明確化」の趣旨に沿って整理することが必要である¹⁶⁾。

ニ 予測の不確実性の検討

科学的知見の限界に伴い「予測の不確実性」は常に存在するものと考えられる¹⁶⁾。ここでは、環境影響評価の結果を受けて、適切な環境保全措置の検討につなげていくために「不確実性の程度及びそれに伴う環境への影響の重大性」を整理することを求めるもので、予測の精度が低いことをもって不十分な環境影響評価であるとするためではない¹⁶⁾。予測の不確実性を客観的に整理する過程において、感度分析、他の予測手法を併用して評価、事後調査を含む環境保全措置の検討等が行われ、より良い環境配慮につながることを期待するものである¹⁷⁾。なお、仮に定量的な手法が十分に確立していない場合であっても、定量的な予測を安易に回避するのではなく、この予測の不確実性を整理した上で、定量的な予測に努めるような配慮が必要である¹⁷⁾。

(2) 予測地域

予測地域の範囲は、調査地域と同様に、予測対象となる情報の特性、事業特性、地域特性等を勘案して個別事業ごとに適切に設定される必要がある¹⁴⁾。また、予測する必要がある範囲については、必要十分な情報が収集・整理されていることが必須であることから、予測地域は、必ず調査地域の範囲内から設定される必要がある¹⁵⁾。なお、調査結果によっては調査地域を即予測地域としない場合や、逆に、予測の必要性から、調査地域の追加を行うこともあり得る¹⁵⁾。

(3) 予測の地点

予測については、工場からの大気汚染や騒音による影響のように、予測地域全体に関して環境の状態の変化等を予測することが可能な場合もある¹⁵⁾。このような場合には、特に「予測の地点」を設定する必要はないが、これ以外の場合においては、調査地域と調査の地点と同様の考え方にに基づき適切かつ効果的に設定する必要がある¹⁵⁾。

また、「予測の地点」を設定する場合には、調査の地点との関係について特に注意を要する¹⁵⁾。（「調査の地点」の項を参照）

(4) 予測の対象となる時期

事業の実施による環境影響の程度を適切かつ効果的に把握できる時期を設定するものである¹⁵⁾。一般には、工事中にあつては影響要因による環境影響が最大になる時期に、存在・供用時にあつては活動が定常状態にある時期に設定する場合が想定されるが、季節的な変動や社会的状況の変化等も考慮しておくことが重要である¹⁵⁾。例えば供用時に短期間でも非常に大きな変化を及ぼし、何らかの環境配慮の検討が必要な状況が想定される場合等には、予測の時期として設定することが望まれる¹⁵⁾。

また、仮に供用後の定常状態を予測時期として設定する場合であっても、定常状態に至るまでに長期間を要したり、予測の前提とする自然的社会的条件が変動するような場合には、定常状態に至るまでの間において中間的な予測の対象時期を設定し、予測、評価及び必要な環境保全措置に係る検討を行うことが必要である¹⁵⁾。

3-4 評価の手法

(環境影響評価の項目に係る評価の手法)

第7条 対象事業に係る環境影響評価の評価の手法の選定に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

- 一 調査及び予測の結果並びに次条第1項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討すること。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。
- 二 国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、評価において当該基準又は目標を用いることとした考え方を明らかにし、かつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。
- 三 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

【解説】

(1) 環境影響の回避・低減に係る評価

評価とは、事業者による環境影響の回避・低減への努力の内容を見解としてまとめ、明らかにすることによる相対的な評価手法が基本であることから、そのために実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かについて検討する¹⁸⁾ことが重要となる。

現在の技術水準その他に照らして最善の実用技術をここでは「実行可能なより良い技術」としており、導入される技術が環境保全の観点から最善であることを明らかにすることも、事業者による環境影響の回避・低減に係る評価の手法と考えられる（実行可能なより良い技術とは欧米で普及しているBAT (best available technology) の考え方に当たるもの¹⁸⁾。いずれにしても、事業者による環境影響の回避・低減がどこまで検討されたかを客観的かつ具体的に明らかにすることが基本であり、この回避・低減の検討の過程でより良い環境配慮が事業計画に反映されることを期待するものである¹⁸⁾。

なお、「事業者により実行可能な範囲内で」としたのは、これらの評価の対象となる選択肢には、「思いつき」のレベルで技術的に十分な研究がなされていない対策、環境影響の重大性や事業全体の経費と比較して過剰な経費を要する対策、現実に機能し得ない対策等は含まれないことを意味するものである¹⁸⁾。その際、環境影響を十分に低減できない場合に、事業の中止、立地地点の変更、規模の縮小等の変更を行うことを排除するものでないことは当然である¹⁹⁾。

(2) 国又は地方公共団体の環境保全施策との整合性に係る検討

環境影響の回避・低減に係る評価が基本ではあるが、「国又は地方公共団体の環境保全の観点からの施策」のうち、環境基準が設定されている場合や環境基本計画・環境管理計画等において具体的な基準や目標が明らかにされている場合には、これらの内容と整合性があるかどうかについても環境影響の回避・低減に係る評価に併せて検討する必要がある¹⁹⁾。この場合、基

準等が達成され、あるいは整合性があればそれで良いのではなく、さらに環境影響の回避・低減に努める必要があることはいうまでもない¹⁹⁾。

なお、法令により個々の事業者が必ず守らなければならない基準等については、環境影響評価を行うまでもなく当然守るべきものであることがら、ここでいう「基準又は目標との整合性の検討」とは異なるものとして扱われる¹⁹⁾。

(3) 事業者以外の者による環境保全措置の取扱い

事業者以外の者により行われるであろう環境保全措置等の実施については、事業者の責任が及ぶものではない¹⁹⁾。このような措置等を見込んだ評価を行うのであれば、少なくとも評価に用いようとする責任の範囲において、これらの措置等の内容を具体的に明らかにすることが必要である¹⁹⁾。なお、事業者は、安易にこれらの措置等の効果を見込むことは慎むべきであり、事業計画とこれらの措置等の内容・効果・実施時期が良く整合していることや関連していること、これらの措置等の予算措置等の具体化の目途が立っていること等を客観的資料に基づき明らかにする必要がある¹⁹⁾。特に、これらの措置等の実効性が不確定であるような場合には、これを見込まないか、より安全側に立った評価を行うことが望まれる¹⁹⁾。また、従来の自然環境の評価としてよく見られた「周辺に広く分布しており影響は軽微である」等のように、他の地域での保全が担保されることを明らかにせずに、その有効性を評価することは適切ではないと考えられる¹⁹⁾。

出典

- 1) 環境庁環境影響評価研究会 逐条解説環境影響評価法 ぎょうせい (1999) p. 317
- 2) 同 p. 318
- 3) 同 p. 319
- 4) 同 p. 337
- 5) 環境庁企画調整局 自然環境のアセスメント技術 (II) 生態系・自然とのふれあい分野の調査・予測の進め方 大蔵省印刷局 (2000) p. 284
- 6) 同 p. 285
- 7) 社団法人環境情報科学センター 環境アセスメントの技術 中央法規 (1999) p. 20
- 8) 同 p. 21
- 9) 環境庁企画調整局 自然環境のアセスメント技術 (I) 生態系・自然とのふれあい分野のスクーピングの進め方 大蔵省印刷局 (1999) p. 24
- 10) 環境庁環境影響評価研究会 逐条解説環境影響評価法 ぎょうせい (1999) p. 325
- 11) 環境庁企画調整局 大気・水・環境負荷の環境アセスメント (I) スクーピングの進め方 大蔵省印刷局 (2000) p. 32
- 12) 環境庁環境影響評価研究会 逐条解説環境影響評価法 ぎょうせい (1999) p. 326
- 13) 同 p. 327
- 14) 同 p. 329
- 15) 同 p. 330
- 16) 同 p. 331
- 17) 同 p. 332
- 18) 同 p. 333
- 19) 同 p. 334

V 環境保全のための措置

1 環境保全措置の検討

1-1 環境保全措置の検討に当たっての基本的な考え方

(環境保全措置の検討)

第8条 対象事業に係る環境影響評価を行うに当たっては、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあつては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討するものとする。

2 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討するものとする。

【解説】

調査・予測・評価を行う過程において、何らかの回避又は低減すべき環境影響がある場合や、環境保全の観点からの基準又は目標の達成のために必要な場合においては、環境保全措置を検討し、適切な環境配慮を事業計画に組み込む必要がある¹⁾。

なお、調査・予測の結果、十分に環境影響が回避・低減され、環境保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標も達成されているなど、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度がきわめて小さいと判断される場合には、環境保全措置の検討を必ずしも要しない¹⁾。

環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響を回避し、又は低減することを優先するものとし、これらの検討結果を踏まえ、必要に応じ当該事業の実施により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出する等の代償措置の検討が行われるものとする。

「代償措置」とは、事業の実施により損なわれる環境のうち、特定の又はすべての環境要素について人為的に創出することをここでは意味しており、環境要素の回避・低減のための措置を十分に実施してもどうしても残る環境影響に対して検討されることになる²⁾。なお、代償措置は環境保全の観点からの措置であり、経済的な価値の損失を補償するための財政的な措置は含まれないことに注意が必要である³⁾。

環境保全措置の検討を行った場合は、その結果を検証し、整理しなければならない。さらに、必要に応じて供用後に事後調査を行うものとする。

環境保全措置とは、環境に対する影響を緩和することであり、その考え方は検討すべき順に、回避、低減（最小化、修正を含む）及び代償があげられる。以下、それらの概要を示す。

① 回避

全部又は一部の事業計画を行わないこと等により、影響を回避する⁷⁾。

- ・回避は、その場所での事業を行わないことにより、その場所への事業の影響をなくす手法である⁷⁾。立地選定、ゾーニングの段階などの事業の初期段階で行う⁷⁾ことが望ましい。生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全では、回避が最も効果的である。
- ・動物や植物等の自然環境の保全を目的とする場合は、主に立地の問題となる。
- ・環境の自然的構成要素の良好な確保においては、立地の問題と同時に、活動そのものや

使用物質の変更等により要因の発生をなくすことが重要である。なお、有害物質の処理そのものを事業目的とする事業にあつては、回避の考え方はなじまない。

- ・調査により明らかになる自然環境の情報に柔軟に対応するためには、複数の案を検討しておくことが望ましい。⁷⁾

- (例)⁷⁾
- ・事業の中止
 - ・事業計画地の位置の変更
 - ・施設の位置の変更
 - ・道路（鉄道）等の線形変更
 - ・事業内容の変更による影響要因の除去（使用物質の変更等）

② 低 減

継続的な保護又は維持活動を行うこと等により、影響を低減する⁹⁾。

- ・低減は、施工、供用、取り壊し等、事業を実施する際に環境に対する配慮を行い、事業の影響を緩和する手法である⁹⁾。

- (例)⁹⁾
- ・雨水の地下浸透
 - ・光害に配慮した照明器具設置
 - ・作業員の教育
 - ・焼却炉の適正な温度での運転

◇ 最小化

事業計画の実施規模又は程度を制限すること等により、影響を最小化する⁸⁾。

- ・最小化は、事業の実施規模や事業の内容を減らすことにより、環境への影響を減らす手法である⁸⁾。
- ・生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全等では、施設等の構造の変更が主な対応となる⁸⁾。
- ・環境の自然的構成要素の良好な確保においては、計画フレームの縮小、事業内容の変更等により、排出のレベルを下げる⁸⁾。なお、有害物質の処理そのものを事業目的とする事業にあつては、影響を分散するための施設の分割という考え方もあるが、それによる効率や処理レベルの低下等についての検討が必要である。

- (例)⁸⁾
- ・道路（鉄道）等の構造の変更（高架化、地下化、橋梁化、車線数変更等）
 - ・カルバートボックス、オーバブリッジ等、動物の移動路の確保
 - ・景観に配慮した施設構造（高さを押さえる、高さをそらせる等）
 - ・煙突の位置、高さの変更

◇ 修 正

影響を受けた環境を修復、回復又は復元すること等により、影響を修正する⁸⁾。

- ・修正は、工事等の事業計画により一時的に影響を受けた環境について、修復や復元等を行うことで影響を緩和する手法である⁹⁾。
- ・生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全等に関しては、一度改変した場所の復元、緑化等⁹⁾である。
- ・環境の自然的構成要素の良好な確保においては、環境中へ排出後の対応策で、水路浄化、防音壁、流出した地下水を再注入することなどがあげられる⁹⁾。

- (例)⁹⁾
- ・表土復元
 - ・有害物質除去装置の設置
 - ・のり面緑化
 - ・魚道の設置
 - ・多自然型護岸
 - ・林縁部の植生復元
 - ・防音壁の設置

③ 代償

代用的な資源若しくは環境で置き換えたり又は提供することにより、影響を代償する。¹⁰⁾

- ・代償は、事業に伴い失われる環境を別の場所に創出することにより、事業の影響を緩和する手法である。¹⁰⁾
- ・事業者がその整備、維持管理に責任を持てるものとする。他の主体に引き継がれる場合には、代償として整備された環境の管理がどのように引き継がれるのかを明確にする。将来にわたる管理が保証されないものは代償と認められない。¹⁰⁾
- ・環境保全措置については、事業対象地に対する十分な対策が重要であり、代償を行うことにより相当程度の影響が容認されるというものではない¹⁰⁾。
- ・生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全等に関しては、事業地内又は外でのビオトープ造成等により、失われた自然と同じ機能を持つ代替の自然を造成することである。
- ・なお、ある機能を持つ自然を造成することは、現在そこにある機能に影響を与えるものであり、総合的な判断が必要となる。¹⁰⁾
- ・また、失われる自然の代わりに同様の機能を持つ自然を確保し保全すること、劣化している自然を修復し機能を回復すること、既に失われている自然の機能を回復することも、広義の代償として考えることが可能である。¹⁰⁾
- ・環境の自然的構成要素の良好な確保においては、移転、補償といったことが考えられるが、原則としてこれらは環境影響評価において扱うことは適当でないと考えられる¹⁰⁾。

(例)¹⁰⁾ ・湿地の創出 ・移植 ・営巣地環境創出

④ その他

環境保全措置は、事業の環境に与える影響を緩和することであり、回避、最小化、修正、低減及び代償などの措置がその代表的な考え方だが、検討すべき課題として「環境創造」というテーマがある。

地域の自然的環境について、それをそのまま保全するのが最上であるとは限らないケースもある。例えば手入れの行き届かないまま荒廃の進んだ山林などが事業関連区域にある場合、そのままにしておくよりも生態系や植物相を考慮しながら手を加え、より良い状態に改善すること等は、従来の保全措置の考え方の枠を越えた積極的な取組として検討に値する。

1-2 検討結果の検証

(検討結果の検証)

第9条 環境保全措置の検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証するものとする。

【解説】

環境保全措置が実行可能な範囲で適切かつ客観的に検討が行われているかどうか環境影響評価の眼目であり、十分な検証が必要である³⁾。検証の手法は、評価手法と同様に、環境影響の回避・低減という相対評価を行うことから、複数案の比較検討や実行可能なよりよい技術が導入されているかどうかの検討等により行われ、その検討経過を明らかにできるよう整理する必要がある³⁾。

1-3 検討結果の整理

(検討結果の整理)

第10条 環境保全措置の検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理するものとする。

- 一 環境保全措置の内容、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法
- 二 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要なに応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
- 三 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境への影響
- 四 代償措置にあっては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由
- 五 代償措置にあっては、損なわれる環境及び当該環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ又は創出される環境に係る環境要素の種類及び内容
- 六 代償措置にあっては、当該代償措置の効果の予測の根拠及び当該代償措置の実施が可能であると判断した根拠

2 環境保全措置の検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理するものとする。また、位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行ったときは、当該位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理するものとする。

【解説】

① 環境保全措置の内容等

環境保全措置の内容について、必要に応じて地図、図面、図表を用いて具体的に記述すると共にそれが回避、最小化、修正、低減及び代償のどの考え方に基いているものかを明らかにする。同時に実施主体、実施方法についても明らかにする。特に代償措置などにおいてその管理等が事業者以外の他の主体に引き継がれる場合には、代償として整備された環境の管理がどのように引き継がれるのかを明確にする。

② 環境保全措置の効果等

環境保全措置の効果について措置を講じなかった場合と比較できる形で表現する。ただし、講じた環境保全措置の効果を定量的に算定することが難しい場合や、必ずしも確実な効果が保証されるとは限らない場合などについて、前者の場合は特定条件下における定量的な算定を参考として示すとか、後者の場合は、たとえば効果のあがる条件・状況、あがらない条件・状況について整理するなどして、講じた環境保全措置の意味をできるだけ明らかにするよう努める。

③ 環境保全措置の環境への影響

環境保全措置の実施が環境変動要因となって環境に影響を及ぼす恐れがないかどうかについて、講じた環境保全措置における環境変動要因、影響を受ける恐れのある環境要素について整理し、どのような検討を行ったかという検討経過と共に検討結果を示す。

④ 代償措置の選択理由

環境保全措置として、代償措置に優先して検討されるべきは回避、最小化、修正、低減措

置である。これらによる環境保全措置ではなく代償措置を選択した場合、代償措置の環境保全効果についての検討結果の整理に先立ち、回避、最小化、修正、低減のそれぞれの措置についてそれが困難である理由について整理記述する。

⑤ 代償措置による環境変化の明示

代償措置は、事業に伴い失われる環境を別の場所に創出することにより、事業の影響を緩和する手法である。事業に伴い失われまたは代償措置によって創出される環境要素の種類と内容を地図、図面などを用い比較可能な形で示し、環境保全措置としての効果をわかりやすく表現する。同時にその措置が採用された理由等について他案との比較など検討過程についても言及し、採用された措置の意味や効果を明らかにするように努める。

⑥ 計画段階配慮における環境影響の回避・低減の検討の明示

E I A段階での環境保全措置検討に当たり、計画段階配慮を行った場合は、位置等の複数案の検討による環境影響の回避・低減等の効果も併せて明示し、一連の計画検討を通じての環境影響の回避・低減の効果を示すことが必要である⁴⁾。(Ⅲ-5 ティアリング参照)

1-4 留意事項

○代償措置は最終的な方法、免罪符ではない

環境保全措置とは、いわゆるミティゲーションのことであり、環境影響を回避する措置から避けられない影響を代償する措置まで含む幅広い概念である²⁾。ここでは、環境保全措置の目的に沿って、「環境影響の回避・低減」を優先して検討した上で、どうしても残る環境影響に対する「代償措置」が必要かどうかの検討が行われることになる²⁾。環境保全措置の目的や環境影響評価の本来の趣旨に照らせば、環境影響の回避・低減を十分に検討しないで、免罪符的に代償措置を提示すればことたりるとすることは認められるものではないことに注意する必要がある²⁾。

○環境保全措置の検討内容は、具体的にかつ客観的に

環境保全措置の検討は、環境影響評価の核心ともいえる内容であり、事業計画の内容に応じてできる限り具体的に検討し、整理されることが必要である²⁾。具体的な検討内容としては、回避・低減、代償等の措置の具体的実施内容や効果に加え、当該措置の実施による他の環境要素へのマイナス面の影響の評価、措置の実施によっても残る環境影響の程度等を、不確実性の程度も含め、できる限り客観的に整理する必要がある²⁾。

○代償措置に至る経緯を客観的に

環境保全措置の中で、特に代償措置の検討については、これ以上の回避・低減が困難であることを客観的に説明するとともに、どのような環境要素をどのように代償するかについて具体的に整理することが必要である²⁾。

○環境保全措置の検討経緯を明らかに

環境保全措置が十分に検討され妥当な内容であるかどうか、環境影響評価が適切かつ客観的に行われているかどうかを左右することになる²⁾。そのため(計画段階配慮を行った場合は当該段階から一連の)検討内容の妥当性について十分に検証し、その経過を明らかにすることが必要となる。

2 事後調査

2-1 事後調査についての基本的な考え方

(事後調査)

第11条 次に掲げる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、工事の実施の間及び対象事業に係る土地又は工作物の供用開始後の環境の状況を把握するための調査（以下「事後調査」という。）を行うものとする。

- 一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
- 二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
- 三 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- 四 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

【解説】

事後調査は、事業の実施前に行うという環境影響評価において、その調査、予測及び評価の不確実性を補う等の観点から位置づけられているもの⁵⁾である。予測の程度が高くない項目や周辺の自然的社会的状況の推移の見通しが十分に得られていない項目などを対象として、予測の不確実性や環境影響の重大性の程度に応じ、その実施を検討することが必要である⁵⁾。したがって、他の法令等により義務づけられている調査とは別に、環境保全措置の一つとして必要な項目が検討されるものである⁵⁾。

具体的には、どの項目についてどのような事後調査を実施するか等を検討し、併せてその結果を公表するものである⁵⁾。

2-2 事後調査の項目及び手法の選定に当たっての留意事項

- 2 事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - 一 事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ、適切な項目を選定すること。
 - 二 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。
 - 三 事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。
 - 四 必要に応じ専門家等の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。
- 3 事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするよう努めるものとする。
 - 一 事後調査を行うこととした理由
 - 二 事後調査の項目及び手法
 - 三 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針
 - 四 事業者以外の者が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合にあっては、当該事業者以外の者との協力又は当該事業者以外の者への要請の方法及び内容

- 五 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては、当該実施主体の氏名（法人にあっては、その名称）並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容
- 六 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項

【解説】

○事後調査の項目の選定

事後調査は、予測及び評価の結果の不確実性が高い又は環境保全措置の効果が不確実な項目を、環境への影響の重大性に応じて選定する¹¹⁾。

① 不確実性の程度

予測評価等における不確実性としては、以下のようなものがあげられる。

イ 調査における不確実性

- ・異常気象、交通の途絶その他不測の事態により、実態が十分把握し得なかった場合。例えば、異常渇水等、調査年が特殊な条件に該当した場合等¹¹⁾

ロ 予測における不確実性

- ・予測技術に不確実性が高い場合。例えば、新しい予測手法を採用した場合や定量的な予測手法が確立しておらず類似事例等によった場合等。特に、自然環境に係るものに多い。¹¹⁾
- ・予測条件に不確実性が高い場合。例えば、完了後に土地の分譲を行う等、事業の特性として予測時点で条件が確定できない場合等¹¹⁾

ハ 評価における不確実性

- ・予測の不確実性に伴い、評価に不確実性を伴う場合¹¹⁾
- ・複数案の比較において、判断基準が明確でない場合

ニ 環境保全措置の効果の不確実性

- ・新たな技術を用いており、その効果に関する知見が十分でない場合¹²⁾
- ・立地条件等により効果が異なるため、個別的に効果を検証する必要があるもの。植栽、移植、ビオトープの造成等の自然環境に係るものが多い。¹²⁾
- ・適正な管理等を前提として影響がないとしている場合。例えば、有害物質を使用するが適正に管理するため排出はないというような場合¹²⁾

② 影響の重大性

影響の重大性の判断には、以下のような観点が考えられる。

イ 環境保全上重要な対象への影響が想定される場合

- ・影響を受けると想定される動植物、生態系、眺望点、触れ合い活動の場等、重要性が非常に高い場合
- ・学校、病院、住居専用地域、水道原水取水地点等、人の健康の保護又は生活環境の保全上の配慮が特に必要な地域又は対象に対して相当程度の影響が想定される場合¹²⁾

ロ 影響を受けやすい対象への影響が想定される場合

- ・閉鎖性の高い水域、汚染物質が滞留しやすい地形等、環境影響が大きくなるおそれのある地域への相当程度の影響が想定される場合¹²⁾
- ・湿原、高山、特異な立地環境に成立する自然等、人為の影響を受けやすく、回復が困難な自然環境等への影響が想定される場合

ハ 影響の程度が相当程度大きい場合

- ・事業による影響の程度が、他の同種の事業、あるいは他の対象事業等に比較して著しく大きいと想定される場合¹²⁾

- ・環境汚染の程度が、環境基準等の保全水準を超える、あるいはそれに極めて近い水準に達すると想定される場合¹²⁾
- ・既に環境の悪化が著しい場合。例えば、既に環境基準を超えているような場合¹²⁾
- ・事後調査は、調査、予測及び評価の不確実性を補うために行うものであること、その結果により環境保全措置の追加や修正が行われるものであること等から事業の実施前の環境の状態を把握した結果である「環境影響評価の結果」との比較検討が行えるように事後調査の手法を設定することが必要となる⁶⁾。
- ・事後調査の実施は、事業開始後においても十分な環境配慮を行うことが目的であり、この調査の実施によって新たな環境影響を引き起こすようでは事後調査の意義を失わせかねない⁶⁾。そのため、環境影響評価の結果との比較検討が可能であって、「環境への影響の少ない事後調査の手法」を選定する⁶⁾ことが重要である。

2-3 事後調査の項目及び手法の選定に当たって明らかにすべき事項

- 3 事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするよう努めるものとする。
- 一 事後調査を行うこととした理由
 - 二 事後調査の項目及び手法
 - 三 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針
 - 四 事業者以外の者が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合にあっては、当該事業者以外の者との協力又は当該事業者以外の者への要請の方法及び内容
 - 五 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては、当該実施主体の氏名（法人にあっては、その名称）並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容
 - 六 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項

【解説】

- ・事後調査は、環境影響評価に係る図書において明らかにされるべき事業の実施による環境の状況の変化について、その一部を予測の不確実性等の観点から、環境影響評価の手續後の調査により把握するものであることから、環境影響評価において、調査及び予測の結果から評価及び環境保全措置の検討が行われることと同様に、事後調査の結果をどのように評価し環境保全措置を講じるのか、たとえ抽象的ではあっても、対応の方針をあらかじめ明らかにすることが必要である⁶⁾。また、同様の理由により、環境影響評価が公表されるのと同じく、事後調査の結果は公表されることが必要である⁶⁾。なお、具体的な公表の方法等があらかじめ定まっている場合は、その内容を記載すること⁶⁾も必要となる。
- ・事後調査の実施は、環境影響評価の実施者である事業者によることが基本ではあるが、事業者以外の協力を得ることが適切であったり、事業が引き継がれることが明らかな場合にあっては、事業者以外が行うことも想定される⁶⁾。そのため、これらの協力や引継に関して、その方法及び内容が妥当であり、事後調査の実効性が担保されるものであるかどうかについて明らかに⁶⁾する必要性が生じる。

出典

- 1) 環境庁環境影響評価研究会 逐条解説環境影響評価法 ぎょうせい (1999) p. 338
- 2) 同 p. 340
- 3) 同 p. 341
- 4) 技術ガイド p. 44
- 5) 環境庁環境影響評価研究会 逐条解説環境影響評価法 ぎょうせい (1999) p. 342
- 6) 同 p. 343]
- 7) 長野県環境影響評価技術指針マニュアル p. 0-27
- 8) 同 p. 0-28
- 9) 同 p. 0-29
- 10) 同 p. 0-30
- 11) 同 p. 0-35
- 12) 同 p. 0-36

VI 配慮書、方法書、準備書、評価書及び措置状況報告書の作成

1 配慮書の作成

配慮書の作成に当たっては、以下のとおり記載されたい。

(配慮書の作成)

条例第4条の3に掲げる事項のうち第一種事業等の内容に係る記載は、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

- 一 第一種事業等の種類及び規模
 - 二 事業実施想定区域
 - 三 前2号に掲げるもののほか、第一種事業等の内容に関する事項（事業計画により想定されるものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの
- 2 前項各号に掲げる事項を記載するに当たっては、第一種事業等の背景、経緯及び必要性のうち当該事項に関する部分をできる限り明らかにするものとする。
- 3 条例第4条の3第1項第3号に掲げる事項の記載は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を第1条の3第1項第2号の規定の例により区分して行うものとする。
- 4 第1項第2号及び前項に規定する事項について把握した結果の記載に当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにするものとする。
- 5 条例第4条の3第1項第4号に掲げる事項を記載するに当たっては、計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の選定に当たって専門家等の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せてあきらかにするものとする。また、当該専門家等の所属機関の種類についても明らかにするよう努めるものとする。
- 6 条例第4条の3第2項の規定により2以上の第一種事業等について併せて配慮書を作成した場合にあっては、配慮書にその旨を明らかにするものとする。

(配慮書の作成等)

(条例第4条の3) 前条第1項の規定による通知をした第一種事業等を実施しようとする者（以下「配慮書事業者」という。）は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。

- 一 配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 第一種事業等の目的及び内容
- 三 事業実施想定区域及びその周囲の概況
- 四 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
- 五 その他規則で定める事項

(配慮書の記載事項)

(規則第3条の4) 条例第4条の3第1項第5号の規則で定める事項は、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見の概要とする。

【解説】

配慮書とは、事業への早期段階における環境配慮を可能にするため、第一種事業等を実施しようとする者が事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた文書である¹⁾。

事業者が調査、予測及び評価を行うに当たって、あらかじめどのような事項が重大な環境影響を与えるおそれがあるかを把握することにより、方法書手続以降において効果的な環境影響評価を実施することが可能となる。

配慮書に記載する事項については、以下の記載例を参考にされたい。

【配慮書記載例】

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 事業の目的及び内容

2-1 事業の目的

2-2 事業の内容

2-2-1 事業の名称

2-2-2 事業の種類及び規模

2-2-3 事業実施想定区域

2-2-4 事業の実施場所

2-2-5 工事の実施に係る計画の概要

2-2-6 位置等に関する複数案の内容（設定しない場合は、その理由）

第3章 地域の概況

3-1 自然的状況

3-1-1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

3-1-2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

3-1-3 土壌及び地盤の状況

3-1-4 地形及び地質の状況

3-1-5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

3-1-6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

3-2 社会的状況

3-2-1 人口及び産業の状況

3-2-2 土地利用の状況

3-2-3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

3-2-4 交通の状況

3-2-5 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

3-2-6 下水道の整備の状況

3-2-7 廃棄物の状況

3-2-8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 公害関係法令等

①環境基準等

②規制基準等

③その他環境保全計画等

(2) 自然関係法令等
3-2-9 公害苦情の状況
3-2-10 その他の事項
第4章 計画段階配慮事項及び調査、予測及び評価の手法
4-1 計画段階配慮事項の選定
4-1-1 環境影響要因の抽出
4-1-2 計画段階配慮事項の選定
4-1-3 計画段階配慮事項の選定又は非選定の理由
4-2 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法
4-3 専門家等の助言
(1) 専門家等の助言内容、専門分野及び所属機関の種別等
第5章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果
5-1 大気質
5-1-1 調査
(1) 調査すべき情報
(2) 調査の方法
(3) 調査地域
(4) 調査結果
5-1-2 予測
(1) 予測の方法
(2) 予測地域
(3) 予測結果
5-1-3 評価
(1) 評価の方法
(2) 評価結果
(3) 環境保全の方針
5-2 騒音
・
・
・
5-3 専門家等の助言
(1) 専門家等の助言内容、専門分野及び所属機関の種別等
第6章 総合評価
(1) 調査、予測及び評価の結果及び環境保全の方針の概要の一覧表
第7章 配慮書案についての意見等
7-1 配慮書案の縦覧
7-2 配慮書案に対する住民意見の概要及び事業者の見解
7-3 配慮書案からの主な変更内容

2 方法書の作成

(方法書の作成)

第12条 条例第6条第1項第2号に掲げる事項のうち対象事業の内容に係る記載は、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

- 一 対象事業の種類及び規模
- 二 対象事業実施区域
- 三 前2号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であつて、その変更により環境影響が変化することとなるもの
- 2 前項各号に掲げる事項を記載するに当たっては、対象事業の背景、経緯及び必要性のうち当該事項に関する部分をできる限り明らかにするものとする。
- 3 条例第6条第1項第3号に掲げる事項の記載は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を第2条第1項第2号の規定の例により区分して行うものとする。
- 4 第1項第2号及び前項に規定する事項について把握した結果の記載に当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにするものとする。
- 5 条例第6条第1項第4号に掲げる事項の記載に当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の理由を明らかにするものとする。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって専門家等の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。
- 6 条例第6条第2項の規定により2以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合にあつては、方法書にその旨を明らかにするものとする。

(方法書の作成)

(条例第6条) 事業者は、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第4条の5第1項の意見が述べられたときはこれを勘案して、第4条の2第1項の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、次に掲げる事項（配慮書を作成していない場合においては、第4号から第6号までに掲げる事項を除く。）を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地）
- 二 対象事業の目的及び内容
- 三 対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）及びその周囲の概況
- 四 第4条の3第1項第4号に掲げる事項
- 五 第4条の5第1項の意見
- 六 前号の意見についての事業者の見解
- 七 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目）
- 八 その他規則で定める事項

(方法書の記載事項)

(規則第5条の2) 条例第6条第1項第8号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見の概要
- 二 前号の意見についての配慮書事業者の見解
- 三 条例第4条の2第1項の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

【解説】

方法書は、「対象事業に係る環境影響評価（調査、予測及び評価）を行う方法」の案について、事業者の考え方を明らかにし、環境の保全の見地からの意見を求めるために作成する文書である。

事業者が、調査、予測及び評価を行うに当たって、あらかじめどのような項目が重要であるかを把握することにより、調査、予測及び評価の手戻りを防止し、効率的な環境影響評価を実施することが可能となる。

方法書の作成に当たっては、以下の事項に留意を払う必要がある。

- ・事業計画の概要については、その時点で明らかにできる計画をできる限り具体的に示すこと²⁾。
- ・事業計画における環境保全の方針等については、その時点で把握されている環境情報に基づきできる限り具体的に示すこと²⁾とし、可能な場合は、事業計画の策定の経緯等についても示すこと。（計画段階配慮書手続を行った場合は、複数案の段階からの絞り込みの検討の内容、経緯等を記載すること。）
- ・地域の概況については、必要な事項を整理し示すこと²⁾。
- ・調査計画については、調査地域・地点・ルート、期間・頻度等をできる限り明確に示すこと²⁾。
- ・要約書は、方法書の内容をわかりやすく要約した概要版とし、縦覧や説明会における資料用として作成すること。
- ・要約書の作成に当たっては、その作成の趣旨から、より一層理解しやすい内容とするように努めること。

方法書に記載する事項については、以下の記載例を参考にされたい。

【方法書記載例】

- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 第2章 対象事業の目的及び内容
 - 2-1 事業計画の背景及び目的
 - 2-1-1 対象事業の背景及び目的
 - 2-1-2 対象事業の必要性
 - 2-2 事業の内容
 - 2-2-1 対象事業の名称
 - 2-2-2 対象事業の種類及び規模
 - 2-2-3 対象事業実施区域
 - 2-2-4 対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

- (1) 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項
- (2) 環境保全の方針と主な環境保全措置
- (3) その他

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3-1 自然的状況

- 3-1-1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況
- 3-1-2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況
- 3-1-3 土壌及び地盤の状況
- 3-1-4 地形及び地質の状況
- 3-1-5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
- 3-1-6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

3-2 社会的状況

- 3-2-1 人口及び産業の状況
- 3-2-2 土地利用の状況
- 3-2-3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
- 3-2-4 交通の状況
- 3-2-5 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
- 3-2-6 下水道の整備の状況
- 3-2-7 廃棄物の状況
- 3-2-8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 公害関係法令等

- ①環境基準等
- ②規制基準等
- ③その他環境保全計画等

(2) 自然関係法令等

- 3-2-9 公害苦情の状況
- 3-2-10 その他の事項

第4章 方法書作成までの経緯

4-1 配慮書手続の概要

- 4-1-1 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果
- 4-1-2 配慮書案の縦覧（又は配慮書の公表及び縦覧）
- 4-1-3 配慮書案（又は配慮書）に対する住民意見の概要及び事業者の見解
- 4-1-4 配慮書に対する知事意見及び事業者の見解

4-2 事業の位置・規模又は施設の配置・構造並びに環境配慮に係る検討の経緯及びその内容

第5章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

5-1 環境影響評価の項目の選定

- 5-1-1 環境影響要因の抽出
- 5-1-2 環境影響評価の項目の選定
- 5-1-3 環境影響評価の項目の選定理由又は非選定理由

5-2 調査、予測及び評価の手法の選定

5-2-1 大気質

1) 調査

(1) 調査の手法

- ①調査すべき情報
- ②調査の手法
- ③調査地域
- ④調査地点
- ⑤調査の時期及び期間

(2) 選定の理由

2) 予測

(1) 予測の手法

- ①予測の方法
- ②予測地域
- ③予測地点
- ④予測対象時期

(2) 選定の理由

3) 評価

(1) 評価の手法

(2) 選定の理由

(3) 環境保全措置の方針

5-2-2 騒音

・
・
・
・

5-3 専門家等の助言

- (1) 専門家等の助言内容、専門分野及び所属機関の種別等

3 準備書の作成

(準備書の作成)

第13条 条例第14条第1項第1号に掲げる事項のうち対象事業の内容に係る記載は、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

一 対象事業の種類及び規模

二 対象事業実施区域

三 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項

四 前3号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

2 前条第2項の規定は、前項各号に掲げる事項の記載について準用する。

3 条例第14条第1項第1号に掲げる事項のうち条例第6条第1項第3号に係るものの記載は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）及び必要に応じ関係する地方公共団体、専門家その他の者からの聴取又は現地の状況の確認により把握した結果を、第2条第1項第2号の規定の例により区分して行うものとする。

4 第1項第2号に掲げる事項の記載に当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明

らかにするものとする。

- 5 前条第5項の規定は、条例第14条第1項第5号に掲げる事項の記載について準用する。
- 6 条例第14条第1項第6号イに掲げる事項の記載に当たっては、第5条第2項において準用する第1条の6第4項、第6条第2項において準用する第1条の7第2項及び第3項、第6条第4項並びに第7条において明らかにできるようにするものとされた事項の概要、第5条第4項において比較できるようにするものとされた事項の概要並びに予測の前提となる条件と予測の結果との対応関係を明らかにするものとする。
- 7 条例第14条第1項第6号ロに掲げる事項の記載は、第9条の規定による検証の結果、第10条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する内容を記載して行うものとする。
- 8 条例第14条第1項第6号ハに掲げる事項の記載は、第11条第3項各号に掲げる事項を記載して行うものとする。
- 9 条例第14条第1項第6号ニに掲げる事項の記載に当たっては、同号イからハマまでに掲げる事項の概要を一覧できるようにとりまとめるものとする。
- 10 条例第14条第2項において準用する条例第6条第2項の規定により2以上の対象事業について併せて準備書を作成した場合にあっては、準備書にその旨を明らかにするものとする。

(準備書の作成)

(条例第14条) 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

- 一 第6条第1項第1号から第6号までに掲げる事項
- 二 第9条第1項の意見の概要
- 三 第11条第1項の意見
- 四 前2号の意見についての事業者の見解
- 五 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 六 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの
 - イ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）
 - ロ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）
 - ハ ロに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置
 - ニ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価
- 七 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 八 その他規則で定める事項

(準備書の記載事項)

(規則第11条の2) 第5条の2の規定は、条例第14条第1項第8号の規則で定める事項について準用する。

【解説】

事業者は、方法書に対する意見を勘案・配慮して環境影響評価の項目等を選定し、環境影響評価を実施する。準備書は、この「環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聞くための準備として」作成する文書である。

準備書の作成に当たっては、以下の事項に留意を払い作成する必要がある。

- ・準備書は、原則として本編及びそれを補足する資料編とすること。³⁾
- ・本編は、必要な内容を簡潔に記述し、詳細なデータ等については適宜資料編に記載するよう努めること。³⁾
- ・本編の作成に当たっては、できる限り平易な表現に努め、図表等を用い理解しやすい内容とすること。⁴⁾
- ・本編の編成は、原則として環境要素（中区分）ごとに、調査、予測、評価及び環境保全措置を一括して記述すること。⁴⁾
- ・地域の概況は、対象事業実施区域及びその周辺地域の概況として簡潔にまとめること。記載に当たっては、図表を活用し、データ等の羅列や必要以上に広域な情報の記載は避けること。⁴⁾
- ・準備書の作成に当たり利用した文献又は資料等については、出典等を文献目録として整理し、地域の概況においては章末、調査・予測・評価・環境保全措置においては各項の末等に記載すること。⁴⁾
- ・要約書は、準備書の内容をわかりやすく要約した概要版とし、縦覧や説明会における資料用として作成すること。⁴⁾
- ・要約書の作成に当たっては、その作成の趣旨から、より一層理解しやすい内容とするように努めること。⁴⁾

準備書に記載する事項は、以下の記載例を参考にされたい。

【準備書記載例】

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 事業の目的及び内容

2-1 対象事業の目的

2-2 対象事業の内容

2-2-1 対象事業の名称

2-2-2 対象事業の種類及び規模

2-2-3 対象事業実施区域

2-2-4 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項

(1) 工事期間及び工事工程

(2) 主要な工事の方法及び規模

(3) 工事用資材の運搬方法及び搬入経路

(4) 環境保全の方針と主な環境保全措置

(5) その他

2-2-5 上記のほか、対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3-1 自然的状況

- 3-1-1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況
- 3-1-2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況
- 3-1-3 土壌及び地盤の状況
- 3-1-4 地形及び地質の状況
- 3-1-5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
- 3-1-6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況
- 3-2 社会的状況
 - 3-2-1 人口及び産業の状況
 - 3-2-2 土地利用の状況
 - 3-2-3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
 - 3-2-4 交通の状況
 - 3-2-5 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
 - 3-2-6 下水道の整備の状況
 - 3-2-7 廃棄物の状況
 - 3-2-8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容
 - (1) 公害関係法令等
 - ①環境基準等
 - ②規制基準等
 - ③その他環境保全計画等
 - (2) 自然関係法令等
 - 3-2-9 公害苦情の状況
 - 3-2-10 その他の事項
- 第4章 準備書作成までの経緯
 - 4-1 配慮書手続の概要
 - 4-1-1 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果
 - 4-1-2 配慮書案の縦覧（又は配慮書の公表及び縦覧）
 - 4-1-3 配慮書案（又は配慮書）に対する住民意見の概要及び事業者の見解
 - 4-1-4 配慮書に対する知事意見及び事業者の見解
 - 4-2 事業の位置・規模又は施設の配置・構造並びに環境保全措置の方針に係る検討の経緯並びにその内容
 - 4-3 方法書手続の概要
 - 4-3-1 方法書の公告及び縦覧
 - 4-3-2 方法書に対する住民意見の概要及び事業者の見解
 - 4-3-3 方法書に対する知事意見及び事業者の見解
 - 4-4 方法書手続以降の対象事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容
- 第5章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
 - 5-1 環境影響評価の項目の選定
 - 5-1-1 環境影響要因の抽出
 - 5-1-2 環境影響評価の項目の選定

- 5-1-3 環境影響評価項目の選定又は非選定の理由
- 5-2 調査、予測及び評価の手法の選定
- 5-3 専門家等の助言
 - (1) 専門家等の助言内容、専門分野及び所属機関の種別等
- 第6章 環境影響評価の結果及び環境保全措置
 - 6-1 大気質
 - 6-1-1 調査
 - ①調査の内容と調査の目的
 - ②調査の前提条件
 - ③調査の方法
 - ④調査地域
 - ⑤調査地点
 - ⑥調査の時期及び期間等
 - ⑦調査結果
 - 6-1-2 予測及び評価
 - 1) 工事の実施
 - (1) 予測
 - ①予測の内容と考え方（基本的な手法の特徴及びその適用範囲等）
 - ②予測の前提条件
 - ③予測の方法
 - ④予測地域
 - ⑤予測地点
 - ⑥予測対象期間等
 - ⑦予測結果
 - (2) 環境保全措置
 - ①環境保全措置の内容
 - (3) 評価
 - ①評価の方法
 - ②評価結果
 - 2) 土地又は工作物の存在
 - ・
 - ・
 - ・
- 6-2 騒音
 - ・
 - ・
 - ・
- 6-14 環境保全措置
 - 6-14-1 環境保全措置の必要性
 - 6-14-2 環境保全措置の検討
 - 1) 工事の実施に係る環境保全措置
 - ①環境保全措置の内容
 - ・実施主体
 - ・実施の方法

- ・その他
- ②環境保全措置の効果等
 - ・環境保全措置の効果
 - ・実施後の環境の状況の変化
 - ・効果の不確実性の程度
- ③環境保全措置の実施に伴う環境への影響
- ④代償措置の内容
 - ・回避・低減が困難である理由
 - ・損なわれる環境及び創出される環境
- 2) 土地又は工作物の存在及び供用に係る環境保全措置
 - ・
 - ・
 - ・
- 3) 環境保全措置に係る環境監視計画
 - (1) 環境監視を行う理由
 - (2) 環境監視の項目及び手法
 - ①調査すべき事項
 - ②調査の手法
 - ③調査地域
 - ④調査地点
 - ⑤調査期間等
 - (3) 環境監視の結果、環境影響が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針
 - (4) 環境監視結果の報告及び公表の方法
 - ①環境監視結果の提出時期及び提出先
 - ②環境監視結果の公表の方法
 - (5) 事業者以外の者への協力又は要請の方法及び内容
 - (6) 事業者以外の者が環境監視を行う場合、当該実施主体の氏名並びに協力又は要請の方法及び内容
 - (7) その他必要な事項

6-15 専門家等の助言

- (1) 専門家等の助言内容、専門分野及び所属機関の種別等

第7章 事後調査

- (1) 事後調査を行う理由
- (2) 事後調査の項目及び手法
 - ①調査すべき事項
 - ②調査の手法
 - ③調査地域
 - ④調査地点
 - ⑤調査期間等
- (3) 事後調査の結果、環境影響が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針
- (4) 事後調査結果の報告及び公表の方法

- ①事後調査報告書の提出時期及び提出先
- ②事後調査結果の公表の方法
- (5) 事業者以外の者が把握する環境の状況に関する情報を活用する場合、事業者以外の者への協力又は要請の方法及び内容
- (6) 事業者以外の者が事後調査を行う場合、当該実施主体の氏名並びに協力又は要請の方法及び内容
- (7) 専門家等の助言
 - ①専門家等の助言内容、専門分野及び所属機関の種別等
- (8) その他必要な事項

第8章 総合評価

- (1) 調査、予測及び評価の結果、環境保全措置、事後調査の概要の一覧

表

第9章 環境影響評価を受託した事業者の名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 業務内容及び受託事業者の名称等（二次受託事業者を含む）

参考資料

1. 用語解説

4 評価書の作成

(評価書の作成)

第14条 前条（第10項を除く。）の規定は、条例第21条第2項第1号に掲げる事項の記載について準用する。

- 2 条例第21条第2項第1号に掲げる事項の記載に当たっては、準備書に記載した事項との相違を明らかにするものとする。

(評価書の作成)

(条例第21条)

- 2 事業者は、前項第1号に該当する場合を除き、同項第3号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成しなければならない。

- 一 第14条第1項各号に掲げる事項
- 二 第18条第1項の意見の概要
- 三 前条第1項の意見
- 四 前2号の意見についての事業者の見解

【解説】

評価書は、外部手続により地域の環境情報を補完しつつ、事業者自らが環境影響評価を実施した結果をとりまとめた文書となる。すなわち、事業者が、地方公共団体や一般住民の意見を聴取しつつ、事業者自らが環境影響評価を行った準備書に対して、外部手続を経てこれを適宜修

正して評価書が作成される。

住民意見及び知事意見等により準備書に記載事項について修正を必要とすると認めるときは、その内容及び程度に応じて以下の措置をとることとなる。

- ① 事業の目的及び内容に修正を加える必要がある場合は、事業規模の縮小、軽微な修正等の場合を除き、環境影響評価項目の選定から再度手続きを経る。
- ② 事業者の住所・氏名等形式的な修正を加える必要がある場合は、引き続き評価書の作成以降の手続きを経る。
- ③ 上記以外の場合、例えば、調査等の項目や手法の修正、環境影響評価の結果の修正、環境保全対策の修正が必要な場合は、その修正部分に係る環境影響評価（追加調査、環境保全対策の再検討等）を行う。

評価書の記載事項は準備書に準ずるが、加えて準備書に対する住民意見の概要、知事意見、意見に対する事業者の見解、準備書に記載した事項との相違点等とする。

【評価書記載例】

・
・
・

第8章 総合評価

(1) 調査、予測及び評価の結果、環境保全措置、事後調査の概要の一覧表

第9章 評価書作成までの経緯

9-1 準備書手続の概要

- (1) 準備書の公告及び縦覧
- (2) 準備書に対する住民意見の概要及び事業者の見解
- (3) 準備書に対する知事意見及び事業者の見解

9-2 準備書に記載した事項との相違点

第10章 環境影響評価を受託した事業者の名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 業務内容及び受託事業者の名称等（二次受託事業者を含む）

参考資料

1. 用語解説

5 措置状況報告書の作成

(措置状況報告書の作成)

第15条 措置状況報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 事業者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業が実施され、又は実施されようとする区域
- 四 工事の実施の状況又は土地等の存在及び供用の状況
- 五 環境保全措置の内容、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法（既に講じられた

ものに限る。)

- 六 事後調査を行った場合にあっては、事後調査の結果
 - 七 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合にあっては、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 八 専門家等の助言を受けた場合にあっては、その内容と専門分野等（可能な限り専門家等の所属機関の種別を含めるものとする。）
- 2 前項第5号に掲げる事項の記載に当たっては、評価書に記載した事項と異なる場合にあっては、その理由を明らかにするものとする。
 - 3 第1項第6号に掲げる事項の記載に当たっては、次に掲げる事項を明らかにするものとする。
 - 一 環境影響評価の結果との比較検討の結果
 - 二 事後調査の項目又は手法が評価書に記載したものと異なる場合にあっては、その理由
 - 三 事業者等以外の者が把握する環境の状況に関する情報を活用した場合にあっては、当該事業者等以外の者との協力又は当該事業者等以外の者への要請の方法及び内容

【解説】

当該事業を実施し、又は実施しようとする者は、評価書に記載された環境保全についての適正な配慮を行わなければならない。

評価書において記載された環境保全措置のうち、既に実施されたものについてその具体的な内容及び実施方法等を、図面、写真等を用いて明確にする必要がある。

また、事後調査を実施した場合は、その結果を環境影響評価の予測結果と併せて記載し、比較検討する必要がある。

措置状況報告書に記載する事項については、以下の記載例を参考にされたい。

【措置状況報告書記載例】

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
- 3 対象事業実施区域
- 4 工事の実施の状況又は土地等の存在及び供用の状況
- 5 環境保全措置の内容
 - (1) 実施主体
 - (2) 実施の方法
 - (3) 環境監視の結果
 - (4) その他
- 6 事後調査の結果
 - (1) 事後調査結果と環境影響評価の予測結果との比較検討の結果
 - (2) 事後調査の項目又は手法が評価書に記載したものと異なる場合にあっては、その理由
 - (3) 事業者等以外の者が把握する環境の状況に関する情報を活用した場合にあっては、当該事業者等以外の者との協力又は当該事業者等以外の者への要請の方法及び内容
- 7 事後調査（環境監視調査を含む）の受託事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 業務内容及び受託事業者の名称等（二次受託事業者を含む）
- 8 専門家等の助言
- (1) 専門家等の助言内容、専門分野及び所属機関の種別等

出典

- 1) 環境省 環境アセスメント制度のあらまし（2012）p. 7
- 2) 長野県環境影響評価技術指針マニュアル p. 0-39
- 3) 同 p. 0-40
- 4) 同 p. 0-41

Ⅶ その他

1 都市計画対象事業に係わる技術指針の適用

(都市計画対象事業)

第16条 第1条の2から前条まで(第12条第6項及び第13条第10項を除く。)の規定は、条例第36条第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合について適用する。

(都市計画に定められる対象事業等)

(条例第36条第1項)対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、第6条から第34条まで及び第45条の規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、次項、次条及び第38条から第40条までに定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設(以下「対象事業等」という。)に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、第6条第2項、第14条第2項並びに第26条第1項第3号及び第2項の規定は、適用しない。

【解説】

都市計画対象事業に係わる技術指針の適用にあたっては、事業者を都市計画決定権者と読み替える内容である。ただし、方法書の作成、準備書の作成に関して技術指針の次の規定は適用しない。

(方法書の作成)

第12条第6項 条例第6条第2項の規定により2以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合には、方法書にその旨を明らかにするものとする。

(準備書の作成)

第13条第10項 条例第14条第2項において準用する条例第6条第2項の規定により2以上の対象事業について併せて準備書を作成した場合には、準備書にその旨を明らかにするものとする。

【解説】

上記指針の依拠する条例第6条第2項及び条例第14条第2項の規定は次のとおりである。

(条例第6条第2項)相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて方法書を作成することができる。

(条例第14条第2項)第6条第2項の規定は、準備書の作成について準用する。

2 対象港湾計画に係る技術指針の適用

第17条 対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価を行うに当たっては、港湾計画に定められる事項の精度を考慮し、これに応じた項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。

2 第1条の3（第1項第1号ハを除く。）、第1条の4第3項、第1条の6第2項から第4項まで、第1条の7第2項及び第3項、第2条第2項、第3条から第11条まで（第3条第2項第1号及び第3項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項及び第3項、第10条第2項後段並びに第11条第3項第5号を除く。）並びに第13条から第15条まで（第13条第1項第3号及び第10項を除く。）の規定は、条例第42条第1項の規定による港湾環境影響評価その他の手続について準用する。この場合において、第1条の3第1項第1号イ中「第一種事業等の規模」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積」と、同条第2項中「整理するものとする」とあるのは「整理するとともに、必要に応じ、関係する地方公共団体、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からその知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めるものとする」と、第1条の4第3項中「第1項」とあるのは「第17条第2項において準用する第3条第1項」と、第1条の6第2項中「前項第2号」とあるのは「第17条第2項において準用する第5条第1項第2号」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第17条第2項において準用する第5条第1項」と、「現地調査及び踏査等を行う場合」とあるのは「調査の手法を選定するに当たって」と、第1条の7第2項中「その他の」とあるのは「、予測で用いた原単位及び係数その他の」と、同条第3項中「とする」とあるのは「とする。この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする」と、第2条第2項中「前項」とあるのは「第17条第2項」と、第4条第1項中「前条第3項」とあるのは「第17条第2項」と、第6条第1項第4号中「、期間又は時間帯 供用開始後に定常状態になる時期、供用開始後に環境影響が最大になる時期（当該時期を設定することができる場合に限る。）、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間」とあるのは「又は時間帯 選定項目ごとの港湾環境影響を的確に把握できる時期」と、第11条第1項中「工事の実施の間及び対象事業に係る土地又は工作物の供用開始後の」とあるのは「港湾環境影響を的確に把握できる時期において」と、第13条第1項第1号中「対象事業の種類及び規模」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積」と、第15条第1項第1号中「氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「名称及び住所」と、同項第2号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「対象港湾計画の名称並びに対象港湾計画に定められた港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積」と、同項第4号中「工事の実施の状況又は土地」とあるのは「土地」と読み替えるものとする。

(港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続)

(条例第42条第1項) 港湾法第2条第1項に規定する港湾管理者(以下「港湾管理者」という。)は、港湾計画の決定又は決定後の港湾計画の変更のうち、規模の大きい埋立てに係るものであることその他の規則で定める要件に該当する内容のものを行おうとするときは、当該決定又は変更に係る港湾計画(法第48条第1項の対象港湾計画(以下「法対象港湾計画」という。))を除く。以下「対象港湾計画」という。)について、次項及び第3項に定めるところにより港湾環境影響評価その他の手続を行わなければならない。

【解説】

対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価を行うに当たっては、港湾計画に定められる事項の精度を考慮し、これに応じた項目並びに調査、予測及び評価の手法を次のように選定する。

技術指針第1条の3、第1条の4第3項、第1条の6第2項から第4項まで、第1条の7第2項及び第3項、第2条第2項、第3条から第11条まで並びに第13条から第15条までの規定を、環境影響評価条例第42条第1項の規定による港湾環境影響評価その他の手続について準用する(但し第1条の3第1項第1号ハ、第3条第2項第1号及び第3項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項及び第3項、第10条第2項後段並びに第11条第3項第5号、第13条第1項第3号及び第10項を除く)。準用にあたっては、技術指針第17条第2項(上記)に規定された事項について、規定された読み替えを行う。

3 法対象事業に係わる技術指針の適用

(法対象事業等)

第18条 第15条の規定は、実施に着手した法対象事業について準用する。

2 第15条の規定は、法対象港湾計画について準用する。この場合において、同条第1項第1号中「氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」とあるのは「名称及び住所」と、同項第2号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「法対象港湾計画の名称並びに法対象港湾計画に定められた港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域(決定後の港湾計画の変更にあっては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。)の面積」と、同項第4号中「工事の実施の状況又は土地」とあるのは「土地」と読み替えるものとする。

【解説】

法対象事業及び法対象港湾計画に対して第15条を準用するものとした規定である。

「技術指針第15条 措置状況報告書の作成」に関する規定について解説した「VI-4 措置状況報告書」の項参照。

[技術指針の施行・改正経緯]

平成11年6月12日 山口県環境影響評価技術指針施行

平成18年9月30日 改正技術指針施行（基本的事項、主務省令の改正に伴う改正）

（主な改正内容）

- ・ 事業計画や環境影響評価の検討経緯の明確化
- ・ 予測の不確実性の検討の強化
- ・ 環境影響評価の項目・手法の選定理由の明確化

平成25年4月1日 改正技術指針施行（条例、基本的事項、主務省令の改正に伴う改正）

（主な改正内容）

- ・ 配慮書手続導入に伴う規定の追加
 配慮書における複数案の設定
 計画段階配慮事項・手法の選定
 配慮書段階の情報や検討内容の方法書以降の段階における活用又は反映

参 考 资 料

1 参考文献等

(1) 全般

- ・計画段階配慮手続に係る技術ガイド（平成25年3月、環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会）
- ・逐条解説 環境影響評価法（環境庁環境影響評価研究会著、1999年、ぎょうせい）
- ・環境アセスメントの技術（社）環境情報科学センター編、1999年、中央法規）

(2) 対象事業別

道路	<p>(主務省令)</p> <ul style="list-style-type: none">・道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日、建設省令第10号）・道路が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日、建設省令第19号）・森林法施行令別表第三林道の開設に要する費用の項第六号等に規定する林道網の枢要部分となるべき林道の開設又は拡張の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成20年3月31日、農林水産省令第19号） <p>(参考図書)</p> <ul style="list-style-type: none">・道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)（平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人土木研究所）
ダム等	<p>(主務省令)</p> <ul style="list-style-type: none">・ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日、厚生省・農林水産省・通商産業省・建設省令第1号）・ダムが都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係るダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日、厚生省・農林水産省・通商産業省・建設省令第3号）・堰事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日、厚生省・農林水産省・通商産業省・建設省令第2号）・堰が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に

	<p>係る堰事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日、厚生省・農林水産省・通商産業省・建設省令第4号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日、建設省令第12号） ・放水路が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日、建設省令第21号） <p>（参考図書）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム事業における環境影響評価の考え方（平成12年3月、河川事業環境影響評価研究会編、（財）ダム水源地環境整備センター）
<p>鉄道、軌道</p>	<p>（主務省令）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日、運輸省令第35号） ・鉄道施設が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日、運輸省令第37号） ・軌道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日、運輸省・建設省令第2号） ・新設軌道に係る線路が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る軌道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日、運輸省・建設省令第4号）
<p>飛行場</p>	<p>（主務省令）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日、運輸省令第36号）

	<ul style="list-style-type: none"> 飛行場及びその施設が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日、運輸省令第38号）
発電所	<p>(主務省令)</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日、通商産業省令第54号） <p>(参考図書)</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電所に係る環境影響評価の手引（平成29年5月改訂 経済産業省 原子力安全・保安院） 平成22年度国内外における発電所等からの温排水による環境影響に係る調査業務報告書（平成23年3月 (財) 海洋生物環境研究所、日本エヌ・ユー・エス(株)）
(火力発電所)	<ul style="list-style-type: none"> 火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン（平成24年3月（平成25年3月改訂） 環境省） 小規模火力発電等の望ましい自主的な環境アセスメント実務集（平成29年3月 環境省）
(風力発電所)	<ul style="list-style-type: none"> 風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書（平成23年6月、環境省総合環境政策局） 環境省請負業務 平成23年度風力発電施設の騒音・低周波音に関する検討調査業務報告書（平成24年3月 (公社) 日本騒音制御工学会） 環境省請負業務 平成24年度風力発電施設の騒音・低周波音に関する検討調査業務報告書（平成25年3月 中電技術コンサルタント(株)） 風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例（平成25年6月 環境省） 国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン（平成25年3月 環境省） 鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（平成23年1月 環境省） 風力発電所のリプレースにおける環境影響評価手法の合理化に関する検討報告書（平成27年1月 環境省） 風力発電施設から発生する騒音に関する指針について（平成29年5月26日 環水大大第1705261号） 風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル（平成29年5月 環境省）

<p>廃棄物処理施設</p>	<p>(主務省令)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日、厚生省令第61号）
<p>水面の埋立て又は干拓</p>	<p>(主務省令)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日、農林水産省・運輸省・建設省令第1号） <p>(参考図書)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾分野の環境影響評価に関する計画段階配慮書作成等ガイドライン（平成25年、国土交通省港湾局） ・ 港湾分野の環境影響評価ガイドブック2013（平成25年11月、（一財）みたと総合研究財団）
<p>土地区画整理事業</p>	<p>(主務省令)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日、建設省令第13号） ・ 土地区画整理事業が都市計画に定められる場合における当該土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日、建設省令第22号） <p>(参考図書)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 面整備事業環境影響評価技術マニュアル（面整備事業環境影響評価研究会編、1999年、ぎょうせい）
<p>住宅団地の造成</p>	<p>(主務省令)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新住宅市街地開発事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日、建設省令第14号） ・ 新住宅市街地開発事業が都市計画に定められる場合における当該新住宅市街地開発事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日、建設省令第23号） <p>(参考図書)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 面整備事業環境影響評価技術マニュアル（面整備事業環境影響評価研究会編、1999年、ぎょうせい）

<p>流通業務団地の造成</p>	<p>(主務省令)</p> <ul style="list-style-type: none"> 流通業務団地造成事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日、建設省令第17号） 流通業務団地が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る流通業務団地造成事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日、建設省令第26号） <p>(参考図書)</p> <ul style="list-style-type: none"> 面整備事業環境影響評価技術マニュアル（面整備事業環境影響評価研究会編、1999年、ぎょうせい）
<p>工業団地の造成</p>	<p>(主務省令)</p> <ul style="list-style-type: none"> 工業団地造成事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日、建設省令第15号） 工業団地造成事業が都市計画に定められる場合における当該工業団地造成事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日、建設省令第24号） <p>(参考図書)</p> <ul style="list-style-type: none"> 面整備事業環境影響評価技術マニュアル（面整備事業環境影響評価研究会編、1999年、ぎょうせい）
<p>港湾計画</p>	<p>(主務省令)</p> <ul style="list-style-type: none"> 港湾環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日、運輸省令第39号） <p>(参考図書)</p> <ul style="list-style-type: none"> 港湾分野の環境影響評価に関する計画段階配慮書作成等ガイドライン（平成25年、国土交通省港湾局） 港湾分野の環境影響評価ガイドブック2013（平成25年11月、（一財）みなと総合研究財団）

(3) 環境要素別

<p>公害系</p>	<p>(手法等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気・水・環境負荷の環境アセスメント（Ⅰ）（環境庁企画調整局編、2000年、大蔵省印刷局） ・大気・水・環境負荷の環境アセスメント（Ⅱ）（環境省総合環境政策局編、2001年、財務省印刷局） ・大気・水・環境負荷の環境アセスメント（Ⅲ）（環境省総合環境政策局編、2002年、財務省印刷局） ・環境アセスメント技術ガイド 大気・水・土壌・環境負荷（2017年3月（一社）日本環境アセスメント協会） 等 <p>(参考データ等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕（公害対策研究センター・窒素酸化物検討委員会、2000年、公害対策研究センター） ・環境白書（山口県） ・環境白書 参考資料集（山口県） 等
<p>自然系</p>	<p>(手法等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境アセスメント指針（1990年 朝倉書店） ・自然環境アセスメント技術マニュアル（1995年 （財）自然環境研究センター） ・自然環境のアセスメント技術（Ⅰ）（1999年 大蔵省印刷局） ・自然環境のアセスメント技術（Ⅱ）（2000年 大蔵省印刷局） ・自然環境のアセスメント技術（Ⅲ）（2001年 財務省印刷局） ・環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然とのふれあい（2017年3月 （一社）日本環境アセスメント協会） 等 <p>(参考データ等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の希少な野生生物に関するデータブック（2000年、（財）自然環境研究センター） ・環境省版レッドリスト（環境省） ・自然環境保全基礎調査（環境省） ・自然環境情報図（環境省） ・猛禽類保護の進め方（平成24年12月 環境省自然環境局） ・快適環境づくりシステム 山口県GIS（山口県） <ul style="list-style-type: none"> → 公害規制区域図、土地利用図、緑地環境保全地域図 等 ・レッドデータブックやまぐち（山口県） ・山口県鳥獣保護区等概要図（山口県） ・土地分類基本調査（国土交通省） <ul style="list-style-type: none"> → 表層地質図、地形分類図、土壌図等

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・山口県地質図 第3版 説明書（平成24年12月、山口地学会）・やまぐち風景づくり特選～みんなが選んだ108景観～(改訂版)（山口県） 等 |
|--|--|

2 技術指針の読替対照表

2-1 都市計画に定められる対象事業等に関する特例に係る技術指針読替対照表（第16条関係）

※条例における読替規定を技術指針に適用したもの

読替規定	技術指針
<p>(位置等に関する複数案の設定)</p> <p>第1条の2 <u>都市計画第一種事業等</u>を実施する区域の位置、<u>都市計画第一種事業等</u>の規模又は<u>都市計画第一種事業等</u>に係る施設等の構造若しくは配置に関する複数案（以下「位置等に関する複数案」という。）の設定に当たっては、<u>都市計画第一種事業等</u>を実施する区域の位置又は<u>都市計画第一種事業等</u>の規模に関する複数案の設定を優先させるよう努めるものとし、また、<u>都市計画第一種事業等</u>の実施に伴う重大な環境影響を回避し、又は低減するために<u>都市計画第一種事業等</u>に係る施設等の構造及び配置が重要となる場合があることに留意するものとする。</p> <p>2 位置等に関する複数案の設定に当たっては、<u>都市計画第一種事業等</u>を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合は当該案を含めるよう努めるものとし、当該案を含めない場合はその理由を明らかにするものとする。</p> <p>(計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握)</p> <p>第1条の3 <u>都市計画第一種事業等</u>に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす<u>都市計画第一種事業等</u>の内容（以下「事業特性」という。）並びに事業実施想定区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。</p> <p>一 事業特性に関する情報</p> <p>イ <u>都市計画第一種事業等</u>の規模</p> <p>ロ 事業実施想定区域</p> <p>ハ <u>都市計画第一種事業等</u>に係る工事の実施（以下「工事の実施」という。）に係る計画の概要</p>	<p>(位置等に関する複数案の設定)</p> <p>第1条の2 <u>第一種事業等</u>を実施する区域の位置、<u>第一種事業等</u>の規模又は<u>第一種事業等</u>に係る施設等の構造若しくは配置に関する複数案（以下「位置等に関する複数案」という。）の設定に当たっては、<u>第一種事業等</u>を実施する区域の位置又は<u>第一種事業等</u>の規模に関する複数案の設定を優先させるよう努めるものとし、また、<u>第一種事業等</u>の実施に伴う重大な環境影響を回避し、又は低減するために<u>第一種事業等</u>に係る施設等の構造及び配置が重要となる場合があることに留意するものとする。</p> <p>2 位置等に関する複数案の設定に当たっては、<u>第一種事業等</u>を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合は当該案を含めるよう努めるものとし、当該案を含めない場合はその理由を明らかにするものとする。</p> <p>(計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握)</p> <p>第1条の3 <u>第一種事業等</u>に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす<u>第一種事業等</u>の内容（以下「事業特性」という。）並びに事業実施想定区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。</p> <p>一 事業特性に関する情報</p> <p>イ <u>第一種事業等</u>の規模</p> <p>ロ 事業実施想定区域</p> <p>ハ <u>第一種事業等</u>に係る工事の実施（以下「工事の実施」という。）に係る計画の概要</p>

<p>ニ 工事の実施が完了した後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって<u>都市計画第一種事業等</u>の目的に含まれるものの概要</p> <p>二 地域特性に関する情報</p> <p>イ 自然的状況</p> <p>(1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（以下「大気環境」という。）の状況（環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定により定められた環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）の確保の状況を含む。）</p> <p>(2) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（以下「水環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）</p> <p>(3) 土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）</p> <p>(4) 地形及び地質の状況</p> <p>(5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況</p> <p>(6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況</p> <p>ロ 社会的状況</p> <p>(1) 人口及び産業の状況</p> <p>(2) 土地利用の状況</p> <p>(3) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況</p> <p>(4) 交通の状況</p> <p>(5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況</p> <p>(6) 下水道の整備の状況</p> <p>(7) 環境の保全を目的とする法令又は条例（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容</p> <p>(8) その他の事項</p> <p>2 前項第2号に掲げる情報は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとする。この場合において、当該資料については、その出典を明らかにできるよう整理するものとする。</p>	<p>ニ 工事の実施が完了した後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって<u>第一種事業等</u>の目的に含まれるものの概要</p> <p>二 地域特性に関する情報</p> <p>イ 自然的状況</p> <p>(1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（以下「大気環境」という。）の状況（環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定により定められた環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）の確保の状況を含む。）</p> <p>(2) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（以下「水環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）</p> <p>(3) 土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）</p> <p>(4) 地形及び地質の状況</p> <p>(5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況</p> <p>(6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況</p> <p>ロ 社会的状況</p> <p>(1) 人口及び産業の状況</p> <p>(2) 土地利用の状況</p> <p>(3) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況</p> <p>(4) 交通の状況</p> <p>(5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況</p> <p>(6) 下水道の整備の状況</p> <p>(7) 環境の保全を目的とする法令又は条例（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容</p> <p>(8) その他の事項</p> <p>2 前項第2号に掲げる情報は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとする。この場合において、当該資料については、その出典を明らかにできるよう整理するものとする。</p>
--	--

(計画段階配慮事項の選定)

第1条の4 都市計画第一種事業等に係る計画段階配慮事項の選定は、当該都市計画第一種事業等に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより行うものとする。

2 前項の規定による検討は、次に掲げる各影響要因に関し、物質を排出し、又は既存の環境を損ない、若しくは変化させることとなる要因として事業特性に応じて適切に区分された影響要因ごとに行うものとする。

一 工事の実施（都市計画第一種事業等の一部として、事業実施想定区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）

二 工事の実施が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって都市計画第一種事業等の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）

3 第1項の規定による検討は、次に掲げる各環境要素に関し、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分された環境要素ごとに行うものとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価が行われるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。）

イ 大気環境

(1) 大気質

(2) 騒音（周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音によるものを含む。）及び超低周波音（周波数が20ヘルツ以下の音をいう。）

(3) 振動

(4) 悪臭

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素

ロ 水環境

(1) 水質（地下水の水質を除く。）

(計画段階配慮事項の選定)

第1条の4 第一種事業等に係る計画段階配慮事項の選定は、当該第一種事業等に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより行うものとする。

2 前項の規定による検討は、次に掲げる各影響要因に関し、物質を排出し、又は既存の環境を損ない、若しくは変化させることとなる要因として事業特性に応じて適切に区分された影響要因ごとに行うものとする。

一 工事の実施（第一種事業等の一部として、事業実施想定区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）

二 工事の実施が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって第一種事業等の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）

3 第1項の規定による検討は、次に掲げる各環境要素に関し、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分された環境要素ごとに行うものとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価が行われるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。）

イ 大気環境

(1) 大気質

(2) 騒音（周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音によるものを含む。）及び超低周波音（周波数が20ヘルツ以下の音をいう。）

(3) 振動

(4) 悪臭

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素

ロ 水環境

(1) 水質（地下水の水質を除く。）

(2) 水底の底質
 (3) 地下水の水質及び水位
 (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素
 ハ その他の環境（イ及びロに掲げるものを除く。）
 (1) 地形及び地質
 (2) 地盤
 (3) 土壌
 (4) その他の環境要素

二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価が行われるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。）
 イ 動物
 ロ 植物
 ハ 生態系

三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価が行われるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。）
 イ 景観
 ロ 人と自然との触れ合いの活動の場

四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価が行われるべき環境要素
 イ 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。）
 ロ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。以下同じ。）

4 第1項の規定による検討は、前条の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて行うものとする。この場合においては、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

5 第1項の規定による計画段階配慮事項の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、第1項の規定により選定した計画段階配慮事項（以下「選定事項」という。）について、選定した理由を明らかにできるように整理するものとする。

(2) 水底の底質
 (3) 地下水の水質及び水位
 (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素
 ハ その他の環境（イ及びロに掲げるものを除く。）
 (1) 地形及び地質
 (2) 地盤
 (3) 土壌
 (4) その他の環境要素

二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価が行われるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。）
 イ 動物
 ロ 植物
 ハ 生態系

三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価が行われるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。）
 イ 景観
 ロ 人と自然との触れ合いの活動の場

四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価が行われるべき環境要素
 イ 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。）
 ロ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。以下同じ。）

4 第1項の規定による検討は、前条の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて行うものとする。この場合においては、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

5 第1項の規定による計画段階配慮事項の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、第1項の規定により選定した計画段階配慮事項（以下「選定事項」という。）について、選定した理由を明らかにできるように整理するものとする。

(計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法)

第1条の5 都市計画第一種事業等に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法の選定は、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定事項の特性及び都市計画第一種事業等が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手法について、次条から第1条の8までに定めるところにより選定して行うものとする。

一 前条第3項第1号に掲げる環境要素に係る選定事項 汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化(当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。)の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法

二 前条第3項第2号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定事項 陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

三 前条第3項第2号ハに掲げる環境要素に係る選定事項 次に掲げるような生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境に対する影響の程度を把握する手法

イ 自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等であって人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難であるぜい弱な自然環境

ロ 里地及び里山(二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。)並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの

ハ 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境

ニ 都市において現に存する樹林地その他の緑地(斜面林、社寺林、

(計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法の選定)

第1条の5 第一種事業等に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法の選定は、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定事項の特性及び第一種事業等が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手法について、次条から第1条の8までに定めるところにより選定して行うものとする。

一 前条第3項第1号に掲げる環境要素に係る選定事項 汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化(当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。)の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法

二 前条第3項第2号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定事項 陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

三 前条第3項第2号ハに掲げる環境要素に係る選定事項 次に掲げるような生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境に対する影響の程度を把握する手法

イ 自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等であって人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難であるぜい弱な自然環境

ロ 里地及び里山(二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。)並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの

ハ 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境

ニ 都市において現に存する樹林地その他の緑地(斜面林、社寺林、

屋敷林等を含む。)及び水辺地等であって地域を特徴づける重要な自然環境

四 前条第3項第3号イに掲げる環境要素に係る選定事項 景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

五 前条第3項第3号ロに掲げる環境要素に係る選定事項 人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

六 前条第3項第4号に掲げる環境要素に係る選定事項 廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握する手法

2 前項の規定による手法の選定は、第1条の3の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

3 調査、予測及び評価の結果について、位置等に関する複数案のそれぞれの案の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ前条第1項の規定による事項の選定及び第1項の規定による手法の選定を追加的に行うものとする。

4 第1項の規定による手法の選定を行ったときは、選定した手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理するものとする。

(計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法)

第1条の6 都市計画第一種事業等に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、選定事項の特性、事

屋敷林等を含む。)及び水辺地等であって地域を特徴づける重要な自然環境

四 前条第3項第3号イに掲げる環境要素に係る選定事項 景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

五 前条第3項第3号ロに掲げる環境要素に係る選定事項 人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

六 前条第3項第4号に掲げる環境要素に係る選定事項 廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握する手法

2 前項の規定による手法の選定は、第1条の3の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

3 調査、予測及び評価の結果について、位置等に関する複数案のそれぞれの案の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ前条第1項の規定による事項の選定及び第1項の規定による手法の選定を追加的に行うものとする。

4 第1項の規定による手法の選定を行ったときは、選定した手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理するものとする。

(計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法)

第1条の6 第一種事業等に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、選定事項の特性、事業特性及

業特性及び地域特性を勘案し、選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

一 調査すべき情報 選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

二 調査の基本的な手法 国又は地方公共団体が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法（重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法）

三 調査の対象とする地域（以下この条から第1条の8までにおいて「調査地域」という。） 都市計画第一種事業等の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

2 前項第2号に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定事項に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。

3 第1項の規定により現地調査及び踏査等を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意するものとする。

4 調査の手法の選定に当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。

（計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法）

第1条の7 都市計画第一種事業等に係る計画段階配慮事項の検討に係

び地域特性を勘案し、選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

一 調査すべき情報 選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

二 調査の基本的な手法 国又は地方公共団体が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法（重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法）

三 調査の対象とする地域（以下この条から第1条の8までにおいて「調査地域」という。） 第一種事業等の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

2 前項第2号に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定事項に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。

3 第1項の規定により現地調査及び踏査等を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意するものとする。

4 調査の手法の選定に当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。

（計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法）

第1条の7 第一種事業等に係る計画段階配慮事項の検討に係る予測の

る予測の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、知見及び既存資料の充実の程度に応じ、選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定するものとする。

一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により、可能な限り定量的に把握する手法（定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法）

二 予測の対象とする地域（以下「予測地域」という。） 調査地域のうちから適切に選定された地域

2 予測の手法の選定に当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項を、選定事項の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を明らかにできるようにするものとする。

3 予測の手法の選定に当たっては、新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要なときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。

（計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法）

第1条の8 都市計画第一種場事業等に係る計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

一 位置等に関する複数案が提示されている場合は、当該提示されている案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、及び比較すること。

二 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、都市計画第一種事業等の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影

手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、知見及び既存資料の充実の程度に応じ、選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定するものとする。

一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により、可能な限り定量的に把握する手法（定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法）

二 予測の対象とする地域（以下「予測地域」という。） 調査地域のうちから適切に選定された地域

2 予測の手法の選定に当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項を、選定事項の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を明らかにできるようにするものとする。

3 予測の手法の選定に当たっては、新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要なときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。

（計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法）

第1条の8 第一種場事業等に係る計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

一 位置等に関する複数案が提示されている場合は、当該提示されている案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、及び比較すること。

二 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、第一種事業等の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、第一

響が、都市計画決定権者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討すること。

三 国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、評価において当該基準又は目標を用いることとした考え方を明らかにし、かつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。

四 都市計画決定権者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

(環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握)

第2条 第1条の3の規定は、都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定について準用する。この場合において、同条第1項中「当たっては」とあるのは「当たっては、計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で」と、同項第1号ハ中「計画の概要」とあるのは「工法、期間及び行程計画に関する事項」と、同条第2項中「前項第2号」とあるのは「第2条において準用する前項第2号」と、「整理するものとする」とあるのは「整理するとともに、必要に応じ、関係する地方公共団体、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からその知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めるものとする」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第1条の3第1項第1号に掲げる情報を把握するに当たっては、当該都市計画対象事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握するものとする。

(環境影響評価の項目の選定)

種事業等を実施しようとする者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討すること。

三 国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、評価において当該基準又は目標を用いることとした考え方を明らかにし、かつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。

四 第一種事業等を実施しようとする者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

(環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握)

第2条 第1条の3の規定は、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定について準用する。この場合において、同条第1項中「当たっては」とあるのは「当たっては、計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で」と、同項第1号ハ中「計画の概要」とあるのは「工法、期間及び行程計画に関する事項」と、同条第2項中「前項第2号」とあるのは「第2条において準用する前項第2号」と、「整理するものとする」とあるのは「整理するとともに、必要に応じ、関係する地方公共団体、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からその知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めるものとする」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第1条の3第1項第1号に掲げる情報を把握するに当たっては、当該対象事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握するものとする。

(環境影響評価の項目の選定)

第3条 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目の選定は、当該都市計画対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより行うものとする。

2 前項の規定による検討は、次に掲げる各影響要因に関し、物質を排出し、又は既存の環境を損ない、若しくは変化させることとなる要因として事業特性に応じて適切に区分された影響要因ごとに行うものとする。

一 工事の実施（都市計画対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）

二 工事の実施が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。以下「土地等の存在及び供用」という。）

3 第1条の4第3項及び第4項の規定は第1項の規定による検討について、同条第5項の規定は第1項の規定による項目の選定についてそれぞれ準用する。この場合において、同条第3項から第5項までの規定中「第1項」とあるのは「第3条第1項」と、同項中「選定事項」とあるのは「選定項目」と読み替えるものとする。

4 環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ選定項目の見直しを行うものとする。

（環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法）

第4条 都市計画対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定は、選定項目ごとに選定項目の特性及び都市計画対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定項目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手法について、次条から第7条までに定めるところにより選定して行うものとする。

一 前条第3項において準用する第1条の4第3項第1号に掲げる環

第3条 対象事業に係る環境影響評価の項目の選定は、当該対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより行うものとする。

2 前項の規定による検討は、次に掲げる各影響要因に関し、物質を排出し、又は既存の環境を損ない、若しくは変化させることとなる要因として事業特性に応じて適切に区分された影響要因ごとに行うものとする。

一 工事の実施（対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）

二 工事の実施が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。以下「土地等の存在及び供用」という。）

3 第1条の4第3項及び第4項の規定は第1項の規定による検討について、同条第5項の規定は第1項の規定による項目の選定についてそれぞれ準用する。この場合において、同条第3項から第5項までの規定中「第1項」とあるのは「第3条第1項」と、同項中「選定事項」とあるのは「選定項目」と読み替えるものとする。

4 環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ選定項目の見直しを行うものとする。

（環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法）

第4条 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定は、選定項目ごとに選定項目の特性及び対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定項目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手法について、次条から第7条までに定めるところにより選定して行うものとする。

一 前条第3項において準用する第1条の4第3項第1号に掲げる環

<p>境要素に係る選定項目 汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法</p> <p>二 前条第3項において準用する第1条の4第3項第2号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定項目 陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法</p> <p>三 前条第3項において準用する第1条の4第3項第2号ハに掲げる環境要素に係る選定項目 地域を特徴付ける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。）及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法その他の適切に生態系への環境影響を把握する手法</p> <p>四 前条第3項において準用する第1条の4第3項第3号イに掲げる環境要素に係る選定項目 景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法</p> <p>五 前条第3項において準用する第1条の4第3項第3号ロに掲げる環境要素に係る選定項目 人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法</p> <p>六 前条第3項において準用する第1条の4第3項第4号に掲げる環境要素に係る選定項目 廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処</p>	<p>境要素に係る選定項目 汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法</p> <p>二 前条第3項において準用する第1条の4第3項第2号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定項目 陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法</p> <p>三 前条第3項において準用する第1条の4第3項第2号ハに掲げる環境要素に係る選定項目 地域を特徴付ける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。）及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法その他の適切に生態系への環境影響を把握する手法</p> <p>四 前条第3項において準用する第1条の4第3項第3号イに掲げる環境要素に係る選定項目 景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法</p> <p>五 前条第3項において準用する第1条の4第3項第3号ロに掲げる環境要素に係る選定項目 人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法</p> <p>六 前条第3項において準用する第1条の4第3項第4号に掲げる環境要素に係る選定項目 廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処</p>
--	--

<p>分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握する手法</p> <p>2 前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。</p> <p>3 第1項の規定により<u>都市計画対象事業</u>に係る環境影響評価の調査及び予測の手法を選定するに当たっては、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、第2条第1項において準用する第1条の3及び第2条第2項の規定により把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、最適な手法を選定するものとする。</p> <p>4 第1項の規定による手法の選定は、第2条の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて行うものとする。この場合においては、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。</p> <p>5 環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ第1項の規定により選定された手法の見直しを行うものとする。</p> <p>6 第1項の規定による手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理するものとする。</p> <p>(環境影響評価の項目に係る調査の手法)</p> <p>第5条 <u>都市計画対象事業</u>に係る環境影響評価の調査の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。この場合において、地域特性を勘案するに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることに留意するものとする。</p> <p>一 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報</p>	<p>分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握する手法</p> <p>2 前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。</p> <p>3 第1項の規定により<u>都市計画対象事業</u>に係る環境影響評価の調査及び予測の手法を選定するに当たっては、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、第2条第1項において準用する第1条の3及び第2条第2項の規定により把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、最適な手法を選定するものとする。</p> <p>4 第1項の規定による手法の選定は、第2条の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて行うものとする。この場合においては、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。</p> <p>5 環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ第1項の規定により選定された手法の見直しを行うものとする。</p> <p>6 第1項の規定による手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理するものとする。</p> <p>(環境影響評価の項目に係る調査の手法)</p> <p>第5条 <u>対象事業</u>に係る環境影響評価の調査の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。この場合において、地域特性を勘案するに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることに留意するものとする。</p> <p>一 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報</p>
---	---

<p>二 調査の基本的な手法 国又は地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法</p> <p>三 調査の対象とする地域（以下「調査地域」という。） <u>都市計画対象事業</u>の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域</p> <p>四 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（以下「調査地点」という。） 調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点</p> <p>五 調査に係る期間、時期又は時間帯（以下「調査期間等」という。） 調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯</p> <p>2 第1条の6第2項から第4項までの規定は、前項の対象事業に係る環境影響評価の調査の手法について準用する。この場合において、同条第2項中「前項第2号」とあるのは「第5条第1項第2号」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、第1条の6第3項中「第1項」とあるのは「第5条第1項」と、「現地調査及び踏査等を行う場合」とあるのは「調査の手法を選定するに当たって」と、同条第4項中「文献名その他の当該情報の出自等」とあるのは「文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項第5号に規定する調査に係る期間は、季節による変動を把握する必要がある調査に係るものにあつてはこれを適切に把握することができるように、年間を通じた調査に係るものにあつては必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するように、設定するものとする。</p> <p>4 調査の手法の選定に当たっては、既存の長期間の観測結果が存在して</p>	<p>二 調査の基本的な手法 国又は地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法</p> <p>三 調査の対象とする地域（以下「調査地域」という。） <u>対象事業</u>の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域</p> <p>四 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（以下「調査地点」という。） 調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点</p> <p>五 調査に係る期間、時期又は時間帯（以下「調査期間等」という。） 調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯</p> <p>2 第1条の6第2項から第4項までの規定は、前項の対象事業に係る環境影響評価の調査の手法について準用する。この場合において、同条第2項中「前項第2号」とあるのは「第5条第1項第2号」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、第1条の6第3項中「第1項」とあるのは「第5条第1項」と、「現地調査及び踏査等を行う場合」とあるのは「調査の手法を選定するに当たって」と、同条第4項中「文献名その他の当該情報の出自等」とあるのは「文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項第5号に規定する調査に係る期間は、季節による変動を把握する必要がある調査に係るものにあつてはこれを適切に把握することができるように、年間を通じた調査に係るものにあつては必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するように、設定するものとする。</p> <p>4 調査の手法の選定に当たっては、既存の長期間の観測結果が存在して</p>
--	--

おり、かつ、現地調査を行う場合には、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにするものとする。

(環境影響評価の項目に係る予測の手法)

第6条 都市計画対象事業に係る環境影響評価の予測の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により、定量的に把握する手法（定量的な把握が困難な場合にあつては、定性的に把握する手法）

二 予測地域 調査地域のうちから適切に選定された地域

三 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点 選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点

四 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 供用開始後に定常状態になる時期、供用開始後に環境影響が最大になる時期（当該時期を設定することができる場合に限る。）、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯

2 第1条の7第2項及び第3項の規定は、前項の対象事業に係る環境影響評価の予測の手法について準用する。この場合において、第1条の7第3項中「予測の前提となる条件その他の」とあるのは「予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第4項中「都市計画第一種事業等に」とあるのは「都市計画対象事業に」と、「するものとする。」とあるのは

おり、かつ、現地調査を行う場合には、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにするものとする。

(環境影響評価の項目に係る予測の手法)

第6条 対象事業に係る環境影響評価の予測の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により、定量的に把握する手法（定量的な把握が困難な場合にあつては、定性的に把握する手法）

二 予測地域 調査地域のうちから適切に選定された地域

三 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点 選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点

四 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 供用開始後に定常状態になる時期、供用開始後に環境影響が最大になる時期（当該時期を設定することができる場合に限る。）、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯

2 第1条の7第2項及び第3項の規定は、前項の対象事業に係る環境影響評価の予測の手法について準用する。この場合において、第1条の7第3項中「予測の前提となる条件その他の」とあるのは「予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第4項中「第一種事業等に」とあるのは「対象事業に」と、「するものとする。」とあるのは「するものとする。」

「するものとする。この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつき^①の程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする。」と読み替えるものとする。

3 第1項第4号に規定する予測の対象とする時期については、工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合^②にあつては、同号に規定する時期での予測に加え、必要に応じ中間的な時期での予測を行うものとする。

4 予測の手法の選定に当たっては、都市計画対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合^③にあつては、現在の環境の状況）を明らかにできるように整理し、これを勘案して予測が行われるようにするものとする。この場合において、当該地域の将来の環境の状況は、関係する地方公共団体が有する情報を収集して推定するよう努めるものとし、将来の環境の状況の推定に当たって、国又は地方公共団体により行われる環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるようにするものとする。

（環境影響評価の項目に係る評価の手法）

第7条 都市計画対象事業に係る環境影響評価の評価の手法の選定に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

一 調査及び予測の結果並びに次条第1項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、都市計画対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、都市計画決定権者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討すること。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。

二 国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、

この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつき^①の程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする。」と読み替えるものとする。

3 第1項第4号に規定する予測の対象とする時期については、工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合^②にあつては、同号に規定する時期での予測に加え、必要に応じ中間的な時期での予測を行うものとする。

4 予測の手法の選定に当たっては、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合^③にあつては、現在の環境の状況）を明らかにできるように整理し、これを勘案して予測が行われるようにするものとする。この場合において、当該地域の将来の環境の状況は、関係する地方公共団体が有する情報を収集して推定するよう努めるものとし、将来の環境の状況の推定に当たって、国又は地方公共団体により行われる環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるようにするものとする。

（環境影響評価の項目に係る評価の手法）

第7条 対象事業に係る環境影響評価の評価の手法の選定に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

一 調査及び予測の結果並びに次条第1項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討すること。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。

二 国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、

選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、評価において当該基準又は目標を用いることとした考え方を明らかにし、かつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。

三 都市計画決定権者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

(環境保全措置の検討)

第8条 都市計画対象事業に係る環境影響評価を行うに当たっては、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあつては、都市計画決定権者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討するものとする。

2 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討するものとする。

(検討結果の検証)

第9条 環境保全措置の検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、都市計画決定権者により実行可能な範囲内で都市計画対象事業に係る環境影響ができる限り回避さ

選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、評価において当該基準又は目標を用いることとした考え方を明らかにし、かつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。

三 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

(環境保全措置の検討)

第8条 対象事業に係る環境影響評価を行うに当たっては、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあつては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討するものとする。

2 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討するものとする。

(検討結果の検証)

第9条 環境保全措置の検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されてい

れ、又は低減されているかどうかを検証するものとする。

(検討結果の整理)

第10条 環境保全措置の検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理するものとする。

- 一 環境保全措置の内容、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法
- 二 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要なに応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
- 三 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境への影響
- 四 代償措置にあつては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由
- 五 代償措置にあつては、損なわれる環境及び当該環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ又は創出される環境に係る環境要素の種類及び内容
- 六 代償措置にあつては、当該代償措置の効果の予測の根拠及び当該代償措置の実施が可能であると判断した根拠

2 環境保全措置の検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理するものとする。また、位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行ったときは、当該位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理するものとする。

(事後調査)

第11条 次に掲げる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、工事の実施の間及び対象事業に係る土地又は工作物の供用開始後の環境の状況を把握するための調査（以下「事後調査」という。）を行うものとする。

- 一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合

るかどうかを検証するものとする。

(検討結果の整理)

第10条 環境保全措置の検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理するものとする。

- 一 環境保全措置の内容、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法
- 二 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要なに応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
- 三 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境への影響
- 四 代償措置にあつては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由
- 五 代償措置にあつては、損なわれる環境及び当該環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ又は創出される環境に係る環境要素の種類及び内容
- 六 代償措置にあつては、当該代償措置の効果の予測の根拠及び当該代償措置の実施が可能であると判断した根拠

2 環境保全措置の検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理するものとする。また、位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行ったときは、当該位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理するものとする。

(事後調査)

第11条 次に掲げる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、工事の実施の間及び対象事業に係る土地又は工作物の供用開始後の環境の状況を把握するための調査（以下「事後調査」という。）を行うものとする。

- 一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合

<p>二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合</p> <p>三 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合</p> <p>四 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合</p> <p>2 事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p>一 事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ、適切な項目を選定すること。</p> <p>二 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。</p> <p>三 事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。</p> <p>四 必要に応じ専門家等の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。</p> <p>3 事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするよう努めるものとする。</p> <p>一 事後調査を行うこととした理由</p> <p>二 事後調査の項目及び手法</p> <p>三 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針</p> <p>四 事業者以外の者が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合にあっては、当該事業者以外の者との協力又は当該事業者以外の者への要請の方法及び内容</p> <p>五 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては、当該実施主体の氏名（法人にあっては、その名称）並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項</p> <p>4 事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けるこ</p>	<p>二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合</p> <p>三 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合</p> <p>四 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合</p> <p>2 事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p>一 事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ、適切な項目を選定すること。</p> <p>二 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。</p> <p>三 事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。</p> <p>四 必要に応じ専門家等の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。</p> <p>3 事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするよう努めるものとする。</p> <p>一 事後調査を行うこととした理由</p> <p>二 事後調査の項目及び手法</p> <p>三 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針</p> <p>四 事業者以外の者が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合にあっては、当該事業者以外の者との協力又は当該事業者以外の者への要請の方法及び内容</p> <p>五 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては、当該実施主体の氏名（法人にあっては、その名称）並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項</p> <p>4 事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けるこ</p>
---	---

とその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意するものとする。

(方法書の作成)

第12条 条例第36条第2項により読み替えて適用される条例第6条第1項第2号に掲げる事項のうち対象事業の内容に係る記載は、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

- 一 都市計画対象事業の種類及び規模
- 二 対象事業実施区域
- 三 前二号に掲げるもののほか、都市計画対象事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

2 前項各号に掲げる事項を記載するに当たっては、都市計画対象事業の背景、経緯及び必要性のうち当該事項に関する部分をできる限り明らかにするものとする。

3 条例第36条第2項により読み替えて適用される条例第6条第1項第3号に掲げる事項の記載は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を第2条第1項第2号の規定の例により区分して行うものとする。

4 第1項第2号及び前項に規定する事項について把握した結果の記載に当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにするものとする。

5 条例第36条第2項により読み替えて適用される条例第6条第1項第4号に掲げる事項の記載に当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の理由を明らかにするものとする。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって専門家等の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

とその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意するものとする。

(方法書の作成)

第12条 条例第6条第1項第2号に掲げる事項のうち対象事業の内容に係る記載は、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

- 一 対象事業の種類及び規模
- 二 対象事業実施区域
- 三 前二号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

2 前項各号に掲げる事項を記載するに当たっては、対象事業の背景、経緯及び必要性のうち当該事項に関する部分をできる限り明らかにするものとする。

3 条例第6条第1項第3号に掲げる事項の記載は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を第2条第1項第2号の規定の例により区分して行うものとする。

4 第1項第2号及び前項に規定する事項について把握した結果の記載に当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにするものとする。

5 条例第6条第1項第4号に掲げる事項の記載に当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の理由を明らかにするものとする。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって専門家等の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

6 条例第6条第2項の規定により二以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合にあっては、方法書にその旨を明らかにするものとする。

(準備書の作成)

第13条 条例第36条第2項により読み替えて適用される条例第14条第1項第1号に掲げる事項のうち都市計画対象事業の内容に係る記載は、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

- 一 都市計画対象事業の種類及び規模
- 二 対象事業実施区域
- 三 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、都市計画対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

2 前条第2項の規定は、前項各号に掲げる事項の記載について準用する。

3 条例第36条第2項により読み替えて適用される条例第14条第1項第1号に掲げる事項のうち条例第36条第2項により読み替えて適用される条例第6条第1項第3号に係るものの記載は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）及び必要に応じ関係する地方公共団体、専門家その他の者からの聴取又は現地の状況の確認により把握した結果を、第2条第1項第2号の規定の例により区分して行うものとする。

4 第1項第2号に掲げる事項の記載に当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにするものとする。

5 前条第5項の規定は、条例第36条第2項により読み替えて適用される条例第14条第1項第5号に掲げる事項の記載について準用する。

6 条例第36条第2項により読み替えて適用される条例第14条第1項第6号イに掲げる事項の記載に当たっては、第5条第2項において準用する第1条の6第4項、第6条第2項において準用する第1条の7第2項及び第3項、第6条第4項並びに第7条において明らかにできるようにするものとされた事項の概要、第5条第4項において比較できるようにするものとされた事項の概要並びに予測の前提となる条件と予測の結果との対応関係を明らかにするものとする。

7 条例第36条第2項により読み替えて適用される条例第14条第1項第6号ロに掲げる事項の記載は、第9条の規定による検証の結果、第10条

(準備書の作成)

第13条 条例第14条第1項第1号に掲げる事項のうち対象事業の内容に係る記載は、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

- 一 対象事業の種類及び規模
- 二 対象事業実施区域
- 三 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

2 前条第2項の規定は、前項各号に掲げる事項の記載について準用する。

3 条例第14条第1項第1号に掲げる事項のうち条例第6条第1項第3号に係るものの記載は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）及び必要に応じ関係する地方公共団体、専門家その他の者からの聴取又は現地の状況の確認により把握した結果を、第2条第1項第2号の規定の例により区分して行うものとする。

4 第1項第2号に掲げる事項の記載に当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにするものとする。

5 前条第5項の規定は、条例第14条第1項第5号に掲げる事項の記載について準用する。

6 条例第14条第1項第6号イに掲げる事項の記載に当たっては、第5条第2項において準用する第1条の6第4項、第6条第2項において準用する第1条の7第2項及び第3項、第6条第4項並びに第7条において明らかにできるようにするものとされた事項の概要、第5条第4項において比較できるようにするものとされた事項の概要並びに予測の前提となる条件と予測の結果との対応関係を明らかにするものとする。

7 条例第14条第1項第6号ロに掲げる事項の記載は、第9条の規定による検証の結果、第10条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定す

第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する内容を記載して行うものとする。

8 条例第36条第2項により読み替えて適用される条例第14条第1項第6号ハに掲げる事項の記載は、第11条第3項各号に掲げる事項を記載して行うものとする。

9 条例第36条第2項により読み替えて適用される条例第14条第1項第6号ニに掲げる事項の記載に当たっては、同号イからハマまでに掲げる事項の概要を一覧できるようとりまとめるものとする。

(評価書の作成)

第14条 前条(第10項を除く。)の規定は、条例第36条第2項により読み替えて適用される条例第21条第2項第1号に掲げる事項の記載について準用する。

2 条例第36条第2項により読み替えて適用される条例第21条第2項第1号に掲げる事項の記載に当たっては、準備書に記載した事項との相違を明らかにするものとする。

(措置状況報告書の作成)

第15条 措置状況報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 事業者等の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業が実施され、又は実施されようとする区域
- 四 工事の実施の状況又は土地等の存在及び供用の状況
- 五 環境保全措置の内容、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法(既に講じられたものに限る。)
- 六 事後調査を行った場合にあっては、事後調査の結果
- 七 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合にあっては、その者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏

る内容を記載して行うものとする。

8 条例第14条第1項第6号ハに掲げる事項の記載は、第11条第3項各号に掲げる事項を記載して行うものとする。

9 条例第14条第1項第6号ニに掲げる事項の記載に当たっては、同号イからハマまでに掲げる事項の概要を一覧できるようとりまとめるものとする。

10 条例第14条第2項において準用する条例第6条第2項の規定により二以上の対象事業について併せて準備書を作成した場合には、準備書にその旨を明らかにするものとする。

(評価書の作成)

第14条 前条(第10項を除く。)の規定は、条例第21条第2項第1号に掲げる事項の記載について準用する。

2 条例第21条第2項第1号に掲げる事項の記載に当たっては、準備書に記載した事項との相違を明らかにするものとする。

(措置状況報告書の作成)

第15条 措置状況報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 事業者等の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業が実施され、又は実施されようとする区域
- 四 工事の実施の状況又は土地等の存在及び供用の状況
- 五 環境保全措置の内容、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法(既に講じられたものに限る。)
- 六 事後調査を行った場合にあっては、事後調査の結果
- 七 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合にあっては、その者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏

<p>名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>八 専門家等の助言を受けた場合はその内容と専門分野等（可能な限り、専門家等の所属機関の種別を含めるものとする。）</p> <p>2 前項第5号に掲げる事項の記載に当たっては、評価書に記載した事項と異なる場合にあつては、その理由を明らかにするものとする。</p> <p>3 第1項第6号に掲げる事項の記載に当たっては、次に掲げる事項を明らかにするものとする。</p> <p>一 環境影響評価の結果との比較検討の結果</p> <p>二 事後調査の項目又は手法が評価書に記載したものと異なる場合にあつては、その理由</p> <p>三 事業者等以外の者が把握する環境の状況に関する情報を活用した場合にあつては、当該事業者等以外の者との協力又は当該事業者等以外の者への要請の方法及び内容</p>	<p>名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>八 専門家等の助言を受けた場合はその内容と専門分野等（可能な限り、専門家等の所属機関の種別を含めるものとする。）</p> <p>2 前項第5号に掲げる事項の記載に当たっては、評価書に記載した事項と異なる場合にあつては、その理由を明らかにするものとする。</p> <p>3 第1項第6号に掲げる事項の記載に当たっては、次に掲げる事項を明らかにするものとする。</p> <p>一 環境影響評価の結果との比較検討の結果</p> <p>二 事後調査の項目又は手法が評価書に記載したものと異なる場合にあつては、その理由</p> <p>三 事業者等以外の者が把握する環境の状況に関する情報を活用した場合にあつては、当該事業者等以外の者との協力又は当該事業者等以外の者への要請の方法及び内容</p>
---	---

2-2 対象港湾計画に係る環境影響評価その他の手続の準用規定に係る技術指針読替対照表（第17条第2項関係）

※準用後の規定を実際の環境影響評価その他の手続の順番に並び替えたもの

読替規定（＝指針による読み替え 一条例による読み替え）	技術指針
<p>(<u>港湾環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握</u>)</p> <p>第1条の3 <u>対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象港湾計画に定められる港湾開発等の内容(以下この条から第1条の8までにおいて「事業特性」という。)並びに対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域及びその周囲の自然的社会的状況(以下この条から第1条の8までにおいて「地域特性」という。)に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。</u></p> <p>一 事業特性に関する情報</p> <p>イ <u>対象港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域(決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。)の面積</u></p> <p>ロ <u>対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域</u></p> <p>ニ 工事の実施が完了した後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であつて対象港湾計画に係る港湾開発等の目的に含まれるものの概要</p> <p>二 地域特性に関する情報</p> <p>イ 自然的状況</p> <p>(1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境(以下「大気環境」という。)の状況(環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定により定められた環境上の条件について</p>	<p>(<u>計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握</u>)</p> <p>第1条の3 <u>第一種事業等に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種事業等の内容(以下この条から第1条の8までにおいて「事業特性」という。)並びに事業実施想定区域及びその周囲の自然的社会的状況(以下この条から第1条の8までにおいて「地域特性」という。)に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。</u></p> <p>一 事業特性に関する情報</p> <p>イ <u>第一種事業等の規模</u></p> <p>ロ <u>事業実施想定区域</u></p> <p>ハ <u>第一種事業等の工事の実施(以下この条から第1条の8までにおいて「工事の実施」という。)に係る工法、期間及び工程計画に関する事項</u></p> <p>ニ 工事の実施が完了した後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であつて第一種事業等の目的に含まれるものの概要</p> <p>二 地域特性に関する情報</p> <p>イ 自然的状況</p> <p>(1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境(以下「大気環境」という。)の状況(環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定により定められた環境上の条件について</p>

<p>の基準（以下「環境基準」という。）の確保の状況を含む。）</p> <p>(2) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（以下「水環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）</p> <p>(3) 土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）</p> <p>(4) 地形及び地質の状況</p> <p>(5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況</p> <p>(6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況</p> <p>ロ 社会的状況</p> <p>(1) 人口及び産業の状況</p> <p>(2) 土地利用の状況</p> <p>(3) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況</p> <p>(4) 交通の状況</p> <p>(5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況</p> <p>(6) 下水道の整備の状況</p> <p>(7) 環境の保全を目的とする法令又は条例(以下「法令等」という。)により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容</p> <p>(8) その他の事項</p> <p>2 前項第2号に掲げる情報は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとする。この場合において、当該資料については、その出典を明らかにできるよう<u>整理するとともに、必要に応じ、関係する地方公共団体、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からその知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めるものとする。</u></p> <p>第2条</p> <p>2 <u>第17条第2項</u>において準用する第1条の3第1項第1号に掲げる</p>	<p>の基準（以下「環境基準」という。）の確保の状況を含む。）</p> <p>(2) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（以下「水環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）</p> <p>(3) 土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）</p> <p>(4) 地形及び地質の状況</p> <p>(5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況</p> <p>(6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況</p> <p>ロ 社会的状況</p> <p>(1) 人口及び産業の状況</p> <p>(2) 土地利用の状況</p> <p>(3) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況</p> <p>(4) 交通の状況</p> <p>(5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況</p> <p>(6) 下水道の整備の状況</p> <p>(7) 環境の保全を目的とする法令又は条例(以下「法令等」という。)により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容</p> <p>(8) その他の事項</p> <p>2 前項第2号に掲げる情報は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとする。この場合において、当該資料については、その出典を明らかにできるよう<u>整理するものとする。</u></p> <p>第2条</p> <p>2 <u>前項</u>において準用する第1条の3第1項第1号に掲げる情報を把</p>
---	--

情報を把握するに当たっては、当該対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握するものとする。

(港湾環境影響評価の項目の選定)

第3条 対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価の項目の選定は、当該対象港湾計画に定められる港湾開発等に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより行うものとする。

2 前項の規定による検討は、次に掲げる各影響要因に関し、物質を排出し、又は既存の環境を損ない、若しくは変化させることとなる要因として事業特性に応じて適切に区分された影響要因ごとに行うものとする。

二 工事の実施が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象港湾計画に定められる港湾開発等の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。以下「土地等の存在及び供用」という。）

握するに当たっては、当該対象事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握するものとする。

(環境影響評価の項目の選定)

第3条 対象事業に係る環境影響評価の項目の選定は、当該対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより行うものとする。

2 前項の規定による検討は、次に掲げる各影響要因に関し、物質を排出し、又は既存の環境を損ない、若しくは変化させることとなる要因として事業特性に応じて適切に区分された影響要因ごとに行うものとする。

一 工事の実施（対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）

二 工事の実施が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。以下「土地等の存在及び供用」という。）

3 第1条の4第3項及び第4項の規定は第一項の規定による検討について、同条第5項の規定は第1項の規定による項目の選定について、それぞれ準用する。この場合において、同条第3項から第5項までの規定中「第1項」とあるのは「第3条第1項」と読み替えるものとする。

第1条の4

3 第17条第2項において準用する第3条第1項の規定による検討は、次に掲げる環境要素に関し、法令等による規制又は目標の有無並びに環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分された環境要素ごとに行うものとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価が行われるべき環境要素（第四号に掲げるものを除く。）

イ 大気環境

- (1) 大気質
- (2) 騒音（周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音によるものを含む。）及び超低周波音（周波数が二十ヘルツ以下の音をいう。）
- (3) 振動
- (4) 悪臭
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素

ロ 水環境

- (1) 水質（地下水の水質を除く。）
- (2) 水底の底質
- (3) 地下水の水質及び水位
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素

ハ その他の環境（イ及びロに掲げるものを除く。）

- (1) 地形及び地質
- (2) 地盤
- (3) 土壌
- (4) その他の環境要素

二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価が行われるべき環境要素（第4号に掲げるものを

第1条の4

3 第1項の規定による検討は、次に掲げる環境要素に関し、法令等による規制又は目標の有無並びに環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分された環境要素ごとに行うものとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価が行われるべき環境要素（第四号に掲げるものを除く。）

イ 大気環境

- (1) 大気質
- (2) 騒音（周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音によるものを含む。）及び超低周波音（周波数が二十ヘルツ以下の音をいう。）
- (3) 振動
- (4) 悪臭
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素

ロ 水環境

- (1) 水質（地下水の水質を除く。）
- (2) 水底の底質
- (3) 地下水の水質及び水位
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素

ハ その他の環境（イ及びロに掲げるものを除く。）

- (1) 地形及び地質
- (2) 地盤
- (3) 土壌
- (4) その他の環境要素

二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価が行われるべき環境要素（第4号に掲げるものを

<p>除く。)</p> <p>イ 動物</p> <p>ロ 植物</p> <p>ハ 生態系</p> <p>三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価が行われるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>イ 景観</p> <p>ロ 人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価が行われるべき環境要素</p> <p>イ 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。以下同じ。）</p> <p>第3条</p> <p>4 <u>港湾環境影響評価</u>の手法を選定し、又は<u>港湾環境影響評価</u>を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ選定項目の見直しを行うものとする。</p> <p>（<u>港湾環境影響評価</u>の項目に係る調査、予測及び評価の手法）</p> <p>第4条 <u>対象港湾計画</u>に定められる<u>港湾開発等</u>に係る<u>港湾環境影響評価</u>の調査、予測及び評価の手法の選定は、選定項目ごとに選定項目の特性及び<u>対象港湾計画</u>に定められる<u>港湾開発等</u>が及ぼすおそれがある<u>港湾環境影響</u>の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定項目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手法について、次条から第七条までに定めるところにより選定して行うものとする。</p> <p>一 <u>第17条第2項</u>において準用する第1条の4第3項第1号に掲げる環境要素に係る選定項目 汚染物質の濃度その他の指標により</p>	<p>除く。)</p> <p>イ 動物</p> <p>ロ 植物</p> <p>ハ 生態系</p> <p>三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価が行われるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>イ 景観</p> <p>ロ 人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価が行われるべき環境要素</p> <p>イ 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。以下同じ。）</p> <p>第3条</p> <p>4 <u>環境影響評価</u>の手法を選定し、又は<u>環境影響評価</u>を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ選定項目の見直しを行うものとする。</p> <p>（<u>環境影響評価</u>の項目に係る調査、予測及び評価の手法）</p> <p>第4条 <u>対象事業</u>に係る<u>環境影響評価</u>の調査、予測及び評価の手法の選定は、選定項目ごとに選定項目の特性及び<u>対象事業</u>が及ぼすおそれがある<u>環境影響</u>の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定項目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手法について、次条から第七条までに定めるところにより選定して行うものとする。</p> <p>一 <u>前条第3項</u>において準用する第1条の4第3項第1号に掲げる環境要素に係る選定項目 汚染物質の濃度その他の指標により測</p>
---	--

測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす港湾環境影響を把握する手法

二 第17条第2項において準用する第1条の4第3項第2号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定項目 陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

三 第17条第2項において準用する第1条の4第3項第2号ハに掲げる環境要素に係る選定項目 地域を特徴付ける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。）及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する港湾環境影響の程度を把握する手法その他の適切に生態系への港湾環境影響を把握する手法

四 第17条第2項において準用する第1条の4第3項第3号イに掲げる環境要素に係る選定項目 景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する港湾環境影響の程度を把握する手法

五 第17条第2項において準用する第1条の4第3項第3号ロに掲げる環境要素に係る選定項目 人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施

測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法

二 前条第3項において準用する第1条の4第3項第2号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定項目 陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

三 前条第3項において準用する第1条の4第3項第2号ハに掲げる環境要素に係る選定項目 地域を特徴付ける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。）及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法その他の適切に生態系への環境影響を把握する手法

四 前条第3項において準用する第1条の4第3項第3号イに掲げる環境要素に係る選定項目 景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

五 前条第3項において準用する第1条の4第3項第3号ロに掲げる環境要素に係る選定項目 人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施

設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する港湾環境影響の程度を把握する手法

六 第17条第2項において準用する第1条の4第3項第4号に掲げる環境要素に係る選定項目 廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握する手法

- 3 第1項の規定により対象事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法を選定するに当たっては、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、第2条第1項において準用する第1条の3及び第2条第2項の規定により把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、最適な手法を選定するものとする。
- 4 第1項の規定による手法の選定は、第2条の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて行うものとする。この場合においては、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。
- 5 港湾環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ第1項の規定により選定された手法の見直しを行うものとする。
- 6 第1項の規定による手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理するものとする。

(港湾環境影響評価の項目に係る調査の手法)

第5条 対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価の調査の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目に

設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

六 前条第3項において準用する第1条の4第3項第4号に掲げる環境要素に係る選定項目 廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握する手法

2 前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。

- 3 第1項の規定により対象事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法を選定するに当たっては、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、第2条第1項において準用する第1条の3及び第2条第2項の規定により把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、最適な手法を選定するものとする。
- 4 第1項の規定による手法の選定は、第2条の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて行うものとする。この場合においては、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。
- 5 環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ第1項の規定により選定された手法の見直しを行うものとする。
- 6 第1項の規定による手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理するものとする。

(環境影響評価の項目に係る調査の手法)

第5条 対象事業に係る環境影響評価の調査の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行う

について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。この場合において、地域特性を勘案するに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることに留意するものとする。

一 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

二 調査の基本的な手法 国又は地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

三 調査の対象とする地域（以下「調査地域」という。） 対象港湾計画に定められる港湾開発等の実施により選定項目に関する環境要素に係る港湾環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

四 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（以下「調査地点」という。） 調査すべき情報の内容及び特に港湾環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点

五 調査に係る期間、時期又は時間帯（以下「調査期間等」という。） 調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

ために必要な範囲内で、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。この場合において、地域特性を勘案するに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることに留意するものとする。

一 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

二 調査の基本的な手法 国又は地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

三 調査の対象とする地域（以下「調査地域」という。） 対象事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

四 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（以下「調査地点」という。） 調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点

五 調査に係る期間、時期又は時間帯（以下「調査期間等」という。） 調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

2 第1条の6第2項から第4項までの規定は、前項の対象事業に係る環境影響評価の調査の手法について準用する。この場合において、同条第2項中「前項第2号」とあるのは「第5条第1項第2号」と、第1条の6第3項中「第1項」とあるのは「第5条第1項」と、「現

地調査及び踏査等を行う場合」とあるのは「調査の手法を選定するに当たって」と、同条第4項中「文献名その他の当該情報の出自等」とあるのは「文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性」と読み替えるものとする。

第1条の6

2 前項第2号に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定事項に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。

3 第1項の規定により現地調査及び踏査等を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意するものとする。

4 調査の手法の選定に当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。

第5条

3 第1項第5号に規定する調査に係る期間は、季節による変動を把握する必要がある調査に係るものにあつてはこれを適切に把握することができるように、年間を通じた調査に係るものにあつては必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するように、設定するものとする。

第1条の6

2 第17条第2項において準用する第5条第1項第2号に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定項目に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。

3 第17条第2項において準用する第5条第1項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意するものとする。

4 調査の手法の選定に当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。

第5条

3 第1項第5号に規定する調査に係る期間は、季節による変動を把握する必要がある調査に係るものにあつてはこれを適切に把握することができるように、年間を通じた調査に係るものにあつては必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するように、設定するものとする。

4 調査の手法の選定に当たっては、既存の長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合には、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにするものとする。

(港湾環境影響評価の項目に係る予測の手法)

第6条 対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価の予測の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある港湾環境影響の程度を把握する手法として、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により、定量的に把握する手法（定量的な把握が困難な場合にあつては、定性的に把握する手法）

二 予測地域 調査地域のうちから適切に選定された地域

三 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点 選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点

四 予測の対象とする時期又は時間帯 選定項目ごとの港湾環境影響を的確に把握できる時期又は時間帯

4 調査の手法の選定に当たっては、既存の長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合には、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにするものとする。

(環境影響評価の項目に係る予測の手法)

第6条 対象事業に係る環境影響評価の予測の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により、定量的に把握する手法（定量的な把握が困難な場合にあつては、定性的に把握する手法）

二 予測地域 調査地域のうちから適切に選定された地域

三 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点 選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点

四 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 供用開始後に定常状態になる時期、供用開始後に環境影響が最大になる時期（当該時期を設定することができる場合に限る。）、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯

2 第1条の7第2項及び第3項の規定は、前項の対象事業に係る環

第1条の7

- 2 予測の手法の選定に当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項を、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を明らかにできるようにするものとする。
- 3 予測の手法の選定に当たっては、新規の手法を用いる場合その他の港湾環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る港湾環境影響の程度を勘案し必要なときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。この場合においては、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする。

境影響評価の予測の手法について準用する。この場合において、第1条の7第3項中「予測の前提となる条件その他の」とあるのは「予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の」と、同条第4項中「第一種事業等に」とあるのは「対象事業に」と、「とする。」とあるのは「とする。この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする。」と読み替えるものとする。

- 3 第1項第4号に規定する予測の対象とする時期については、工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに 長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合にあっては、同号に規定する時期での予測に加え、必要に応じ中間的な時期での予測を行うものとする。

第1条の7

- 2 予測の手法の選定に当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項を、選定事項の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を明らかにできるようにするものとする。
- 3 予測の手法の選定に当たっては、新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要なときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。

第6条

4 予測の手法の選定に当たっては、対象港湾計画以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況(将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあつては、現在の環境の状況)を明らかにできるように整理し、これを勘案して予測が行われるようにするものとする。この場合において、当該地域の将来の環境の状況は、関係する地方公共団体が有する情報を収集して推定するよう努めるものとし、将来の環境の状況の推定に当たって、国又は地方公共団体により行われる環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるようにするものとする。

(港湾環境影響評価の項目に係る評価の手法)

第7条 対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価の評価の手法の選定に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

- 一 調査及び予測の結果並びに次条第1項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象港湾計画に定められる港湾開発等の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討すること。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。
- 二 国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、評価において当該基準又は目標を用いることとした考え方を明らかにし、かつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結

第6条

4 予測の手法の選定に当たっては、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況(将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあつては、現在の環境の状況)を明らかにできるように整理し、これを勘案して予測が行われるようにするものとする。この場合において、当該地域の将来の環境の状況は、関係する地方公共団体が有する情報を収集して推定するよう努めるものとし、将来の環境の状況の推定に当たって、国又は地方公共団体により行われる環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるようにするものとする。

(環境影響評価の項目に係る評価の手法)

第7条 対象事業に係る環境影響評価の評価の手法の選定に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

- 一 調査及び予測の結果並びに次条第1項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討すること。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。
- 二 国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、評価において当該基準又は目標を用いることとした考え方を明らかにし、かつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結

果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。

三 港湾管理者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

(環境保全措置の検討)

第8条 対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価を行うに当たっては、港湾環境影響がないと判断される場合及び港湾環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあつては、港湾管理者により実行可能な範囲内で選定項目に係る港湾環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該港湾環境影響に係る環境要素に関して国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討するものとする。

2 環境保全措置の検討に当たっては、港湾環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討するものとする。

(検討結果の検証)

第9条 環境保全措置の検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、港湾管理者により実行可能な範囲内で対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾

果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。

三 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

(環境保全措置の検討)

第8条 対象事業に係る環境影響評価を行うに当たっては、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあつては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討するものとする。

2 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討するものとする。

(検討結果の検証)

第9条 環境保全措置の検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低

環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証するものとする。

(検討結果の整理)

第10条 環境保全措置の検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理するものとする。

- 一 環境保全措置の内容、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法
- 二 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
- 三 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境への影響
- 四 代償措置にあつては、港湾環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由
- 五 代償措置にあつては、損なわれる環境及び当該環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ又は創出される環境に係る環境要素の種類及び内容
- 六 代償措置にあつては、当該代償措置の効果の予測の根拠及び当該代償措置の実施が可能であると判断した根拠

2 環境保全措置の検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理するものとする。

(事後調査)

第11条 次に掲げる場合において、港湾環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、港湾環境影響を的確に把握できる時期に

減されているかどうかを検証するものとする。

(検討結果の整理)

第10条 環境保全措置の検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理するものとする。

- 一 環境保全措置の内容、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法
- 二 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
- 三 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境への影響
- 四 代償措置にあつては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由
- 五 代償措置にあつては、損なわれる環境及び当該環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ又は創出される環境に係る環境要素の種類及び内容
- 六 代償措置にあつては、当該代償措置の効果の予測の根拠及び当該代償措置の実施が可能であると判断した根拠

2 環境保全措置の検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理するものとする。また、位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行ったときは、当該位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理するものとする。

(事後調査)

第11条 次に掲げる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、工事の実施の間及び対象事業に係る土地又は

おいて環境の状況を把握するための調査（以下「事後調査」という。）を行うものとする。

- 一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
 - 二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
 - 三 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
 - 四 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合
- 2 事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
- 一 事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ、適切な項目を選定すること。
 - 二 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と港湾環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。
 - 三 事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。
 - 四 必要に応じ専門家等の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。
- 3 事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするよう努めるものとする。
- 一 事後調査を行うこととした理由
 - 二 事後調査の項目及び手法
 - 三 事後調査の結果により港湾環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針
 - 四 港湾管理者以外の者が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合にあつては、当該事業者以外の者との協力又は

工作物の供用開始後の環境の状況を把握するための調査（以下「事後調査」という。）を行うものとする。

- 一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
 - 二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
 - 三 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
 - 四 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合
- 2 事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
- 一 事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ、適切な項目を選定すること。
 - 二 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。
 - 三 事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。
 - 四 必要に応じ専門家等の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。
- 3 事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするよう努めるものとする。
- 一 事後調査を行うこととした理由
 - 二 事後調査の項目及び手法
 - 三 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針
 - 四 事業者以外の者が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合にあつては、当該事業者以外の者との協力又は当該

当該港湾管理者以外の者への要請の方法及び内容

- 六 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項
- 4 事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意しなければならない。

(準備書の作成)

第13条 条例第42条第2項の規定により読み替えて準用される条例第14条第1項第1号に掲げる事項のうち対象港湾計画に定められる港湾開発等の内容に係る記載は、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

- 一 対象港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域(決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。)の面積
- 二 対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域

- 四 前3号に掲げるもののほか、対象港湾計画に定められる港湾開発等の内容に関する事項であつて、その変更により港湾環境影響が変化することとなるもの
- 2 前条第2項の規定は、前項各号に掲げる事項の記載について準用する。
- 3 条例第四42条第2項の規定により読み替えて準用される条例第14条第1項第1号に掲げる事項のうち条例第6条第1項第3号に係るものの記載は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結

事業者以外の者への要請の方法及び内容

五 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあつては、当該実施主体の氏名(法人にあつては、その名称)並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容

- 六 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項
- 4 事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意しなければならない。

(準備書の作成)

第13条 条例第14条第1項第1号に掲げる事項のうち対象事業の内容に係る記載は、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

- 一 対象事業の種類及び規模

- 二 対象事業実施区域
- 三 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項

- 四 前3号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項であつて、その変更により環境影響が変化することとなるもの
- 2 前条第2項の規定は、前項各号に掲げる事項の記載について準用する。
- 3 条例第14条第1項第1号に掲げる事項のうち条例第6条第1項第3号に係るものの記載は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果(当該資料の出典を含む。)及び必要に応じ関係する地

果（当該資料の出典を含む。）及び必要に応じ関係する地方公共団体、専門家その他の者からの聴取又は現地の状況の確認により把握した結果を、第2条第1項第2号の規定の例により区分して行うものとする。

4 第1項第2号に掲げる事項の記載に当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにするものとする。

5 前条第5項の規定は、条例第四42条第2項の規定により読み替えて準用される条例第14条第1項第5号に掲げる事項の記載について準用する。

6 条例第42条第2項の規定により読み替えて準用される条例第14条第1項第6号イに掲げる事項の記載に当たっては、第5条第2項において準用する第1条の6第4項、第6条第2項において準用する第1条の7第2項及び第3項、第6条第4項並びに第7条において明らかにできるようにするものとされた事項の概要、第5条第6項において比較できるようにするものとされた事項の概要並びに予測の前提となる条件と予測の結果との対応関係を明らかにするものとする。

7 条例第42条第2項の規定により読み替えて準用される条例第14条第1項第6号ロに掲げる事項の記載は、第9条の規定による検証の結果、第10条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する内容を記載して行うものとする。

8 条例第42条第2項の規定により読み替えて準用される条例第14条第1項第6号ハに掲げる事項の記載は、第11条第3項各号に掲げる事項を記載して行うものとする。

9 条例第42条第2項の規定により読み替えて準用される条例第14条第1項第6号ニに掲げる事項の記載に当たっては、同号イからハまでに掲げる事項の概要を一覧できるようとりまとめるものとする。

方公共団体、専門家その他の者からの聴取又は現地の状況の確認により把握した結果を、第2条第1項第2号の規定の例により区分して行うものとする。

4 第1項第2号に掲げる事項の記載に当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにするものとする。

5 前条第5項の規定は、条例第14条第1項第5号に掲げる事項の記載について準用する。

6 条例第14条第1項第6号イに掲げる事項の記載に当たっては、第5条第2項において準用する第1条の6第4項、第6条第2項において準用する第1条の7第2項及び第3項、第6条第4項並びに第7条において明らかにできるようにするものとされた事項の概要、第5条第4項において比較できるようにするものとされた事項の概要並びに予測の前提となる条件と予測の結果との対応関係を明らかにするものとする。

7 条例第14条第1項第6号ロに掲げる事項の記載は、第9条の規定による検証の結果、第10条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する内容を記載して行うものとする。

8 条例第14条第1項第6号ハに掲げる事項の記載は、第11条第3項各号に掲げる事項を記載して行うものとする。

9 条例第14条第1項第6号ニに掲げる事項の記載に当たっては、同号イからハまでに掲げる事項の概要を一覧できるようとりまとめるものとする。

10 条例第14条第2項において準用する条例第6条第2項の規定により二以上の対象事業について併せて準備書を作成した場合にあっては、準備書にその旨を明らかにするものとする。

(評価書の作成)

第14条 前条(第10項を除く。)の規定は、条例第42条第2項の規定により読み替えて準用される条例第21条第2項第1号に掲げる事項の記載について準用する。

2 条例第42条第2項の規定により読み替えて準用される条例第21条第2項第1号に掲げる事項の記載に当たっては、準備書に記載した事項との相違を明らかにするものとする。

(措置状況報告書の作成)

第15条 措置状況報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 港湾管理者の名称及び住所

二 対象港湾計画の名称並びに対象港湾計画に定められた港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域(決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。)の面積

三 対象港湾計画に定められる開発等が実施され、又は実施されようとする区域

四 土地等の存在及び供用の状況

五 環境保全措置の内容、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法(既に講じられたものに限る。)

六 事後調査を行った場合にあっては、事後調査の結果

七 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合にあっては、その者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

八 専門家等の助言を受けた場合はその内容と専門分野等(可能な限り、専門家等の所属機関の種別を含めるものとする。)

2 前項第5号に掲げる事項の記載に当たっては、評価書に記載した

(評価書の作成)

第14条 前条(第10項を除く。)の規定は、条例第二十一条第二項第一号に掲げる事項の記載について準用する。

2 条例第21条第2項第1号に掲げる事項の記載に当たっては、準備書に記載した事項との相違を明らかにするものとする。

(措置状況報告書の作成)

第15条 措置状況報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 事業者等の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 対象事業が実施され、又は実施されようとする区域

四 工事の実施の状況又は土地等の存在及び供用の状況

五 環境保全措置の内容、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法(既に講じられたものに限る。)

六 事後調査を行った場合にあっては、事後調査の結果

七 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合にあっては、その者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

八 専門家等の助言を受けた場合はその内容と専門分野等(可能な限り、専門家等の所属機関の種別を含めるものとする。)

2 前項第5号に掲げる事項の記載に当たっては、評価書に記載した

<p>事項と異なる場合にあつては、その理由を明らかにするものとする。</p> <p>3 第1項第6号に掲げる事項の記載に当たっては、次に掲げる事項を明らかにするものとする。</p> <p>一 <u>港湾環境影響評価の結果との比較検討の結果</u></p> <p>二 事後調査の項目又は手法が評価書に記載したものと異なる場合にあつては、その理由</p> <p>三 <u>港湾管理者以外の者が把握する環境の状況に関する情報を活用した場合</u>にあつては、当該港湾管理者以外の者との協力又は当該港湾管理者以外の者への要請の方法及び内容</p>	<p>事項と異なる場合にあつては、その理由を明らかにするものとする。</p> <p>3 第1項第6号に掲げる事項の記載に当たっては、次に掲げる事項を明らかにするものとする。</p> <p>一 <u>環境影響評価の結果との比較検討の結果</u></p> <p>二 事後調査の項目又は手法が評価書に記載したものと異なる場合にあつては、その理由</p> <p>三 <u>事業者等以外の者が把握する環境の状況に関する情報を活用した場合</u>にあつては、当該事業者等以外の者との協力又は当該事業者等以外の者への要請の方法及び内容</p>
---	--